

平成 29 年度

包括外部監査の結果報告書

〔 学校教育に係る財務事務の執行について 〕

豊中市包括外部監査人
公認会計士 谷川 淳

目次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(テーマ)	1
3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由	1
4. 監査対象年度	1
5. 監査の方法	2
6. 監査の実施期間	3
7. 補助者	3
8. 利害関係	3
第2 監査対象の概要	4
1. 教育委員会制度	4
2. 豊中市の教育	6
3. 豊中市の教育費	9
第3 監査の総括	27
1. 適正な事務執行に向けて	27
2. 監査の結果及び意見の一覧	31
第4 監査の結果及び意見	36
I 教育総務課	36
1. 教育総務課車両管理	36
2. 教育振興基金	40
3. 小学校施設運営、中学校施設運営	46
4. 小学校施設管理、中学校施設管理	51
5. 学校施設整備事業	56
II 人権教育課	63
1. 日本語指導・通訳派遣事業	63
2. 研究団体の育成	65
3. 進路選択支援事業	67
4. 渡日相談室事業	69

Ⅲ 読書振興課	71
1. 学校図書館システムの運用	71
Ⅳ 教職員課	75
1. 大阪府豊能地区教職員人事協議会事務	75
Ⅴ 学校教育課	77
1. 学籍管理等業務支援オンラインシステムの運用	77
2. 奨学金事務	79
3. 入学支度金貸付あっせん	85
4. 特別支援教育就学奨励(小学校・中学校)	88
5. 要・準要保護就学援助(小学校・中学校)	92
6. 各種負担金・補助金(保健振興費)	100
7. 小学校児童健康管理・中学校生徒健康管理	102
8. 小学校学校配当・中学校学校配当(医薬材料事務)	104
9. 豊中市立小中学校教育研究会	106
10. 小学校英語(外国語)体験活動	109
11. 各種負担金・補助金(研修指導費)	111
12. サウンドスクール事業	114
13. 社会科副読本の作成	116
Ⅵ 児童生徒課	119
1. 学校問題解決支援事業	119
2. スクールサポーター配置事業	123
3. 地域ボランティア支援事業	127
4. 子どもの居場所づくり	130
5. 千里少年文化館耐震化事業	135
6. 各種相談記録等の取扱いについて(各事業共通)	139
7. 新たな任用制度への対応策の検討について(各事業共通)	143
Ⅶ 学校給食課	147
1. 給食食材の調達	147
2. 学校給食調理業務	152
3. 給食配膳室整備(小学校施設整備費)	154
4. 中学校給食事業	157

Ⅷ 教育センター	159
1. 教育情報化推進事業(小学校管理費)	159
2. 言語力向上推進事業「ことばフレンズ豊中」.....	162
3. 教育センター施設管理	164
Ⅸ 小中学校	166
1. 学校運営経費にかかる公費負担と受益者負担の区分	166
2. 小学校学校配当、中学校学校配当	168
3. 学校徴収金	178

(注:本報告書の表記方法について)

1.端数処理

報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満については切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2.数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として豊中市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

そのほかの資料を用いたものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3.監査の結果及び意見

監査の結論を「監査の結果」と「監査の意見」に分けて記載している。

監査の結果	法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項
監査の意見	監査の結果以外で、改善・検討を求める事項

4.元号に関する表記上の注意点

報告書作成時点(平成30年2月)においては、新元号が定められていないため、本報告書では、平成31年以降の元号についても「平成」を使用している。

新元号が定められた際は、読み替えのこと。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

学校教育に係る財務事務の執行について

3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

学校教育を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行や家族形態・地域社会の変化、さらには社会経済環境の変化によって大きな影響を受けている。また、いじめや不登校、子どもの貧困など、学校現場が対処すべき課題は、多様化、複雑化している。

このような状況の中、豊中市では、「豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「豊中市教育振興計画」に基づき、市長と教育委員会が密接に連携を図りながら、教育施策の総合的な推進を図っている。また、教育費の平成 28 年度当初予算額は 14,898 百万円と、一般会計歳出当初予算額の約 10%を占めているとともに、社会保障関係経費の増大等に伴い、財政状況が厳しくなることが見込まれる中、教育の充実が求められている。

以上のことから、学校教育を取り巻く環境変化や複雑化した課題への対応が適切になされているか、学校教育に係る財務事務の執行について監査を行うことは、今後の豊中市の行財政運営にとって有用であると判断し、特定の事件(テーマ)として選定した。

4. 監査対象年度

原則として、平成 28 年度

(必要に応じて平成 27 年度以前の各年度及び平成 29 年度についても対象とした。)

5. 監査の方法

(1) 監査の視点

- ・学校教育に係る財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。
- ・学校教育に係る財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- ・教育委員会事務局と学校、教育機関及び市長部局との連携が適切に図られているか。
- ・公費会計と私費会計の区分は明確になっているか。

(2) 主な監査手続

- ・学校教育に係る事業の概要をヒアリングにより把握し、課題等を分析する。
- ・関係書類の閲覧及び担当部署への質問を行う。
- ・教育機関及び小中学校の現地調査を実施する。

(3) 監査の対象

① 対象部署

教育費のうち、教育総務費・小学校費及び中学校費を執行している教育委員会事務局各課及び教育機関を対象とした。なお、学校教育を監査テーマとしているため、社会教育費のみを執行している部署は対象外とした。

- ・教育総務課
- ・人権教育課
- ・読書振興課
- ・教職員課
- ・学校教育課
- ・児童生徒課
- ・学校給食課
- ・教育センター

② 対象事業

原則として、教育総務費・小学校費及び中学校費の平成 28 年度歳出決算額が 10 千円以上の細事業を対象とした。

③ 現地調査

下記の教育機関及び小中学校を対象とした。なお、小中学校については、原則として、平成 23 年度以降の豊中市監査委員による定期監査において対象となった小中学校以外の学校から、学校規模や位置を勘案し、対象を決定した。

教育機関	教育センター
	庄内少年文化館
	千里少年文化館
	原田学校給食センター
	走井学校給食センター
小中学校	庄内西小学校
	島田小学校
	東丘小学校
	泉丘小学校
	第三中学校
	第八中学校

6. 監査の実施期間

平成 29 年 5 月 22 日から平成 30 年 2 月 15 日まで

7. 補助者

公認会計士	石崎一登
公認会計士	道幸尚志
公認会計士	金 志煥
公認会計士	宮本和之
公認会計士	木下 哲
公認会計士	山崎愛子

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 教育委員会制度

(1) 制度概要

地方公共団体が、教育・学術・文化に関する事務を行う場合は、その性質上、政治的中立性を確保すること、行政が継続・安定していること、地域住民の意向を反映することが求められる。

これらにこたえるため、都道府県及び市町村等には、知事又は市町村長等から独立した行政委員会として、合議制の執行機関である教育委員会が設置されている(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条、地方自治法第180条の5)。

(2) 法改正

平成27年4月1日から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、「地教行法」という。)の改正により、責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等が行われた。

まず、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置し、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め教育行政の第一義的な責任者を明確にした。

次に、「総合教育会議」を設置し、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層地域住民の意向を反映した教育行政の推進を図ることとした。また、地方公共団体の長に、教育の目標や施策の根本となる方針となる「大綱」の策定を義務付け、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとした。

(3) 組織

教育委員会は、教育長と4人の委員で組織される。ただし、条例で定めるところにより、教育長と5人以上の委員で組織することができる。いずれも、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。

豊中市教育委員会は条例により、教育長と5人の委員で組織されている。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。委員は、教育長に対するチェック機能を果たすため、会議の招集や教育長が委任された事

務の管理・執行状況の報告を求めることができる。なお、教育委員会の権限に属する事務を処理するための事務局が置かれる。

(4) 職務権限

教育委員会の職務権限は、地教行法第 21 条において規定されている。主な事務は以下のとおりである。

- ・ 公立学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること
- ・ 教育財産の管理に関すること
- ・ 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること
- ・ 学齢児童及び生徒の就学や幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること
- ・ 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること
- ・ 教科書その他の教材の取扱いに関すること
- ・ 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること
- ・ 学校給食に関すること
- ・ 社会教育に関すること
- ・ その他の教育に関する事務

2. 豊中市の教育

(1) 豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

地教行法第1条の3第1項の規定に基づき、「豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」(以下、「大綱」という。)を策定している。

大綱には、以下の項目が掲げられている。

- 第一 子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます
- 第二 子どもたちを育む学校園、家庭、地域の連携を進めます
- 第三 子どもや若者の健やかな成長が図られるよう支援を進めます
- 第四 生涯をとおした学びの機会の充実や市民文化の振興を進めます

大綱は、総合教育会議での協議・調整を経て、策定されている。総合教育会議では、大綱の策定のほか、重点的に講ずべき施策や緊急の場合に講ずべき措置について、協議・調整を行うことで、市長と教育委員会の情報共有・連携をさらに深め、より充実した教育を推進することをめざしている。

なお、平成28年度の総合教育会議では、以下の案件について協議が行われた。

開催日	案件
平成28年12月15日	いじめ防止に向けた取り組みについて
平成29年2月13日	「魅力ある学校」づくり構想の検討状況について

(2) 豊中市教育振興計画

教育基本法第17条第2項では、地方公共団体は「教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」としている。

これを受けて、市では、市の教育の中長期的な目標や基本的な方向性を明らかにするとともに、年度ごとの教育方針を定める際の指針となるものとして、「豊中市教育振興計画」(以下、「教育振興計画」という。)を策定している。この計画は、平成22年度から平成32年度までの概ね10年間を展望した計画としている。

教育振興計画の基本理念及び施策の基本方向は、以下のとおりである。

(基本理念)

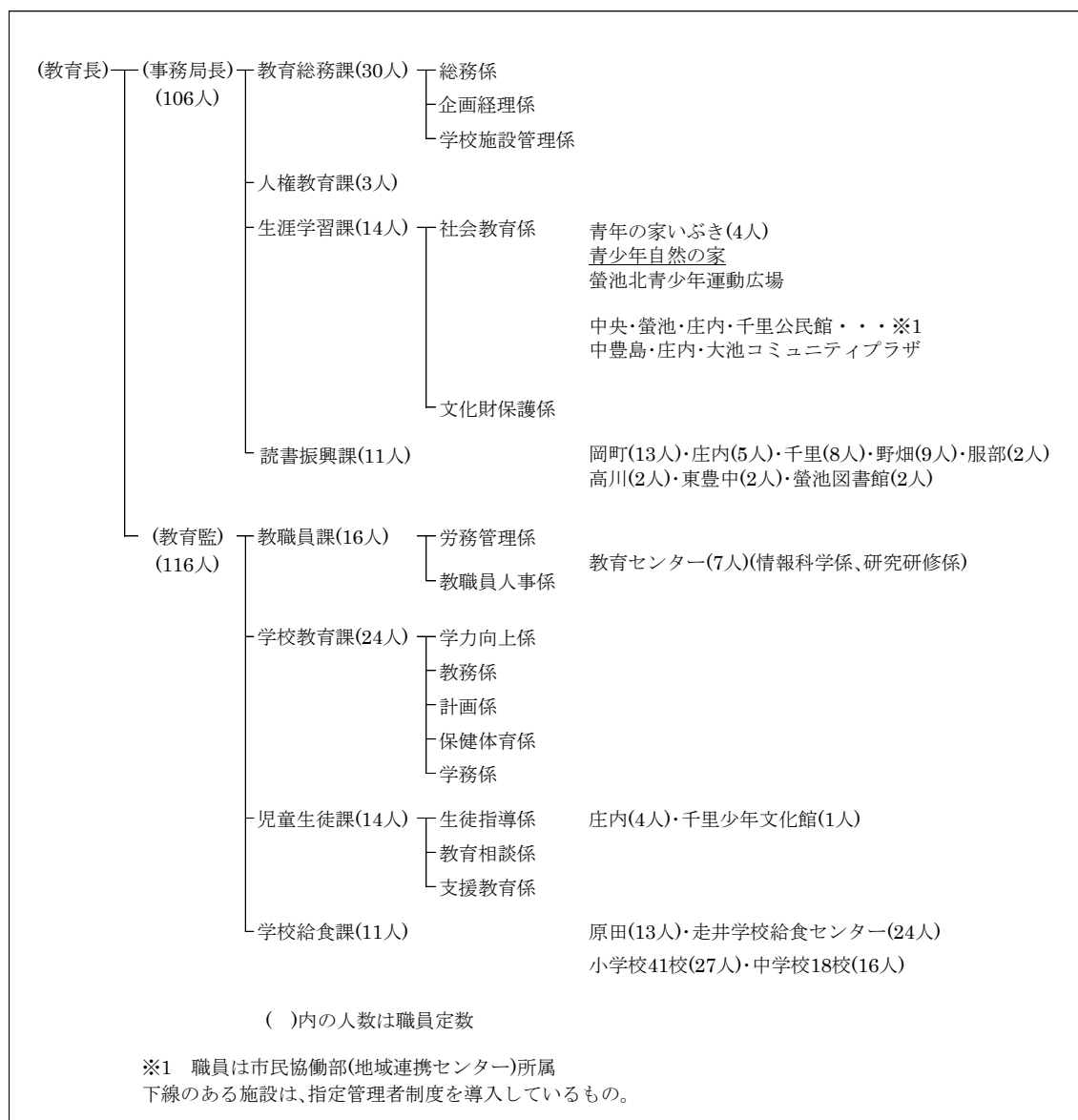
人とつながり、未来を拓く「学びの循環都市」をめざして

(施策の基本方向)

1. 子どもたちの「人とつながり、未来を切り拓く力」を育みます
2. 家庭・地域への支援を進めます
3. 学校園・家庭・地域の連携を促進します
4. 社会教育の充実をめざします
5. 教育に関わる環境や条件の整備を進めます

(3) 豊中市教育委員会の組織機構

平成 29 年 4 月 1 日現在の豊中市教育委員会の組織機構は、以下のとおりとなっている。



(出典:平成 29 年度(2017 年度)とよなか教育要覧)

なお、監査の対象で述べたとおり、社会教育費のみを執行している部署である、生涯学習課、生涯学習課に属する教育機関(公民館等)及び読書振興課に属する教育機関(図書館)については、監査の対象外としている。

また、教育総務課には、学校施設の建築整備計画、維持修繕等に関する事務を担当する特任主幹が置かれている。

3. 豊中市の教育費

(1) 教育費の推移

豊中市における過去5年間の教育費及び一般会計歳出決算額の推移は、表1のとおりである。

表1 教育費及び一般会計歳出決算額の推移

(単位:百万円)

	教育費 ①	一般会計歳出決算額 ②	割合 ①/②×100
平成24年度	13,956	145,691	9.6%
平成25年度	14,367	135,975	10.6%
平成26年度	18,448	142,732	12.9%
平成27年度	15,764	143,360	11.0%
平成28年度	13,080	147,652	8.8%

過去5年間に於ける一般会計歳出決算額に占める教育費の割合は概ね10%前後で推移している。歳出決算額に占める割合が最も高いのは民生費であるが、教育費は、民生費に次ぎ、総務費、公債費と並んで、歳出決算額に占める割合が高い予算科目である。

(2) 平成28年度の教育費内訳

平成28年度の教育費の項別内訳は、表2のとおりである。なお、監査の対象で述べたとおり、教育総務費、小学校費及び中学校費を監査の対象としている。

表 2 教育費の項別内訳

(単位:千円)

項	当初予算額	決算額
1 教育総務費	1,823,977	1,690,886
2 小学校費	8,625,939	7,657,392
3 中学校費	2,676,654	2,029,219
4 社会教育費	1,771,469	1,703,354
合計	14,898,039	13,080,853
1～3 (監査の対象)	13,126,570	11,377,498

監査対象とした教育総務費、小学校費及び中学校費の平成 28 年度における節別内訳は、表 3 のとおりである。

表 3 教育費(社会教育費を除く)の節別内訳

(単位:千円)

節	項				構成比
	教育総務費	小学校費	中学校費	合計	
工事請負費	-	3,273,240	845,815	4,119,055	36.2%
需用費	43,049	1,802,999	358,828	2,204,877	19.4%
給料	466,811	392,889	121,077	980,777	8.6%
委託料	80,591	594,458	212,234	887,283	7.8%
報酬	274,868	455,214	110,467	840,549	7.4%
職員手当等	350,915	260,840	72,530	684,285	6.0%
使用料及び賃借料	75,115	268,113	82,219	425,449	3.7%
負担金補助及び交付金	69,905	249,360	100,588	419,854	3.7%
共済費	169,675	121,658	35,476	326,810	2.9%
備品購入費	1,588	131,130	39,396	172,115	1.5%
賃金	42,587	51,803	20,066	114,458	1.0%
その他	115,778	55,683	30,517	201,980	1.8%
合計	1,690,886	7,657,392	2,029,219	11,377,498	100.0%

平成 28 年度の教育費(社会教育費を除く)の内訳を節別にみると、工事請負費が 4,119,055 千円と最も大きく、総額の 36.2%を占めている。次いで、総額に占める割合が高い節としては、給料、報酬、職員手当等、共済費及び賃金(以

下、5つの節を総称して「人件費」という。)が2,946,881千円で総額の25.9%、需用費が2,204,877千円で総額の19.4%を占めている。

これらの節を含め、各節に含まれる支出額の内容をまとめると、表4のとおりである。

表4 各節の支出額の内容

節名称	支出額の内容
工事請負費	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費
需用費	地方公共団体の行政の執行に伴って必要とされる物品(備品、原材料に含まれないもの)の取得及び修理等に要する経費のほか、その効用が比較的短期間に費消される経費
給料	常勤職員等に対して支給するもの
委託料	地方公共団体が行う事務、事業、調査、試験、研究等を特定の者に委託して行わせる対価として支出するもの
報酬	非常勤職員に対して支給するもの
職員手当等	常勤職員等に対して支給する各種手当
使用料及び賃借料	賃貸借契約に基づいて、その対価として支払われるもの
負担金補助及び交付金	地方公共団体が行政の目的を達成するため、一定の事務又は事業等に対して負担、補助及び交付する経費
共済費	職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、相互救済の目的で支出するもの
備品購入費	備品(原則として、長期間その形状を変えないで1年以上使用でき、管理・保管が可能で単価2万円以上の物品)の購入に要する経費
賃金	臨時的任用職員に対して支給するもの

(出典:豊中市会計課資料等をもとに監査人作成)

(3) 学校教育に関する経費の負担関係

学校教育法は、第1条において、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校を同法における学校と定義しているが、このうち、小学校及び中学校について市町村に設置義務が課せられている(学校教育法第38条、第49条)。

そして、学校教育法第5条の規定により、学校の設置者が学校の経費を負担することとされており、学校施設の整備にかかる工事請負費や小中学校において発生する光熱水費などは、学校の設置者である市町村が負担することとなる。

ただし、学校教育法の特別法である市町村立学校職員給与負担法(以下、「給与負担法」という。)第1条の規定により、市町村立の小学校、中学校等に公立義

義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下、「義務教育標準法」という。)に基づき都道府県が定める教職員定数に基づき配置される教職員に係る人件費については、都道府県が負担することとされている。これは、市町村立の小学校、中学校等の教職員の給与は義務的経費であり、かつ多額となるため、都道府県の負担とすることにより、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図ることを目的とするものである。

(4) 工事請負費

① 工事請負費の内訳

平成 28 年度における工事請負費の内訳は、表 5 のとおりである。

表 5 工事請負費の内訳(平成 28 年度)

(単位:千円)

区分	金額
教育総務課特任主幹	
校舎改築・増築等	2,608,286
エレベーター設置事業	182,973
空調設備設置・更新事業	152,371
施設管理	145,378
トイレ改修事業	143,517
小計	3,232,528
学校給食課	
給食配膳室整備	305,008
(仮称)新・第 2 学校給食センター建設事業	281,580
センター対象校運営	9,590
小計	596,179
市長部局	290,348
合計	4,119,055

教育総務課特任主幹においては、老朽化対策や耐震化促進等の対策を重点として学校施設の建築整備、維持修繕に関する事業を行っている。

具体的には、校舎改築・増築等の工事、耐震化工事のほか、エレベーター設置事業、空調及びトイレの改修工事等を実施している。

表 5 における「校舎改築・増築等」の内訳は、表 6 のとおりである。

表 6 校舎改築・増築等にかかる工事請負費

(単位:千円)

細事業名	金額
西丘小学校改築(小学校施設整備費本年度支出額)	1,473,842
南桜塚小学校改築	478,847
第四中学校改築	440,504
校舎増築事業(第十七中学校)	126,886
島田小学校改築・耐震	49,069
第二中学校体育館天井及び天井器具落下防止工事	39,137
合計	2,608,286

一方、学校給食課においては、平成 26 年度から、老朽化の進んでいる原田学校給食センターの代替となる(仮称)新・第 2 学校給食センターの建設事業に着手しており、平成 28 年度は主に旧施設の解体工事が行われている。また、各学校における配膳室についても、(仮称)新・第 2 学校給食センターからの給食配送の受け入れに対応するための改修が行われている。

(5) 人件費

① 教職員の人事給与制度の仕組み

教職員の人事給与に関する大阪府と豊中市の権限関係は、学校教育法、給与負担法、義務教育標準法、地教行法等の規定に基づき、複雑なものとなっている。

教職員の人件費の負担関係及び任免権について、大阪府と豊中市の権限関係を整理すると、以下のようになっている。

ア) 人件費の負担関係

豊中市立の小中学校等の教職員の身分は豊中市の職員であるが、前述のとおり、給与負担法及び義務教育標準法に基づき大阪府が定める教職員定数に基づき配置される教職員(以下、「府費負担教職員」という。)に係る人件費については、大阪府が負担することとされている。

一方、小中学校の教職員であっても豊中市教育委員会の判断により加配する場合や教育委員会事務局及び教育機関の職員(以下、「市費負担教職員」という。)の人件費については、豊中市の負担となる。

イ) 任免権

地教行法第 37 条の規定により、府費負担教職員の任免権は大阪府教育委員会に属するのが原則であるが、大阪府において「府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」が制定され、関係市町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町)が設置する学校の教職員の任免権は、当該市又は町に属するものとされている。

この任免権の移譲を受け、平成 24 年 4 月、「大阪府豊能地区教職員人事協議会」が発足した。なお、豊中市においては、当協議会に関することは教職員課が所掌している(豊中市教育委員会事務局事務分掌規則第 11 条)。

② 豊中市における府費負担教職員の配置状況

豊中市における府費負担教職員の配置状況は、表 7 のとおりである。

表 7 学校への教職員の配置状況(平成 28 年 5 月 1 日現在)

(単位:人)

小学校		中学校	
校長・教頭	84	校長・教頭	37
教諭	882	教諭	498
講師	224	講師	89
養護教諭・助教諭	58	養護教諭・助教諭	25
栄養教諭	4	栄養教諭	2
事務職員	54	事務職員	29
技師	3	技師	1
小計	1,309	小計	681

(出典:平成 28 年度(2016 年度) とよなか教育要覧)

これら府費負担教職員に係る人件費については、大阪府の負担となることから、豊中市における教育費の執行額には含まれない。

③ 市費負担教職員に係る人件費の執行状況

ア) 豊中市における人件費の決算額の状況

豊中市の教育費からは市費負担教職員に係る人件費が執行されるが、平成 28 年度における人件費の決算額を所属毎にまとめると、表 8 のとおりである。

表8 人件費決算額の状況(平成28年度)

(単位:千円)

	給料	報酬	職員手当等	共済費	賃金
教育総務課	980,777	193,572	671,807	326,810	45,272
教育総務費	466,811	25,199	350,915	169,675	12,950
小学校費	392,889	109,167	250,776	121,658	15,511
中学校費	121,077	59,204	70,115	35,476	16,810
人権教育課	-	5,217	-	-	1,856
教育総務費	-	5,217	-	-	1,856
読書振興課	-	-	-	-	-
小学校費	-	-	-	-	-
教職員課	-	91,494	-	-	8,689
教育総務費	-	91,494	-	-	8,689
教育センター	-	22,551	-	-	-
教育総務費	-	22,551	-	-	-
学校教育課	-	131,156	-	-	1,956
教育総務費	-	27,256	-	-	1,327
小学校費	-	70,520	-	-	628
中学校費	-	33,379	-	-	-
児童生徒課	-	155,328	-	-	26,858
教育総務費	-	103,147	-	-	17,763
小学校費	-	38,800	-	-	5,837
中学校費	-	13,381	-	-	3,256
学校給食課	-	241,227	-	-	29,826
小学校費	-	236,726	-	-	29,826
中学校費	-	4,501	-	-	-
市長部局 ^(注)	-	-	12,478	-	-
合計	980,777	840,549	684,285	326,810	114,458

(注)市長部局において発生している「職員手当等」は、資産活用部施設整備課職員が学校施設整備事業等に係る職務に従事した際の時間外手当である。

イ) 市費負担教職員の任用根拠

市費負担教職員には、常勤職員以外にも様々な任用根拠に基づく職員が存在しており、それぞれに執行される予算科目(節)が異なっている。

そこで、職員の任用根拠ごとに人件費の予算科目(節)を整理すると、表9のとおりである。

表9 市費負担教職員の任用形態

区分		任用根拠	任用期間	所管課	予算科目(節)
一般職	常勤職員	地方公務員法第17条	期限の定めなし	教育総務課	給料
	任期付常勤講師	任期付職員法 ^(注) 第4条	3年以内 (特に必要な場合は5年以内)		給料
	再任用短時間勤務職員	地方公務員法第28条の5	1年を超えない範囲内		給料
	任期付短時間勤務職員	任期付職員法第5条	3年以内 (特に必要な場合は5年以内)		給料
	一般職非常勤職員	地方公務員法第17条	通常1年以内	教育委員会各課	報酬
	臨時的任用職員	地方公務員法第22条	6ヶ月以内 (更新により1年まで可)		賃金
特別職	教育長	地教行法第4条	3年	教育総務課	給料
	教育委員会委員	地方公務員法第3条第3項第1号	4年		報酬
	附属機関の委員	地方公務員法第3条第3項第2号		教育委員会各課	報酬
	嘱託職員	地方公務員法第3条第3項第3号	通常1年以内		報酬

(注)正式には「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」という。

上記のように、予算科目(節)が給料となるもの及び教育委員会委員の報酬については、教育総務課で執行され、予算科目(節)が報酬及び賃金となるものについては、当該人員が配置されている教育委員会事務局各課で執行されることとなる。

ウ) 教育総務課による執行状況

1) 教育長及び教育委員会委員

平成28年度の教育長及び教育委員会委員にかかる給料等の支給実績は、表10のとおりである。

表 10 教育長及び教育委員会委員に係る給料等

(単位:千円)

	教育長	教育委員会委員
人員数	1名	5名
給料	9,420	-
職員手当等	5,561	-
共済費	2,454	-
報酬	-	9,072
合計	17,435	9,072

2) 常勤職員等

平成 28 年度の教育総務課における一般職給与費の内訳は、表 11 のとおりである。

表 11 教育総務課における一般職給与費の内訳(平成 28 年度)

(単位:千円)

項	目	節			合計
		給料	職員手当等	共済費	
教育総務費	事務局費	404,289	304,981	148,295	857,567
	少年文化館費	23,412	17,209	8,202	48,824
	教育センター費	29,688	23,136	10,722	63,547
	小計	457,391	345,327	167,221	969,940
小学校費	小学校管理費	240,408	140,044	68,521	448,975
	学校給食センター費	152,480	108,557	53,136	314,175
	小計	392,889	248,602	121,658	763,149
中学校費	中学校管理費	121,077	69,932	35,476	226,486
	小計	121,077	69,932	35,476	226,486
合計		971,357	663,862	324,356	1,959,576

このうち、教育総務費では、表 12 に示すように、教育委員会事務局全体の常勤職員、再任用短時間勤務職員及び各学校に配置される任期付常勤講師に係る給料及び手当等が執行されている。

表 12 教育総務費から執行される人員の内訳

(単位:人)

課等	常勤職員	任期付常勤講師	再任用短時間勤務職員	合計
事務局長	1	-	-	1
教育監	1	-	-	1
教育総務課	30	-	2	32
人権教育課	3	-	-	3
教職員課	23	-	-	23
学校教育課	24	-	-	24
児童生徒課	19	-	2	21
学校給食課	51	-	1	52
各小学校	-	4	-	4
合計	152	4	5	161

(注)常勤職員及び任期付常勤講師については、平成 28 年度の定数、再任用短時間勤務職員については、平成 28 年度の予算措置上の人数枠を記載している。

また、小学校費及び中学校費では、表 13 に示すように、各学校に配置された常勤職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の給料及び手当等が執行される。

表 13 小学校費及び中学校費から執行される人員の内訳

(単位:人)

区分	小学校			中学校		
	常勤職員	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員	常勤職員	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
学校用務員	16	7	-	18	5	-
学校給食調理員	12	-	-	-	-	-
学校司書	-	-	41	-	-	18
障害児介助員	-	-	19	-	-	6
合計	28	7	60	18	5	24

3) 非常勤職員

学校用務員及び中学校の授業補助に要する人員については、一般職非常勤職員の採用が行われており、その報酬は、小学校費及び中学校費から執行

される。このほか、図書館の蔵書クリーニング事務等に要する人員の報酬については、教育総務費から執行される。

なお、職員の休職等により生じた欠員を臨時的任用職員により賄うことなどにより、賃金の決算額も生じている。

教育総務課における報酬及び賃金の執行状況は、表 14 のとおりである。

表 14 教育総務課における報酬及び賃金の執行状況

(単位:千円)

項	報酬	賃金	合計	摘要
教育総務費	16,127	12,950	29,078	図書館蔵書クリーニング事務等 9 名
小学校費	109,167	15,511	124,679	学校用務員 55 名
中学校費	59,204	16,810	76,014	学校用務員 11 名、理科授業補助 18 名、 技術・家庭科授業補助 18 名
合計	184,500	45,272	229,772	

エ) 教育委員会各課における執行状況

教育委員会事務局各課においては、各課の総務的な事務や他部署との調整に関する事務にかかる経費を一般事務事業として区分しているが、中には、報酬及び賃金の執行が含まれる。また、各事業に関連して直接的に発生する報酬及び賃金についても、事業を所管する課において執行されることとなる。

なお、教育総務課と同様に、職員の休職等により生じた欠員を臨時的任用職員により賄うことなどにより、賃金の決算額も生じている。

教育総務課を除く各課において執行された報酬及び賃金の主な内訳は、表 15 のとおりである。

表 15 教育委員会各課における報酬及び賃金の執行状況

(単位:千円)

区分	報酬	賃金	合計	主な内訳
人権教育課	5,217	1,856	7,073	一般職非常勤職員 3 名 (在日外国人教育推進事業、 渡日相談室事業、一般事務 全般)
教職員課	91,494	8,689	100,184	一般職非常勤職員 15 名 嘱託職員 48 名
中学校少人数学級事業	(53,453)	(-)	(53,453)	中学校における授業の実施 嘱託職員 48 名
学校教育充実支援事業	(26,525)	(6,537)	(33,062)	小学校における授業の実施 一般職非常勤職員 10 名
複数教頭による 学校運営支援	(6,361)	(-)	(6,361)	小学校における校務全般 一般職非常勤職員 2 名
学校教育課	131,156	1,956	133,112	一般職非常勤職員 5 名 嘱託職員 371 名
学校医	(103,899)	(-)	(103,899)	小学校延べ 251 名 中学校延べ 120 名
小学校高学年教科担任制	(19,365)	(-)	(19,365)	小学校高学年の授業の実施 嘱託職員 20 名
児童生徒課	155,328	26,858	182,187	一般職非常勤職員 97 名
障害児介助員	(52,181)	(9,094)	(61,276)	小学校 27 名、中学校 7 名
教育相談業務	(49,665)	(11,162)	(60,827)	臨床心理士 19 名、言語聴覚 士 2 名、専門相談員 3 名
看護師(医療的ケア)	(18,852)	(606)	(19,459)	看護師 22 名
不登校児童生徒支援業務	(17,872)	(1,158)	(19,030)	少年文化館 7 名
学校給食課	241,227	29,826	271,054	一般職非常勤職員 207 名 嘱託職員 1 名 (学校給食調理、配膳等)
教育センター	22,551	-	22,551	一般職非常勤職員 10 名
教職員研修等	(14,821)	(-)	14,821	研究研修係 6 名

(注) 括弧は各課の執行額の主な内訳であることを示している。なお、人数は平成 28 年度の当初予算措置上の人数枠を記載している。

このように、豊中市では、学校給食の実施や学校医の配置など、学校の設置者が負担すべき人件費を負担している。

このほか、教職員課における中学校少人数学級事業、学校教育充実事業や学校教育課における小学校高学年教科担任制のように、豊中市教育委員会が教育施策を推進するために必要と判断した事業に係る人件費については、豊中市が負担していることがわかる。

(6) 需用費

① 需用費の内訳

平成 28 年度における需用費の内訳は、表 16 のとおりである。

表 16 需用費の内訳(平成 28 年度)

(単位:千円)

	教育総務費	小学校費	中学校費	合計
給食材料費	-	998,482	-	998,482
光熱水費	11,191	424,094	147,212	582,498
消耗品費	26,020	174,022	117,639	317,682
修繕料	2,293	186,792	85,561	274,648
印刷製本費	2,414	16,146	6,496	25,057
その他	1,128	3,461	1,919	6,509
合計	43,049	1,802,999	358,828	2,204,877

このうち、給食材料費及び光熱水費の状況は以下のとおりである。

ア) 給食材料費

豊中市では、平成 24 年度に学校給食費の公会計化を行ったことに伴い、従来、財団法人豊中市学校給食会で実施していた給食材料の調達について、教育委員会において行うこととなった。需用費の中では、この給食材料費が最も多額となっている。なお、詳細は、「第4 監査の結果及び意見 VII 学校給食課」において検討している。

イ) 光熱水費

給食材料費に次いで多額を占めているのは、光熱水費である。その内訳は表 17 のとおりであり、75%以上は小学校及び中学校で発生していることがわかる。

表 17 光熱水費の内訳(平成 28 年度)

(単位:千円)

	教育総務費	小学校費	中学校費	合計
小学校 41 校	—	299,545	—	299,545
中学校 18 校	—	—	147,212	147,212
学校給食				
給食センター	—	121,896	—	121,896
単独調理校	—	2,652	—	2,652
教育センター	7,225	—	—	7,225
少年文化館	3,966	—	—	3,966
合 計	11,191	424,094	147,212	582,498

表 17 のうち、小学校及び中学校における光熱水費の発生状況をみると、表 18 のとおりである。

表 18 小学校及び中学校の光熱水費の発生状況(平成 28 年度)

(単位:千円)

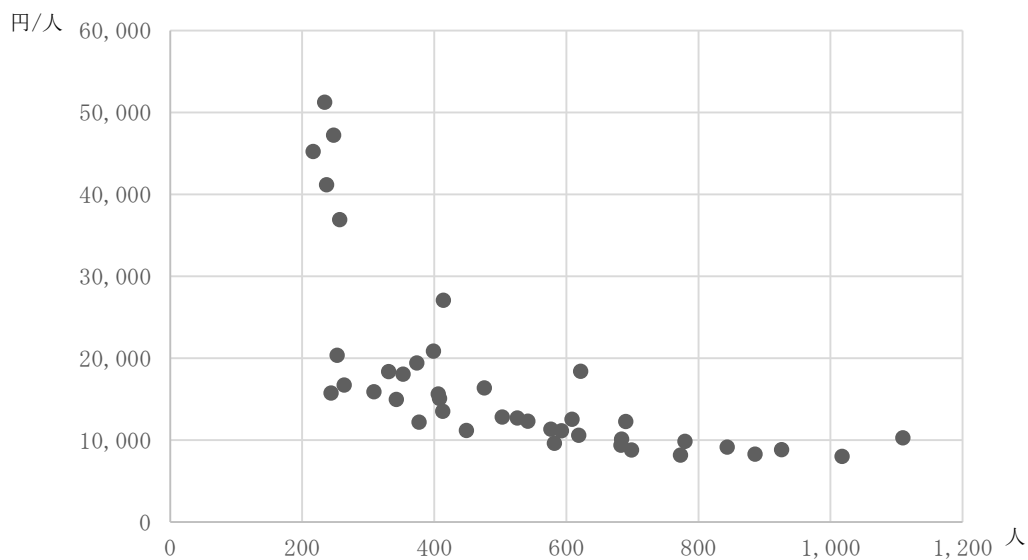
	小学校	中学校	合計
電気	142,342	84,001	226,344
ガス	35,998	6,613	42,611
水道	121,203	56,597	177,801
合 計	299,545	147,212	446,757

次のグラフは、横軸に児童または生徒数、縦軸に児童または生徒一人当たりの光熱水費をとって、小学校及び中学校の光熱水費の分布を示したものである。

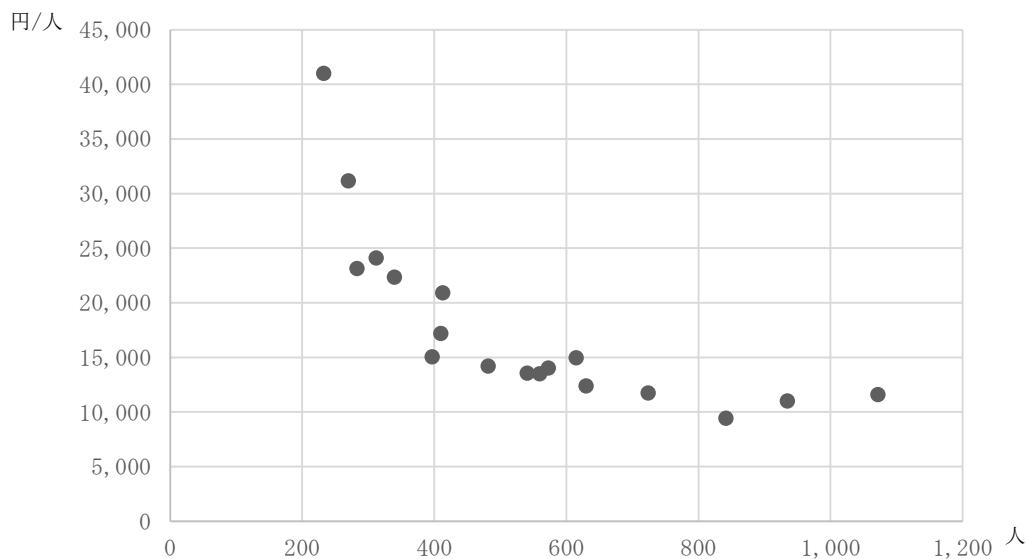
小学校、中学校ともに、児童、生徒数が増加するにつれ、一人当たりの光熱水費が減少する傾向がみられるが、児童、生徒数が 600 人を超えると減少幅は小さくなる傾向にある。

図1 児童、生徒一人当たりの光熱水費の分布

【小学校】



【中学校】



分布にばらつきがみられるのは、一部の小学校及び中学校において校庭の芝生化に要する水道代や冷房化工事に伴う電気代の負担が発生していることや導入している冷房の方式の違いなどによるものと考えられる。

② 電力自由化に伴う電力入札の実施

豊中市では、電気事業法の改正に伴う電力の小売自由化を受け、平成 27 年度に 76 の高圧受電施設について、電力入札を実施した。

このうち、学校教育に関連する施設については、小学校 41 校、中学校 17 校及び原田学校給食センターが入札の対象となっている。

これらの施設について、契約期間、契約業者及び電力入札による効果額（平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで）は、表 19 のとおりである。

表 19 学校教育施設における電力入札の状況

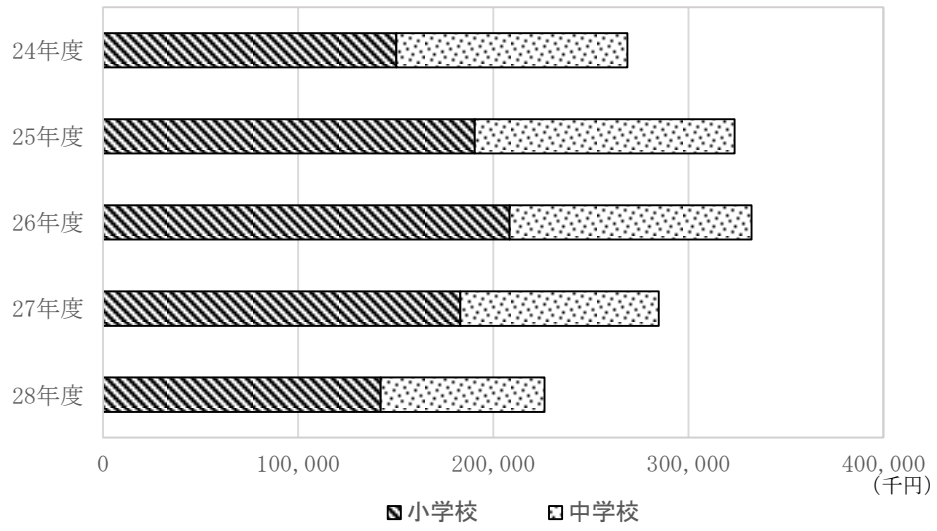
対象施設	契約期間	契約業者	効果額(千円)
市立小学校	平成 27 年 10 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで	(株)F-Power	55,674
市立中学校			27,135
原田学校給食センター		(株)エネット	2,209

(注) 契約期間中の電気料金について、新電力会社の金額と、(株)関西電力から供給されていた場合の金額を算出し、その差額を効果額としている。

(出典:平成 29 年度(2017 年度)資産活用部の目標と主な取組み)

過去 5 年間の小学校及び中学校における電気代の推移は、次の図のとおりとなっており、平成 28 年度及び平成 27 年度において大きく削減されているが、その要因としては、電力自由化に伴う電力入札による契約単価の減額によるところが大きい。

図2 小学校及び中学校の電気代の推移



第3 監査の総括

1. 適正な事務執行に向けて

平成 29 年度の包括外部監査では、「学校教育に係る財務事務の執行について」をテーマに監査を実施した。財務事務の執行についての監査であるから、監査対象とした事業には、基本的に公金の支出を伴う事務が含まれる。公金の支出を伴う事務の執行にあたっては、当然のことではあるが、適正な事務処理を行うことが強く求められる。

そのため、今回の監査では、監査の視点の中でも合規性の視点、つまり「学校教育に係る財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。」という視点を重視して、監査を実施した。

その結果、委託契約書など公金支出の根拠となる文書に不備があったり、文書が適切な場所に保管されていなかったりなどの問題点が見受けられた。

したがって、以下では監査の総括として、適切な事務執行に向けて解決すべきと考えられる課題について、述べることとする。

(1) 文書記載事項の正確性の確保等について

監査対象とした事業の中には、委託により実施しているものも多く含まれている。委託にあたっては、契約書・仕様書が作成され、それに基づき事業が実施される。しかし、契約書・仕様書自体に記載不備が見受けられた事例があった。

「Ⅲ 読書振興課 1. 学校図書館システムの運用」(記載箇所 p73「② 契約書の文言修正について」)では、委託料の支払額算定に係る規定が、契約書内で整合していなかった。また、「Ⅴ 学校教育課 10. 小学校英語(外国語)体験活動」(記載箇所 p110「① 契約書、仕様書の記載不備について」)では、委託料の支払額算定の根拠となる重要な項目が、契約書・仕様書に規定されていなかった。そのほか、仕様書の記載が「一式」などとなっており、詳細な実施事項が明確になっていなかった事例(「Ⅷ 教育センター 1. 教育情報化推進事業(小学校管理費)」(記載箇所 p161「② 仕様書の記載の不備について」)、「Ⅴ 学校教育課 1. 学籍管理等業務支援オンラインシステムの運用」(記載箇所 p78「① 契約関係書類の整理・保管の徹底について」))や、詳細な仕様を示した添付書類が欠落していた事例(「Ⅷ 教育センター 3. 教育センター施設管理」(記載箇所 p164「① 契約書の添付書類の欠落について」))もあった。

契約書・仕様書は、委託料を支出する根拠となる文書であるから、その記載事項については正確性が求められる。

委託料を支出するにあたっては、契約書・仕様書の規定どおりに業務が実施されたことを確かめる必要がある。しかし、履行確認が不十分なまま、委託料を支出していた事例があった。

「I 教育総務課 4. 小学校施設管理、中学校施設管理」(記載箇所 p52「① 機械警備業務における業務報告書の提出の遅延について」)や「VI 児童生徒課 4. 子どもの居場所づくり」(記載箇所 p132「① 事業報告書の適切な徴収について」)では、業務報告書等の提出を受けないまま、委託料を支出していた。

履行した業務の内容を受託者に言明させる意味においても、契約書・仕様書には業務報告書等の提出を求める旨の規定がなされていると考える。したがって、契約書・仕様書の規定に従い、業務報告書等の提出を求めたうえで、履行確認を徹底する必要がある。

契約書・仕様書に限らず、事務の執行にあたっては様々な文書が作成される。これらの文書についても、契約書・仕様書と同様に記載事項の正確性が求められる。しかし、文書の記載事項に誤りがある事例があった。

「VII 学校給食課 1. 給食食材の調達」(記載箇所 p149「① 再委託の承諾手続きについて」)では、受託者から提出を受けた再委託承諾申出書の記載事項に誤りがあるにもかかわらず、修正を求めないまま承諾していた。また、「V 学校教育課 5. 要・準要保護就学援助(小学校・中学校)」(記載箇所 p96「① 認定・不認定事務の正確性の確保について」)では、就学援助の認定・不認定の判定に用いる確認票に計算誤りがあった。結果的には、判定が覆る誤りではなかったものの、就学援助の認定・不認定の判定に影響を及ぼす重要な事項であるから、より慎重に正確性を期す必要がある。

以上のとおり、事務の執行にあたり作成される文書について記載不備等が見受けられたが、これらは公金支出の根拠となる重要なものである。したがって、今後は、文書記載事項の正確性の確保等について、より慎重に対応する必要がある。

(2) 文書の管理状況の改善について

事業を実施する過程で作成される文書は、(1)で述べたとおり、正確性を確保することで適正な事務処理につながるという役割をもつとともに、適正に事務を執行したことを事後的に明らかにすることができるという役割もある。そのため、文書は適正に作成・保管する必要があるが、文書の管理状況が良好ではない事例があった。

「V 学校教育課 4. 特別支援教育就学奨励(小学校・中学校)」(記載箇所 p91「② 収入額・需要額調書の整理について」)や「V 学校教育課 5. 要・準要保護就

学援助(小学校・中学校)」「(記載箇所 p96「① 認定・不認定事務の正確性の確保について」)、「V 学校教育課 12. サウンドスクール事業」(記載箇所 p115「② 事業実施報告書の整理について」)では、文書が保管されているべき簿冊に綴じられておらず、適時の確認ができなかった。「V 学校教育課 1. 学籍管理等業務支援オンラインシステムの運用」(記載箇所 p78「① 契約関係書類の整理・保管の徹底について」)においては、契約当時の書類が見当たらない状況であった。

また、事務処理を進めるにあたっては記録しておくべきであると考えられる事項について、文書化されていない事例もあった。

「V 学校教育課 4. 特別支援教育就学奨励(小学校・中学校)」(記載箇所 p90「① 審査保留事案に係る顛末の記録について」)では、審査保留後から就学奨励費の認定に至るまでの経過を記した文書が作成されておらず、判断根拠が不明確であった。「V 学校教育課 5. 要・準要保護就学援助(小学校・中学校)」(記載箇所 p98「③ 基準超過の場合の取扱いについて」及び「⑥ 再審査のあり方の明確化について」)では、就学援助の認定にあたり例外的取扱いとしたにもかかわらず、その理由等を記した文書が作成されておらず、判断根拠が不明確であった。

適正な事務執行を行ったことを明確にするためにも、特に例外的取扱いを行った場合には、そのように判断した経過や理由などの判断根拠を記録した文書を作成する必要がある。

以上のとおり、文書の作成・保管状況が良好ではなかったが、文書は適正に事務処理を行ったことを示すためにも重要なものである。したがって、今後は、作成すべき文書は適切に作成し、保管についても適切に整理したうえで行うよう、文書の管理状況の改善が求められる。

(3) 文書の位置づけの整理見直しについて

事務の執行にあたって作成される文書の中に、行政文書として位置づけられておらず、様式や保存期間が明確でなく、また必ずしも簿冊管理されていない事例があった。

詳しくは、「VI 児童生徒課 6. 各種相談記録等の取扱いについて」(記載箇所 p140「① 各種相談記録等の位置付けの見直しについて」)に記載しているが、事業実施において要(かなめ)となる文書については、事務執行の成果を明確にすることにもつながることから、行政文書として位置付けて管理することが望ましい。

人権教育課においても、各種相談を行う事業を実施しているが、「II 人権教育課 3. 進路選択支援事業」(記載箇所 p67「① 進路相談記録の査閲について」)や「II 人権教育課 4. 渡日相談室事業」(記載箇所 p69「① (帰国・渡日)面談票の記載の

徹底について」)で述べたとおり、相談記録や面談票の体裁が整っていないものや、重要な記載事項が空欄となっているものがあった。

人権教育課や児童生徒課が実施する事業の性質上、事業を実施した結果や成果等が相談記録等に集約される傾向がある。そのため、各種相談記録は、担当者間の情報共有の手段としても重要な役割をもつことにもなる。

したがって、関係課においては、これら各種相談記録と同様の取扱いを行っている文書が存在しないかを改めて洗い出し、必要に応じて行政文書として位置づけるなど、文書の位置づけについて、整理見直しを行うことが望ましいと考える。

2. 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。結果が37項目、意見が46項目あり、合わせて83項目である。

なお、表中の右側にある「頁」は、本報告書における各項目の記載箇所である。

細事業名等	監査の結果及び意見	結果	頁
I 教育総務課			
1. 教育総務課車両管理	① 運行管理の適切な記録について	結果	37
	② 生徒指導公用車の使用目的について	意見	37
	③ 公用車の使用実態に即した配置台数の見直しについて	意見	38
2. 教育振興基金	① 充当事業の多様化について	意見	42
	② 基金事業実施計画書及び報告書の記載内容について	意見	43
	③ マイナンバーが記載されたワンストップ特例申請書の取扱いについて	意見	45
3. 小学校施設運営、中学校施設運営	① 物品売買契約書(ひな形)における契約保証金の定めについて	意見	47
	② ファイフティ・ファイティ事業の簡素化について	意見	49
4. 小学校施設管理、中学校施設管理	① 機械警備業務における業務報告書の提出の遅延について	結果	52
	② 前金払に係る事務処理の適正化について	結果	53
	③ 随意契約理由の公表について	結果	54
5. 学校施設整備事業	① 長寿命化計画の策定に向けて	意見	60
	② 個別実行計画の策定に向けて	意見	61
II 人権教育課			
1. 日本語指導・通訳派遣事業	① 通訳派遣申請書の事後提出について	結果	63
	② 履行確認の徹底について	結果	64
	③ 派遣時間数の超過について	結果	64

細事業名等	監査の結果及び意見		頁
2. 研究団体の育成	① 領収証記載事項の徹底について	結果	65
	② 支出証拠書類の確認の徹底について	結果	66
3. 進路選択支援事業	① 進路相談記録の査閲について	意見	67
4. 渡日相談室事業	① (帰国・渡日)面談票の記載の徹底について	意見	69
Ⅲ 読書振興課			
1. 学校図書館システムの運用	① 見積価格の妥当性の検証について	結果	72
	② 契約書の文言修正について	結果	73
	③ とよなか読書活動支援システムの費用対効果の検証について	意見	73
Ⅳ 教職員課			
1. 大阪府豊能地区教職員人事協議会事務	—	—	76
Ⅴ 学校教育課			
1. 学籍管理等業務支援オンラインシステムの運用	① 契約関係書類の整理・保管の徹底について	結果	78
2. 奨学金事務	① 借用証書もしくは返済計画書の未提出者への対応について	意見	81
	② 返済猶予申立書等の未提出者への対応について	意見	82
	③ 奨学費返済請求後の経過記録について	意見	82
	④ 更新手続きの未了者への対応について	意見	83
	⑤ 電話催告の実施について	結果	83
3. 入学支度金貸付あっせん	① 損失補償の取扱いについて	結果	87
4. 特別支援教育就学奨励(小学校・中学校)	① 審査保留事案に係る顛末の記録について	意見	90
	② 収入額・需要額調書の整理について	意見	91

細事業名等	監査の結果及び意見		頁
5. 要・準要保護就学援助 (小学校・中学校)	① 認定・不認定事務の正確性の確保について	結果	96
	② 祖父母関係の取扱いの見直しについて	結果	97
	③ 基準超過の場合の取扱いについて	結果	98
	④ 就学援助費受給申込書への記入について	意見	98
	⑤ 事業所得の金額の記載方法について	意見	98
	⑥ 再審査のあり方の明確化について	結果	98
6. 各種負担金・補助金 (保健振興費)	① 実績報告書の様式について	意見	100
7. 小学校児童健康管理・ 中学校生徒健康管理	① 心臓検診、定期結核検診、尿検査の受診結果の報告について	意見	103
8. 小学校学校配当・中学校 学校配当(医薬材料事務)	① プール薬品の在庫管理について	意見	105
	② 学校単位の納品書の管理について	意見	105
9. 豊中市立小中学校教育 研究会	① 予算超過の場合の取扱いの明確化について	意見	106
	② 謝礼金領収書の記載内容の見直しについて	意見	107
	③ 交付要項の更新について	意見	107
10. 小学校英語(外国語) 体験活動	① 契約書、仕様書の記載不備について	結果	110
11. 各種負担金・補助金 (研修指導費)	① 事業報告書・決算書の入手について	意見	111
12. サウンドスクール事業	① 授業等支援活動の実施状況について	意見	115
	② 事業実施報告書の整理について	意見	115
13. 社会科副読本の作成	① 「ゆたかなゆめあるまち豊中」の印刷数について	意見	116
	② 学校単位の納品書の入手について	意見	117

細事業名等	監査の結果及び意見	結果	頁
VI 児童生徒課			
1. 学校問題解決支援事業	① 契約締結時における見積書の適切な徴収について	結果	121
2. スクールサポーター配置事業	① 研修受講の徹底について	結果	124
	② 「有償ボランティア」に対する保険制度の検討について	意見	126
3. 地域ボランティア支援事業	① 青少年健全育成会活動交付金における備品の購入について	結果	128
4. 子どもの居場所づくり	① 事業報告書の適切な徴収について	結果	132
	② 仕様書に定められた事項の具体化について	結果	133
	③ 事業担当者選任届の適切な徴収について	結果	133
5. 千里少年文化館耐震化事業	① 耐震補強工事設計の妥当性について	意見	137
6. 各種相談記録等の取扱いについて(各事業共通)	① 各種相談記録等の位置付けの見直しについて	結果	140
7. 新たな任用制度への対応策の検討について(各事業共通)	① 新たな任用制度への対応策の検討について	意見	145
VII 学校給食課			
1. 給食食材の調達	① 再委託の承諾手続きについて	結果	149
	② 再委託の必要性の検討について	結果	150
	③ 給食費債権管理マニュアルの策定について	意見	150
2. 学校給食調理業務	① 見積価格の妥当性の検証について	結果	152
3. 給食配膳室整備(小学校施設整備費)	① 仕様内容の十分な事前調整について	意見	154
4. 中学校給食事業	① 喫食率向上に向けた取り組みについて	意見	157

細事業名等	監査の結果及び意見	結果	頁
Ⅷ 教育センター			
1. 教育情報化推進事業 (小学校管理費)	① 見積書の複数徴取について	結果	160
	② 仕様書の記載の不備について	結果	161
2. 言語力向上推進事業 「ことばフレンズ豊中」	① 研究成果の還元について	意見	163
3. 教育センター施設管理	① 契約書の添付書類の欠落について	結果	164
	② 教育センターの有効活用について	意見	165
Ⅸ 小中学校			
1. 学校運営経費にかかる 公費負担と受益者負担の 区分	—	—	166
2. 小学校学校配当、中学 校学校配当	① 各学校における予算執行計画の策 定方法について	意見	172
	② 前渡資金により購入した切手の取 扱いについて	結果	172
	③ 前渡資金の支払残額の戻入につい て	意見	172
	④ 前渡資金精算報告書(総括表)の記 載誤りについて	結果	174
	⑤ 備品管理の適正化について	結果	175
	⑥ パソコン室のリース満了品の取扱い について	結果	175
	⑦ 備品の安全管理について	結果	176
3. 学校徴収金	① 学校徴収金の取扱いの統一化につ いて	意見	179
	② 現金を保管する場合の管理水準の 向上について	意見	179
	③ 学校徴収金の未納に伴う問題点に ついて	意見	180
	④ 負担区分の整理について	意見	180

第4 監査の結果及び意見

I 教育総務課

1. 教育総務課車両管理

(1) 事業の概要

① 事業内容

小学校及び中学校の用務員が使用する公用車(以下、「用務員公用車」という。)及び中学校の教職員が生徒指導等の対応のために使用する公用車(以下、「生徒指導公用車」という。)の運用に係る経費である。

用務員公用車は、隣接する小中学校6校から7校で編成された9つの作業班に各1台、合計9台が配置されており、脚立や園芸用粉碎機などの重量物の運搬や作業班ごとに行う作業時の用務員の移動に使用されている。また、生徒指導公用車は、中学校18校に各1台、合計18台が配置されており、各学校における生徒指導上の事案への対応などに使用されている。いずれも、平成26年度から5年間のリース契約となっている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	7,655	7,996	7,114
決算額	4,318	4,147	4,421

③ 平成28年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	607	公用車のガソリン代、修繕代
役務費	478	自賠責保険料
使用料及び賃借料	3,335	公用車リース料
合計	4,421	

(2) 監査の結果及び意見

① 運行管理の適切な記録について(監査の結果)

用務員公用車については、「学校園用務員公用車の運行記録及び安全運転管理基準」により、生徒指導公用車については、「生徒指導等対応用公用車の運行管理及び安全運転管理基準」により、それぞれ、運行前後の点検や運行管理の記録が求められているが、その手続きは、基本的に同一となっている。具体的には、運行開始前と終了後に車両の点検を行った結果を「運行前・後点検表」に記録するとともに、運行日時、走行距離、行先等を「運転日誌」に記録することとされている。そして、「運行前・後点検表」及び「運転日誌」については、毎月、校長が確認し、押印した上で、翌月 10 日までに用務員公用車については教育総務課へ、生徒指導公用車については教職員課へ提出することとされている。

この点、用務員公用車及び生徒指導公用車について、平成 28 年度の「運行前・後点検表」及び「運転日誌」を確認したところ、以下のとおり、記録に不備があるものが見受けられた。

- ・ 校長の押印が漏れているもの
- ・ 「運行前・後点検表」と「運転日誌」の運行日時や走行距離が整合していないもの
- ・ 「運行日誌」の行先欄の記載が漏れていたたり、運行目的（「溶解文書回収」など）が記載されていたりして、具体的な運行経路が確認できないもの
- ・ 生徒指導公用車について、「運行前・後点検表」及び「運転日誌」の教職員課への提出がなされていないもの

運行記録を適切に記録し、これを評価することによって、公用車の効率的かつ経済的な運用につながるるとともに、万一、事故等が発生した場合にも適切な対応が可能となると考えられる。

したがって、所定の手続きに準拠し、公用車の運行記録を適切に記録しておく必要がある。

② 生徒指導公用車の使用目的について(監査の意見)

生徒指導公用車の使用目的については、「生徒指導等対応用公用車の運行管理及び安全運転管理基準」において、以下のように定められている。

公用車の使用については次のとおりとする。

1. 生徒指導上の事案。
 2. 生徒の負傷等に係る病院等への搬送。(緊急性のないものについてはタクシーチケットで原則対応)
 3. 宿泊行事等の下見。(府外への運行は【行事下見・宿泊行事に伴う生徒指導対応用公用車運行届】にて届け出ること)
 4. 進路に係る複数校への学校訪問。
 5. その他、校長が必要と認める緊急事案への対応。
- * 通常の出張や部活動への利用は原則認められない。
 - * 他校への貸借は原則禁止。(校区小学校への貸借は教職員課教職員人事係と協議の上【生徒指導対応用公用車貸借届】にて届け出ること)

本来、使用目的に制限を設けるのであれば、「運行日誌」に使用目的を記載する欄を設け、所定の使用目的から逸脱していないか、確認できるようにしておくべきである。しかし、「運行日誌」には、使用目的の記載欄が設けられていないため、行先欄の記載から使用実態を推測した結果、行先がホームセンター、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、銀行等となっていて、生徒指導とは直接関係しないと思われる使用が散見される状況にあった。

このように、生徒指導公用車を配置した本来の趣旨とは異なる使用実態が見受けられるものの、「③ 公用車の使用実態に即した配置台数の見直しについて」で述べるように、公用車の使用頻度がそれほど高くない学校も見受けられることに鑑みると、厳格に使用目的を限定することで、さらに使用頻度が低下することも考えられる。

したがって、今後、「生徒指導上の事案」等、本来の趣旨に沿った使用を優先することを前提として、使用目的の弾力化を図ることも検討していく必要があると考える。

③ 公用車の使用実態に即した配置台数の見直しについて(監査の意見)

「運行前・後点検表」及び「運行日誌」に基づき、公用車の稼働日数及び走行距離について調査したところ、表 20 のような状況となっていた。

表 20 公用車の稼働日数・走行距離(平成 28 年度、月平均)

使用頻度	用務員公用車		生徒指導公用車	
	日数	距離	日数	距離
最高	13 日	247 km	15 日	118 km
最低	4 日	47 km	3 日	44 km
平均	8 日	119 km	9 日	91 km

(注)生徒指導公用車のうち 2 台について、修理対応のため、それぞれ 2 ヶ月及び 4 ヶ月の間、使用できない期間があったため、この 2 台が配置された 2 校の使用実績を含めずに集計した。

このように、最も使用頻度が低い用務員公用車は 4 日、生徒指導公用車は 3 日の月平均使用日数となっており、当該公用車については、全く使用されていない月もあった。また、全体の平均をとってみても、用務員公用車は 8 日、生徒指導公用車は 9 日の月平均使用日数となっており、必ずしも使用頻度は高いとはいえない。

現在の公用車のリース期間は、平成 26 年度からの 5 年間となっており、平成 30 年度に終了を迎えることとなる。過去 5 年間の使用実績を分析するなどして、平成 31 年度以降の公用車の配置のあり方について、検討を進めていく必要がある。

2. 教育振興基金

(1) 事業の概要

① 事業内容

教育振興基金は、「豊中市を応援するための寄附条例」(平成 20 年豊中市条例第 44 号)に基づき募った寄附金(いわゆる「ふるさと納税」)のうち、寄附者により「教育環境の整備その他の教育の振興に関する事業」に用途が特定された寄附金及び基金から生ずる収益の全額を積み立てるため設置された基金である。

教育振興基金を原資として、毎年度、子どもの教育や生涯学習に関する施設・備品の整備や各種事業等を実施している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	10,100	10,100	15,100
決算額	5,827	15,522	9,970

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
積立金	9,970	寄附金及び基金利子等の積立て
合計	9,970	

④ 教育振興基金の残高の推移

教育振興基金の創設から平成 28 年度末までの残高の推移は次のとおりである。

(単位:千円)

年度	積立額			取崩額	年度末残高
	寄附金	その他	利子		
平成 20 年度	(2) 10,200	4,790	-	-	14,990
平成 21 年度	(230) 8,228	-	29	8,645	14,603
平成 22 年度	(23) 5,568	-	42	5,608	14,605
平成 23 年度	(22) 5,337	-	16	2,776	17,182
平成 24 年度	(29) 10,642	-	10	3,572	24,263
平成 25 年度	(28) 6,541	-	8	7,771	23,040
平成 26 年度	(34) 5,820	-	7	13,320	15,548
平成 27 年度	(26) 15,515	-	7	9,987	21,083
平成 28 年度	(31) 5,909	4,056	4	3,597	27,455

(注) 寄附金の括弧内は件数を示している。

なお、積立額のうち、その他は寄附金及び基金利子以外の積立額である。このうち、平成 20 年度については、基金を創設した際の一般財源からの積立額である。また、平成 28 年度については、国庫補助を受けて整備した第十三中学校校舎の一部について保育園を運営する社会福祉法人に有償貸与する処分を行った際、国から市内の学校の施設整備に要する経費に充てることを目的に基金に積み立てることが求められたことによるものである。

(2) 監査の結果及び意見

① 充当事業の多様化について(監査の意見)

直近 5 年間における教育振興基金の取崩額が充当された事業の名称及び金額は表 21 のとおりである。

表 21 教育振興基金の取崩額の充当事業

(単位:千円)

年度	充当事業名	金額
平成 24 年度	学力向上自主企画事業	1,819
	確かな学び推進事業	199
	地域子ども教室	1,473
	すこやかネット	80
平成 25 年度	学力向上自主企画事業	3,431
	サウンドスクール事業	2,185
	確かな学び推進事業	1,977
	家庭教育支援事業	177
平成 26 年度	学力向上自主企画事業	3,988
	確かな学び推進事業	1,674
	オンリーワンを誇れる生徒の育成推進事業	2,937
	教育情報化推進事業(中学校管理費)	4,719
平成 27 年度	学力向上自主企画事業	3,054
	確かな学び推進事業	2,258
	オンリーワンを誇れる生徒の育成事業	4,493
	家庭教育支援事業	180
平成 28 年度	学力向上自主企画事業	1,146
	確かな学び推進事業	2,251
	学校教育課一般事務事業	200

教育総務課では、毎年度、教育委員会事務局各課に照会をかけて、教育振興基金の取崩額を充当するのにふさわしい事業を選定しているということであるが、近年、充当事業に固定化の傾向があるように見受けられる。

寄附により得られた貴重な財源であることに鑑み、特定の分野に限定されことなく、教育委員会の行う全ての事業を対象に充当事業の候補を選定し、検討することが望ましい。

また、単年度の充当事業の選定にとどまるのではなく、長期的な観点から充当事業を検討するとともに、その実施に必要となる基金の積立目標額を設定することなども考えられる。

なお、前述のとおり、平成 28 年度の積立額のうち、4,056 千円については、使途が施設整備に要する経費に限定されることにも留意する必要がある。

② 基金事業実施計画書及び報告書の記載内容について(監査の意見)

「教育振興基金の管理に関する要綱」第 3 条において、基金事業を実施しようとする課等の長は、市長が定める日までに基金事業実施計画書(以下、「計画書」という。)を提出するとともに、第 6 条において当該基金事業の実施年度の翌年度の 4 月 10 日までに基金事業実施報告書(以下、「報告書」という。)を提出するものとされている。

教育振興基金の管理に関する要綱

(計画書の提出)

第 3 条 基金事業を実施しようとする課等の長は、市長が定める日までに基金事業実施計画書(別紙様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(報告)

第 6 条 基金事業を所管する課等の長は、基金事業を実施したときは、当該基金事業の実施年度の翌年度の 4 月 10 日までに基金事業実施報告書(別紙様式第 2 号)を市長に提出するものとする。

平成 28 年度の実施事業について、計画書及び報告書を閲覧したところ、次のように、適切とはいえない記載が見受けられた。

・ 学力向上自主企画事業

表 22 は、学力向上自主企画事業の計画書及び報告書の記載内容の一部を抜粋したものである。

表 22 学力向上自主事業の基金事業実施計画書及び報告書

基金事業実施計画書	基金事業実施報告書
<p>事業の目的: 学力学習状況調査結果において学習面や生活面で課題のある小学校の児童に対して、「学ぶ意欲」を向上させ「学び方」を習得させ、中学校での学びにつなげる。また、中学校に対しては小学校で培われた「学ぶ意欲」・「学び方」のスキルを一層充実させ、学力向上につなげることによって、中学校卒業後の進路選択の幅の拡大をめざす。</p> <p>事業内容: ○学力向上担当者・学力向上委員会を校内に位置付け、組織的に児童生徒の学力向上に向けた取組みを進める。 ○市教委が学校の課題を共有し、課題克服に向け取組みを支援する。 ○学校支援メニュー(学習基盤の支援、集団づくり支援、授業づくり支援、個別学習支援、組織的取組みへの支援)の提示 ○学習向上担当者会を開催し、各学校の取組みを交流するとともに、各中学校区における小中連携を図りその成果を市民向けに発信する。</p>	<p>事業内容: 学力学習状況調査結果において学習面や生活面で課題のある小学校の児童に対して、「学ぶ意欲」を向上させ「学び方」を習得させ、中学校での学びにつなげる。また、中学校に対しては小学校で培われた「学ぶ意欲」・「学び方」のスキルを一層充実させ、学力向上につなげることによって、中学校卒業後の進路選択の幅の拡大をめざす。</p> <p>事業の効果: ○学力向上担当者・学力向上委員会を校内に位置付け、組織的に児童生徒の学力向上に向けた取組みを推進した。 ○市教委が学校の課題を共有し、課題克服に向け、学習基盤の支援、集団づくり支援、授業づくり支援、個別学習支援、組織的取組みへの支援等の学校支援を行った。 ○学力向上担当者会を開催し、各学校の取組みの交流や各中学校区における小中連携等他の学校との連携を行い、その成果を市民向けに発信することができた。</p>

このように、計画書の「事業の目的」と報告書の「事業内容」が同じ文言となっている。また、計画書の「事業内容」と報告書の「事業の効果」もほぼ同じ文言となっている。なお、当該事業は平成 27 年度も実施されており、平成 27 年度の計画書及び報告書についても同様の記載内容となっていた。

この点、計画書及び報告書の「事業内容」は、同じ文言となることが想定されるが、報告書の「事業の効果」については、当該年度に実施した事業の具体的な効果を評価して記載し、教育振興基金の活用状況について明確化しておくことが望ましい。

・ **確かな学び推進事業**

確かな学び推進事業の計画書及び報告書には、教育振興基金の取崩額の充当事業として言語力向上推進事業「ことばフレンズ豊中」が含まれるとの記載がある。

しかし、言語力向上推進事業「ことばフレンズ豊中」は確かな学び推進事業とは別の事業であり、決算上、教育振興基金の取崩額は充当されていない。

計画書及び報告書は、事実在即して正確に作成しておく必要がある。

③ マイナンバーが記載されたワンストップ特例申請書の取扱いについて(監査の意見)

ワンストップ特例制度とは、確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等がふるさと納税を行った際に、寄附先の団体に対して申請を行うことにより、寄附先が 5 団体以内であれば、確定申告をしなくても寄附金控除を受けられる仕組みである。

この特例の適用を受ける場合、寄附者は寄附先の団体に対して、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」(以下、「ワンストップ特例申請書」という。)を提出することになるが、平成 28 年分以降のワンストップ特例申請書には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号(以下、「マイナンバー」という。)が記載される。また、ワンストップ特例申請書の提出の際には、個人番号確認書類及び本人確認書類が添付される。

豊中市では、所管課において、ワンストップ特例申請書の記載内容を確認した上で、ワンストップ特例申請書の下部にある「受付書」を寄附者に交付し、翌年 1 月に 1 年分のワンストップ特例申請書及び添付書類の原本を取りまとめ、財政課に提出することとなっている。そして、財政課では、寄附者毎に名寄せし、合算した上で、他自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」を発送することとなっている。

この点、ワンストップ特例申請書及び添付書類を財政課に提出した後は、所管課においてこれらの書類を保管しておく必要はないと考えられるが、教育総務課では、マイナンバーが判読できる状態のまま、ワンストップ特例申請書及び添付書類のコピーを教育振興基金に関する他の書類とともに同一の簿冊に綴じ込んで保管している状況であった。

マイナンバーが記載された書類は、特定個人情報として厳重な管理が求められることとなるため、所管課では、財政課に提出後のワンストップ特例申請書及び添付書類のコピーを保管しないか、マイナンバーが判読できない状態にした上で保管することとすべきである。

3. 小学校施設運営、中学校施設運営

(1) 事業の概要

① 事業内容

小学校及び中学校における学習環境を確保するため、必要な物品の発注、修繕、管理、また光熱水費のデータ管理を行う事業である。

② 事業費の推移

【小学校】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	146,421	211,202	166,754
決算額	180,232	208,080	167,969

【中学校】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	74,589	95,301	145,508
決算額	100,387	91,148	141,195

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額		主な内容
	小学校	中学校	
需用費	29,586	56,796	消耗品費
報酬	109,167	59,204	学校用務員等の報酬
使用料及び賃借料	541	131	緊急疾病児童・生徒搬送用自動車借上料
備品購入費	13,006	8,170	図書、教具等の購入費
賃金	15,511	16,810	学校用務員等の賃金
その他	155	81	
合計	167,969	141,195	

(2) 監査の結果及び意見

① 物品売買契約書(ひな形)における契約保証金の定めについて(監査の意見)

物品(消耗品、備品)の売買契約書については、あらかじめ教育委員会においてひな形が用意されており、これを使用して契約を締結している場合がある。

この契約書(ひな形)における契約保証金の定めについて、明確化すべき点が見受けられた。

具体的には、豊中市財務規則第 110 条によると、次の場合に契約保証金の納付を免除できることとされている。

(契約保証金の納付の免除)

第 110 条 主管部課長は、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 施行令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 カ年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額(契約の相手方の協力を得られなければ市長が施策を遂行できない場合は、その都度市長が認める額)であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

一方、契約書(ひな形)第 2 条では、次のように、保証が付された場合の契約保証金の免除についてのみ、規定が置かれており、豊中市財務規則第 110 条第 3 号又は第 6 号に基づく契約保証金の免除については規定が置かれていなかった。

第 2 条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 4 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 (2) 契約保証金に代わる担保となる発注者が确实と認める有価証券の提供
 (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する発注者が确实と認める金融機関の保証
 (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害金を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る額、保証額又は保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上としなければならない。
- 3 第 1 項の規定により受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の契約金額の 100 分の 5 に相当する額に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。

この結果、契約書(ひな形)を使用して締結されていた表 23 に示す物品売買契約について、豊中市財務規則第 110 条第 3 号の規定を適用して、契約保証金の納付が免除されていたが、契約書上、その根拠が不明確な状況になっていた。

表 23 契約保証金の納付が免除されていた物品売買契約

節	需用費	細節	消耗品費
契約名	旧 JIS 規格児童・生徒用机及び椅子		
契約先	石元商事(株)		
契約期間	平成 28 年 12 月 22 日から平成 29 年 3 月 31 日まで		
契約方法	指名競争入札	平成 28 年度 支出額	小学校施設運営 6,739 千円 中学校施設運営 1,831 千円

節	需用費	細節	消耗品費
契約名	市立中学校教師用指導書 外国語科		
契約先	(株)豊文堂		
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで		
契約方法	随意契約	平成 28 年度 支出額	中学校施設運営 5,896 千円

したがって、契約書のひな形について、豊中市財務規則第 110 条第 3 号又は第 6 号の規定を適用して契約保証金の納付を免除する場合についても明文化しておくこと

が望ましい。

なお、この意見を受け、教育委員会では、次のように、契約書第 2 条の規定を改める方向で検討を行っている。

第 2 条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる発注者が确实と認める有価証券の提供。
- (2) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する発注者が确实と認める金融機関の保証。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することができる。

- (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害金をてん補する履行保証保険契約の締結。
- (2) 豊中市財務規則第 110 条第 3 号または第 6 号の規定に該当すると発注者が認めたとき。

3 前項第 1 号の場合においては、受注者は履行保証保険契約の締結後、直ちに、その保険証券を発注者に寄託しなければならない。

4 契約金額の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の契約金額の 100 分の 5 に相当する額に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。

② フィフティ・フィフティ事業の簡素化について(監査の意見)

「豊中市立小・中学校光熱水費削減分還元制度」(以下、「フィフティ・フィフティ事業」という。)とは、小中学校において施設の管理者や利用者が協力して省エネルギーに取り組み、光熱水費使用量を削減した場合、削減した使用量に応じて、翌年度に執行することができる経費を当該小中学校に配分する制度であり、「小学校施設運営」及び「中学校施設運営」の事業評価において、成果指標とされている。

平成 28 年度における参加校は小学校 41 校中 36 校、中学校 18 校全校となっており、小学校 8 校、中学校 3 校からスタートした平成 21 年度の制度創設時と比較すると、着実に浸透したものと評価できる。また、各学校では、生徒会等において、フィフティ・フィフティ事業の概要を説明し、還元額の用途についても議論させることを通じて、省エネルギーについて考える機会となっているとのことであり、事業の意義は高いものと

評価できる。

この制度は、光熱水費の削減量を金額として把握し、その半分を学校に還元することから、フィフティ・フィフティ事業という名称となっているのであるが、還元額の総額は予算額が上限となる。

また、還元額の算定にあたっては、使用量だけでなく単価の影響を受けること、継続参加校に対する配慮が必要なこと、校庭芝生化や冷房化工事などの各校の特殊事情にも配慮すべきことなどから、年々、還元額の算定方法が複雑化し、計算に時間を要する結果となっている。

実際、平成 27 年度分の確定還元額についての各学校への連絡は、平成 28 年 8 月 17 日となっており、生徒会等において、還元金の用途について議論している学校からは、当年度の生徒会等の事業計画に反映させることができないため、早期に還元額を確定させることを要望する声も寄せられている。

確かに、光熱水費使用量の削減を金額として把握することで、還元額の配分についての公平性を確保することができる面はある。しかし、現状では、公平性を重視するあまり、過剰な労力がかかっている状況にあると思われる。

制度開始後、約 10 年を経過していることもあり、削減額に基づき還元額を算定する方式から省エネルギーに対する取組みをポイント化して評価する方式に変更するなど、簡素でかつ納得感のある仕組みへの再構築を検討する余地があると考ええる。

4. 小学校施設管理、中学校施設管理

(1) 事業の概要

① 事業内容

児童、生徒が安心して学習できる環境を確保するため、小学校及び中学校における施設及び設備の維持管理を行う事業である。

② 事業費の推移

【小学校】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	528,775	561,455	568,872
決算額	601,935	544,570	501,828

【中学校】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	257,797	270,405	253,496
決算額	270,552	241,540	215,879

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額		主な内容
	小学校	中学校	
需用費	303,131	149,475	小学校及び中学校の光熱水費
委託料	172,387	52,782	施設総合管理,機械等保守委託料
使用料及び賃借料	596	261	NHK 受信料
負担金補助及び交付金	941	513	給水設備の共益費等
その他	24,771	12,846	
合計	501,828	215,879	

需用費は主に小学校及び中学校の光熱水費であり、その概況は、「第2 監査対象の概要 3. 豊中市における教育費の状況 (6)需用費」において述べたとおりである。

ここでは、小学校施設管理及び中学校施設管理において、需用費に次いで多額となっている委託料の執行について検討を行った。

(2) 監査の結果及び意見

① 機械警備業務における業務報告書の提出の遅延について(監査の結果)

豊中市における小学校及び中学校の機械警備業務に係る契約の概要は、表 24 のとおりである。

表 24 機械警備業務に係る契約の概要

節	委託料	細節	施設総合管理委託料
契約名	小中学校機械警備業務		
契約先	(株)双葉化学商会		
契約期間	平成 24 年 9 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日まで		
契約方法	指名競争入札	平成 28 年度 支出額	小学校施設管理 38,789 千円 中学校施設管理 17,029 千円

当該業務委託については、契約書第 10 条の規定に基づき、受注者は業務報告書を提出しなければならないものとされているが、平成 28 年 8 月分以降の業務報告書の提出が遅延し、実際に提出されたのは、平成 29 年 9 月に入ってからであった。

委託料は月額で定められており、契約書第 2 条において、受注者は豊中市教育委員会による業務報告の確認を受けた後、委託料の支払いを請求するものとされている。しかし、平成 28 年 8 月分以降は、業務報告のないまま、委託料の支払いが請求され、当該請求に基づく委託料の支出も行われていた。

豊中市教育委員会は、契約書に規定された業務報告書を毎月入手し、各月の履行を確認した上で、委託料を支出する必要があった。

なお、当該業務の仕様書により、中学校については、通常巡回以外に概ね午前 5 時頃、別途開門巡回を実施することとされているが、提出が遅延していた平成 28 年 8 月分以降の業務報告書のうち、6 中学校分について開門巡回に関する事項が記載されていなかった。改めて教育総務課から受注者に確認したところ、学校側から開門については教職員で対応するとの申し出があったため、当該期間については開門巡回を実施していなかったとの回答があったとのことである。結果的に、実際の業務の履行状況が仕様書の記載と異なっていたこととなり、教育総務課としても適時に把握しておくべき事項であった。

② 前金払に係る事務処理の適正化について(監査の結果)

小学校及び中学校の施設は自家用電気工作物に該当するため、原則として、電気主任技術者を選任する必要があるが、保安全管理業務の委託契約を、一定の要件に該当する者と締結しているものであって、保安上支障がないものとして所轄産業保安監督部長の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任しないことができるとされている(電気事業法第 43 条、電気事業法施行規則第 52 条 2 項)。

この規定を受け、豊中市教育委員会が小学校及び中学校について締結している自家用電気工作物保安全管理業務の概要は、表 25 のとおりである。

表 25 自家用電気工作物保安全管理業務に係る契約の概要

節	委託料	細節	機械等保守委託料
契約名	自家用電気工作物保安全管理業務委託及びデマンド監視業務委託		
契約先	(一財)関西電気保安協会大阪北営業所		
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで		
契約方法	随意契約	平成 28 年度 支出額	小学校施設管理 11,496 千円 中学校施設管理 5,424 千円

当該契約に係る委託料については、契約上、受注者は年間委託料を点検開始月(4月)に請求するものとし、発注者は請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとされている。つまり、前金払により委託料を支払う契約となっている。

当初契約からの金額変更等もあり、実際に受注者から平成 28 年度分の委託料に係る請求書が提出されたのは、平成 29 年 2 月 17 日であった。そして、豊中市教育委員会では、請求書の提出と同日の平成 29 年 2 月 17 日付で、委託業務の履行確認に係る復命書を作成した上で、支出命令を行っている。

しかし、平成 28 年度分の委託料に係る履行確認を年度終了前の平成 29 年 2 月 17 日に実施することは不可能であり、完了払であるかのような取扱いとすることは適切ではない。契約条件に従い、前金払を前提とした形での支出命令を行う必要があった。

なお、地方自治法施行令第 163 条や豊中市財務規則第 48 条の規定に基づき、前金払を行うことが否定されるものではないが、地方自治法第 232 条の 4 第 2 項の規定に基づき、履行確認後に支払いを行う完了払が原則である。また、年度当初に全額を前払いにより支出する契約条件となっているが、合理性に乏しいと考える。したがって、今後は契約締結前に、前金払の必要性及び合理性を十分に検討し、明確にしておく必要があると考える。

③ 随意契約理由の公表について(監査の結果)

障害者支援施設、シルバー人材センター等との間で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく随意契約を締結する場合、豊中市財務規則第 104 条の 2 の規定に基づき、発注見通し及び契約締結前後に一定の事項を公表することが求められている。

豊中市財務規則

第 104 条の 2 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する規則で定める手続は、次に定めるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準、申込方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等契約の締結状況を公表すること。

この点、表 26 に記載する「豊中市立小中学校運動場夜間開放管理業務」について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するものとして、随意契約としているが、発注見通し及び契約締結前後の公表が行われていなかった。

表 26 運動場夜間開放管理業務に係る契約の概要

節	委託料	細節	施設総合管理委託料
契約名	豊中市立小中学校運動場夜間開放管理業務		
契約先	(公財)豊中市シルバー人材センター		
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで		
契約方法	随意契約	平成 28 年度 支出額	小学校施設管理 641 千円 中学校施設管理 2,210 千円

一方、豊中市では、「随意契約ガイドライン」を策定し、随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する場合を除く。)のうち、2 者以上から見積書を徴取しないこととしたものについて、契約締結後において契約概要について公表を行うこととしている。

この点、表 25 の自家用電気工作物保安管理業務は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものとして随意契約としており、受注者以外からの見積書の徴取も行われていないことから、契約概要についての公表が必要となるが、公表

が行われていなかった。

これらの運動場夜間開放管理業務(契約締結後)及び自家用電気工作物保安管理業務については、監査人の指摘を受けた後、速やかに公表の措置が講じられたが、豊中市財務規則又は「随意契約ガイドライン」において求められている随意契約についての公表が失念されていた事例が見受けられたことから、今後、対象となる随意契約について遺漏なく把握する必要がある。

5. 学校施設整備事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

学校施設整備事業は、児童生徒が安心して学習できる環境を確保することを目的とした事業である。具体的には、補修工事や修繕など小中学校の施設管理のほか、小中学校の増改築工事や耐震補強工事、空調設備の設置・更新、トイレの改修、エレベーターの設置等が行われている。

耐震補強工事については、「豊中市学校施設耐震化計画(第3次推進計画)」に基づき行われており、平成29年3月現在の耐震化率は97.9%である。空調設備の更新やトイレの改修は、老朽化対策として、「空調設備改修事業計画」、「小中学校トイレ改修計画」に基づき行っている。また、エレベーターの設置は、車いす等の利用や歩行介助を必要とする児童生徒のための環境整備として、「エレベーター設置計画」に基づき行っている。

このように、各種個別計画等に基づき、学校施設整備事業が行われている。一方で、学校施設に限らず、市有施設全体を対象とした「豊中市公共施設等総合管理計画」等の公共施設のマネジメントに関する計画があるが、その内容については④で述べることとする。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	4,398,925	5,879,050	4,554,390
決算額	3,339,499	4,841,372	3,339,120

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

細事業	決算額	主な内容
西丘小学校改築 (小学校施設整備費本年度 支出額)	1,609,616	工事請負費 1,473,842 千円 施設借上料 88,104 千円 設計監理委託料 23,040 千円 その他 24,630 千円
南桜塚小学校改築	523,173	工事請負費 478,847 千円 設計監理委託料 34,151 千円 その他 10,174 千円
第四中学校改築	454,770	工事請負費 440,504 千円 設計監理委託料 10,343 千円 その他 3,923 千円
校舎増築事業 (第十七中学校)	141,161	工事請負費 126,886 千円 初度消耗品費 11,017 千円 その他 3,257 千円
その他	610,399	エレベーター設置事業 193,328 千円 第二次トイレ改修事業 153,302 千円 その他 263,768 千円
合計	3,339,120	

④ 公共施設のマネジメントに関する計画の概要

市では、公共施設の老朽化、少子高齢化による社会環境や市民ニーズの変化といった状況のもと、限られた財源と施設を有効に活用するため、公共施設のマネジメントに取り組んでいる。

平成 21 年 4 月には、「市有施設の有効活用のための指針」を策定し、公共施設マネジメントに関する市の基本姿勢を示した。また、平成 23 年 7 月には、その方策と手法について「豊中市市有施設有効活用計画」としてまとめ、施設の有効活用の取り組みを進めてきた。そして、平成 29 年 3 月には、「豊中市市有施設有効活用計画」の基本的な考え方に、持続可能な施設総量の設定や長寿命化に関する考え方等についてまとめ、インフラ施設も含めた中長期的なマネジメントのしくみと体制を整えるため、「豊中市公共施設等総合管理計画」(以下、「公共施設等総合管理計画」という。)を策定した。

公共施設等総合管理計画では、施設の複合化・多機能化・戦略的配置の推進、長寿命化と財政負担の平準化、施設総量フレームの設定等の8つの基本方針を掲げている。この基本方針に基づき、計画の目標年度である平成 52 年度に向けて、公共施設マネジメントを進めていくこととしている。

まず、平成 29 年度に施設所管部局(学校教育施設については、教育委員会)において「施設再編方針」を策定することとしている。「施設再編方針」は、小学校、図書館といった施設種別ごとに、基本方針を具現化するための課題と方策を検討し整理するものである。これによって、施設種別ごとにどのような配置が最適であるのか、計画の実現に向けてどのような取り組みが可能であるかを明らかにするものである。

次に、資産活用部において「施設再編方針」を集約し、全体最適の観点による複合化・多機能化・戦略的配置についての議論を全庁横断的に行うこととしている。全庁横断的な議論により方向性が定まった案件については、「個別実行計画」としてまとめ、順次施設の建替え・改修・再編に着手することとしている。なお、特に重点的に検討を行うべき施設は「重点検討施設」として早期に検討を始めることとしている。

公共施設等総合管理計画では、施設分野ごとの現状と今後の取組みの方向性が示されている。学校教育施設分野のうち小中学校については、以下のとおりである。

施設名称	主な建物の建設年度	経過年数(H28)	経過年数(H52)
小中学校	S32～H28年	59～0年	83～24年
<p>●現状／担当課の取組み／課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、小学校は 41 校、中学校は 18 校あります。 ・市南部地域において、児童・生徒数の減少に加えて学習課題や生活課題を抱えている児童生徒が多くいることから、教育環境の充実を図るため、学校再編による小中一貫教育の推進などを柱とした「魅力ある学校づくり」について検討を進めています。 ・耐震化について一定の目途がつくことから、今後、非構造部材の耐震化及び施設老朽化対策についても、大規模改修、改築も含めて検討を進めます。 			
<p>●再編・有効活用に向けた論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの拠点としての多機能化の可能性について ・計画的な修繕、建替え等の実施について ・災害時の避難施設としての機能について 			

施設再編方針は、平成 29 年 7 月が策定初年度である。施設再編方針では、公共施設等総合管理計画の基本方針を具現化するための論点と今後の方針について、5

項目に分類整理している。学校教育施設のうち、小中学校の施設再編方針は、以下のとおりである。

項目	現状・課題	対策・方針
① 施設総量 フレーム	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 41 校、中学校 18 校で約 471,900 ㎡。建物施設の延床面積全体のうち、約 47%を占める。 ・庄内地域における小学校 6 施設及び中学校 3 施設を対象とした学校再編について検討を進めている。 ・児童生徒数の将来推計や教室等学校施設の利用状況を踏まえ、必要とされる施設規模について精査する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)庄内地域における「魅力ある学校」づくり計画を平成 29 年度中に策定し、施設一体型小中一貫校の創設に向け着実に取組みを進める。 ・児童生徒数の将来推計や教室等学校設備の利用状況を踏まえ、必要とされる施設規模を見極めながら、減築を含めた建替えを計画的に進める。
② 維持管理 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 1 校あたりの平均維持管理費は約 1,900 万円/年(㎡あたり約 2,600 円)。 ・中学校 1 校あたりの平均維持管理費は約 2,000 万円/年(㎡あたり約 2,200 円)。 ・老朽化が進んだ施設が多く、修繕等に要する経費が増加傾向にある。 ・人件費等、施設維持管理業務に係る経費の削減手法について検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の学校施設毎の長寿命化計画を平成 32 年度までに策定する。 ・大規模改修を計画的に実施することにより長寿命化を促進し、併せて維持管理費を削減する。 ・人件費等、施設維持管理業務に係る経費について現状分析を行うとともに、その削減手法について検討を進める。
③ 戦略的配置 複合化 多機能化	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ施設等、地域住民が広く利用できる施設との複合化や多機能化について検討する必要がある。 ・学校図書館と公立図書館とのさらなる機能連携について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が広く利用できる施設との複合化や多機能化については、先行的に実施している学校施設において、学校教育に資する効果について検証した上で、今後の導入

項目	現状・課題	対策・方針
	<p>する必要がある。</p>	<p>に関する検討を行う。(施設例) 西丘小学校の地域連携室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)南部コラボセンター開設に向け、学校図書館と公立図書館それぞれの機能を生かし連携強化を図る。
④ 施設利用	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体育施設開放事業や余裕教室の使用許可等による、地域住民を対象とした施設利用の促進を図る必要がある。 ・学校教育以外の機能との複合化や多機能化にあたっては、児童生徒の安全確保に留意する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民を対象とした施設利用に関して運営手法の見直しを行うとともに、そのあり方について平成30年度を目途に方針を定める。
⑤ 公民連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設管理業務及び業務執行体制(民間事業者への業務委託等)の再編について検討する必要がある。 <p>※市の事務事業の見直し関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度を目途に再編に係る方向性について検討を実施。

(2) 監査の結果及び意見

① 長寿命化計画の策定に向けて(監査の意見)

施設再編方針においては、維持管理経費の観点からの対策・方針として、「個別の学校施設毎の長寿命化計画を平成 32 年度までに策定する。」とされている。

長寿命化計画を策定するにあたっては、長寿命化の目標となる目標耐用年数を設定する必要がある。公共施設等総合管理計画においては、一律に目標耐用年数を 70 年に設定しているが、本来は個別の学校施設の劣化状況等により異なるものである。学校施設の建物基本診断を平成 29 年度に実施していることから、劣化状況は把握できる予定である。したがって、長寿命化計画策定に向けて、まずは、劣化状況を踏まえた目標耐用年数を設定する必要がある。

また、長寿命化計画策定にあたっては、学校施設の長寿命化を図るための計画的な修繕や改修にかかる費用を勘案する必要がある。この費用については、長寿命化による再編整備等の改修工事の投資額だけでなく、これに伴う維持管理費を含めたライフサイクルコストを算定することにより、学校施設にかかるトータルコストを把握する必要がある。

施設再編方針においては、「人件費等、施設維持管理業務に係る経費について現状分析を行うとともに、その削減手法について検討を進める。」とされている。これまで、フィフティ・フィフティ事業による水道光熱費の削減、用務員の非常勤化、太陽光発電への屋根貸し、電気代の新電力への変更などにより、維持管理費の削減に取り組みられてきたが、学校施設管理業務を一括して事業者が発注するなどスケールメリットを発揮する手法などについても、検討する必要がある。

② 個別実行計画の策定に向けて(監査の意見)

先に述べたとおり、公共施設等総合管理計画の基本方針を具現化するための課題と方策を検討し整理した施設再編方針が平成 29 年 7 月に策定されている。今後は、施設種別ごとにどのような配置が最適であるのか、公共施設等総合管理計画の実現に向けてどのような取り組みが可能であるかについて、全庁横断的に議論がなされる予定であるが、小中学校については、小学校 41 校、中学校 18 校の全てが重点検討施設として位置付けられていることから、早期に個別実行計画を策定することが望まれる。

個別実行計画の策定にあたっては、特に以下の点について留意する必要があると考える。

公共施設等総合管理計画では、施設総量を現状の 80%(平成 52 年度目標)に設定(施設総量フレーム)している。これは、施設の建替え(更新)・改修にかかる費用の財源不足を補うために、将来的に維持管理可能な施設総量に収めるというものであり、公共施設関連経費の圧縮を図るといった財政負担の軽減を主目的としたものである。この点、小中学校についても施設総量フレームに含まれるものであるが、小中学校の再編を検討するにあたっては、戦略的配置、複合化・多機能化の推進など、施設総量フレーム以外の基本方針についても、十分に考慮する必要がある。

施設再編方針においては、施設総量フレームの観点からの対策・方針として、「児童生徒数の将来推計や教室等学校設備の利用状況を踏まえ、必要とされる施設規模を見極めながら、減築を含めた建替えを計画的に進める。」こととされている。確かに、必要以上の施設規模となっている小中学校については、減築等を行うことにより、維持管理費等の圧縮となり、財政負担の軽減につながるといえる。しかし、学校の再編

は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善による教育効果を重視して行うべきものであり、適正な学校規模がどの程度であるかの判断は難しいと考える。

現在、庄内地域においては、学校再編による小中一貫校の整備を柱とした「魅力ある学校づくり」の検討が現在進められているが、これは、児童生徒数の減少といった学校規模の観点だけではなく、学習課題や生活課題を抱えている児童生徒が多くいる状況を改善するために、つまり、児童生徒の教育条件の改善による教育効果を重視した取り組みであると考ええる。

また、小中学校は地域コミュニティの拠点としての機能もあり、施設再編にあたっては十分に留意する必要がある。市は、豊中市地域自治推進条例により、豊中スタイルの地域自治システムを創設している。地域自治組織、地域自治組織検討会、自治会、公民分館、校区福祉委員会など、地域コミュニティ活性化の担い手が、小学校区を単位として形成されていることを考慮すると、地域コミュニティの拠点としての学校の機能を重視する必要がある。

学校教育法施行規則では、学校規模の標準が学級数によって設定されているが、特別の事情があるときはこの限りでないという弾力的なものとなっている。したがって、適正な学校規模を検討するにあたっては、学級数のみに着目するのではなく、児童生徒の教育条件の改善による教育効果や地域コミュニティの拠点としての学校の機能を十分に考慮する必要がある。

このような点に留意して、個別実行計画を策定する必要がある。

Ⅱ 人権教育課

1. 日本語指導・通訳派遣事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

帰国・渡日児童生徒およびその保護者が教職員や児童生徒等と意思の疎通を図り、円滑な学校生活を送ることができるよう、希望する学校等に対して、通訳者を派遣する事業である。また、児童生徒一人ひとりの日本語能力を測定し、より充実した日本語指導ができるよう、その手法についての研究も行っている。

通訳者の派遣は、「通訳者派遣事業実施要項」に基づいて行われる。通訳者は、人権教育課(渡日児童生徒相談室)に登録している者であり、各学校等が人権教育課あてに通訳派遣申請を行い、承認後に派遣される。通訳者は活動日誌を人権教育課に提出し、1時間2,000円の謝礼金が支給される。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	4,043	3,683	2,809
決算額	4,213	3,769	3,411

③ 平成28年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	3,411	通訳者講師謝礼金
合計	3,411	

(2) 監査の結果及び意見

① 通訳派遣申請書の事後提出について(監査の結果)

通訳者の派遣は、各学校等が人権教育課あてに通訳派遣申請書を提出し、承認を受けなければならない。派遣期間は原則1か月単位としており、派遣日の1週間前までに通訳派遣申請書を提出することとなっている。

しかし、通訳派遣申請書が未提出のまま、通訳者が派遣されていた事例があった。当該事例は、学校からの電話連絡により人権教育課が通訳者を派遣したために、未提出となったものである。なお、通訳者に対する謝礼金の支払いの際に、通訳派遣申請書が未提出であることが判明したため、学校から事後提出を受けている。

今後は、通訳者派遣事業実施要項に従い、通訳派遣申請書の事前申請を適切に行う必要がある。

② 履行確認の徹底について(監査の結果)

通訳者は業務終了後、活動日誌を人権教育課に提出する。また、学校からは「通訳派遣〇月分業務確認」(以下、「業務確認書」という。)が、人権教育課に提出される。人権教育課は、通訳派遣申請書と活動日誌及び業務確認書との整合性を確認し、通訳者に対し1時間2,000円の謝礼金を支払う。

しかし、通訳者の申出により、謝礼金の支払額不足が発覚した事例があった。当該事例は、通訳派遣申請書に記載されていた従事予定時間と、活動日誌及び業務確認書に記載されていた実際の従事時間に相違があったにもかかわらず、従事予定時間にもとづいて謝礼金を計算したために、支払額が不足となったものである。

通訳者が提出した活動日誌においても、学校が提出した業務確認書においても、実際の従事時間が記載されていたが、人権教育課による履行確認が適切になされていないことが原因である。今後は、通訳派遣申請書と活動日誌及び業務確認書の突合を確実にを行い、実際の従事時間を正確に把握したうえで、謝礼金を支払うように、履行確認を徹底する必要がある。

③ 派遣時間数の超過について(監査の結果)

通訳者派遣事業実施要項(平成28年度)において、派遣時間数は対象者一人当たり概ね3か月間で45時間以内とすると規定されている。

しかし、派遣時間数が45時間を超過している事例があった。通訳支援が必要な帰国・渡日児童生徒およびその保護者の個々の状況により、その必要時間が異なることは理解できる。そのため、規定時間の超過が必要な場合もあるであろう。したがって、規定の派遣時間数の超過を認めるのであれば、そのように判断した理由等を明記するなどの必要な決裁を行う必要がある。

なお、平成29年度の通訳者派遣事業実施要項においては、派遣時間数を60時間以内に変更している。

2. 研究団体の育成

(1) 事業の概要

① 事業内容

小中学校、こども園における人権教育の研究・充実をめざし、教職員によって組織する人権教育研究団体の活動を支援するため、豊中市人権教育研究協議会(以下、「人権教育研究協議会」という。)及び豊中市在日外国人教育研究協議会(以下、「在日外国人教育研究協議会」という。)に補助金を交付する事業である。

人権教育研究協議会は、部落差別をはじめいっさいの差別をなくすために、小中学校における人権教育の推進を目的とした団体である。

在日外国人教育研究協議会は、在日韓国・朝鮮人等児童・生徒の活動の促進を図るために、小中学校における在日外国人教育の推進を目的とした団体である。

補助金の交付対象の内容は、両補助金とも、研究会等の開催や研究調査、資料等の収集・作成、その他目的達成に必要な事業となっている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	2,907	2,907	2,907
決算額	2,907	2,907	2,907

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	2,907	人権教育研究協議会補助金 2,350 千円 在日外国人教育研究協議会補助金 557 千円
合計	2,907	

(2) 監査の結果及び意見

① 領収証記載事項の徹底について(監査の結果)

在日外国人教育研究協議会補助金の実績報告にあたり、支出証拠書類が添付されている。支出証拠書類の中に、講師謝礼金についての領収書があったが、領収書

の記載事項に不備があった。具体的には、領収書には講師の個人名のサインがあるものの、住所が記載されておらず、相手を特定できないものとなっている。

したがって、領収書の記載事項に漏れがないように徹底する必要がある。

② 支出証拠書類の確認の徹底について(監査の結果)

人権教育研究協議会補助金に関して、平成 29 年 4 月 21 日に提出された補助金事業等実績報告書(補助金額 2,350,000 円)には、支出の裏付けとなる領収書等の添付が一切なかった。一方で、在日外国人教育研究協議会の補助金の補助金精算書には、支出に係る領収書が添付されている。

この違いについて、質問したところ、在日外国人教育研究協議会の補助金は事業補助金であるため、当該事業が補助対象事業に該当するかを確認するために精算報告書と領収書の提出を求めているが、人権教育研究協議会に対する補助金は、団体に対するものであり、かつ、人権教育研究協議会は豊中市の学校に勤務する教員で構成する団体であり、収支決算書に会計監査の報告が記載されている旨があることから、支出に関わる領収書の添付を求めているとのことであった。

過去の当該事業の担当者によれば、人権教育研究協議会に対する支出内容のチェックについては、平成 22 年度に補助金にかかわる支出一覧表と領収書を市役所に持ち込んで、謝金を含む領収書の宛先、日付、金額、費目、印鑑の有無をチェックし、問題は発見されなかったとのことである。しかしながら、当該支出内容のチェックが実施されたことを示す公文書は作成されていなかった。

両補助金で取扱いを異なるものにする理由はないため、今後は、人権教育研究協議会補助金についても、支出証拠書類の提出を求め、支出の適切性につき、履行確認を徹底する必要がある。

3. 進路選択支援事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

すべての子どもが家庭事情や経済的理由により進学をあきらめることなく夢を実現するために、相談活動を通じた奨学金制度の活用や、学習支援を行う事業である。

具体的には、中学生以上で進学意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、豊中人権まちづくりセンター、螢池人権まちづくりセンター及び青年の家いぶきに専門相談員を配置して、進路相談・助言を行うとともに学習会を実施することにより、自己の進路を考え、将来に展望が持てるよう支援を実施している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	1,602	1,595	1,820
決算額	1,512	1,811	1,771

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	1,746	相談員謝礼金
需用費	25	消耗品費
合計	1,771	

(2) 監査の結果及び意見

① 進路相談記録の査閲について(監査の意見)

進路相談にあたる専門相談員は、豊中人権まちづくりセンターに 1 名、螢池人権まちづくりセンターに 3 名(うち、1 名は青年の家いぶき兼務)が配置されており、合計 4 名の体制となっている。専門相談員は、進路相談を行った際には、相談記録を作成している。

平成 28 年度の進路相談記録について閲覧したところ、相談記録には、「相談者名」、

「年月日」、「形態」及び「記事」の欄しかない汎用性が高い様式となっており、必要な項目を聞き漏らす可能性のある記載様式となっていた。また、相談を受けた担当者の氏名を記載する欄及び相談記録を管理職等が査閲したことを示す確認欄もなかった。

平成 29 年度からは、相談記録簿の様式が改正され、「相談者の学校、学年」、「住所」、「連絡先電話番号」及び「相談を受けた担当者の氏名」等の項目が追加され改善された。しかしながら、相談記録を管理職等が査閲したことを示す確認欄は新設されていない。

管理職は、当該相談事業が適切に実施されているかを確認するため、相談記録簿を査閲し、その記録を残す必要がある。

4. 渡日相談室事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

様々な国からの渡日児童生徒が、日本語や日本の学校に早期になじみ、安定した学校生活を送ることができるようになることを目的に、小中学校編入学後、本人や保護者・家族と面談を行い、配慮事項等を聞き日本の学校の様子や支援事業について説明し、支援を行う事業である。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	2,523	2,777	2,829
決算額	2,691	2,520	1,868

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
賃金	1,856	相談員の賃金
その他	12	旅費、消耗品費
合計	1,868	

(2) 監査の結果及び意見

① (帰国・渡日)面談票の記載の徹底について(監査の意見)

平成 28 年度においては、帰国した日本人 50 件、渡日した外国人 59 件の合計 109 件の相談を受けている。相談を行った際には、「(帰国・渡日)面談票」(以下、「面談票」という。)を作成している。面談票には、来日日、児童生徒名、保護者名、学校、住所等のほか、言語や日本語の状況、文化・宗教上で食べられないもの、学校生活で不安なことなどの特記事項についての記載事項がある。また、担当者確認欄として、学校への連絡の有無や必要書類の配布状況等の記載事項もある。

平成 28 年度の面談票を閲覧したところ、記載事項が空欄となっているものが見受けられた。特に、日本語の状況や特記事項等は、児童生徒が日本語や日本の学校に早期になじみ、安定した学校生活を送ることができるようになるための支援を行うにあたっての重要な記載事項であると考えられる。また、担当者名(面談者)が記載されていない面談票も見受けられたり、管理職等が査閲したことを示す確認欄がなかったりしている状況であった。

面談票は、児童生徒に必要な支援を行うための重要な判断材料となる書類であるため、面談者以外の職員が見ても、その内容を把握できるようにするためにも、記載を徹底する必要がある。

Ⅲ 読書振興課

1. 学校図書館システムの運用

(1) 事業の概要

① 事業内容

学校図書館システム(以下、「とよなか読書活動支援システム」という。)は、「とよなかブックプラネット事業」を支援する情報基盤として構築されたシステムである。

「とよなかブックプラネット事業」とは、学校図書館と公共図書館の蔵書を一体的かつ効果的に活用する環境を整備することにより、児童生徒の読書活動を促進し、自ら学ぶ力を育成することを目的とする事業である。

「とよなか読書活動支援システム」は、図書館業務を支援する「蔵書管理システム」、授業活用事例を共有する「授業活用データベース」、学校図書館と公共図書館の運営関係者間で図書情報を共有する「情報共有システム」の3つの機能から構成されている。

本事業は、この「とよなか読書活動支援システム」を安定稼働させることにより、学校図書館を活用した読書活動・学習活動の活性化を支援するものである。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	42,505	41,287	40,179
決算額	38,713	37,104	37,328

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	1,161	メールバッグほか消耗品費
委託料	1,200	学校図書館等新規図書データ作成業務
使用料及び賃借料	34,965	学校図書館等読書活動支援システムコンピュータ機器等賃貸借契約料 33,345 千円 小中学校図書館及び教育センター TOOLi-S 使用料※ 1,620 千円
合計	37,328	

※ TOOLi-S(ツールアイエス)とは、株式会社図書館流通センター(TRC)が提供する学校図書館専用の web システムである。TRC の図書・映像資料の全ての書誌データベースが検索できる。

(2) 監査の結果及び意見

① 見積価格の妥当性の検証について(監査の結果)

学校図書館等新規図書データ作成業務委託契約は、その性質又は目的が競争入札に適しないものとして、TRC との特命随意契約によっている(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)。

学校図書館等新規図書データ作成業務は、学校図書館等に所蔵する図書に対して、書誌データ及び登録番号等のローカルデータを付与し、市の指定するデータ形式で作成を委託する業務である。これは、市の資料や洋書など市場に流通していない図書は、TRC の書誌データベースに載っていないことから、新規に作成を依頼し、学校図書館の蔵書管理を電算化するものである。

予定価格は、TRC からの見積書により設定しており、単価にデータ作成件数を乗じたものとしている。例えば洋書においては、英語 2,800 円、スペイン語 3,600 円、ノルウェー語 4,300 円など、言語により異なる単価が設定されている。しかし、見積書は TRC1 者からしか徴取しておらず、当該単価の妥当性について検証されていない。

随意契約ガイドラインにおいても、見積書を 1 者とする場合には、その価格の妥当性を証する資料を作成することとされている。

したがって、予定価格の設定にあたっては、契約の相手方が特定される場合であっても、見積価格の妥当性を検証する必要がある。なお、小中学校図書館及び教育センターTOOLi-S 使用契約についても同様である。

随意契約ガイドライン

5. 見積徴取について

随意契約をする場合には、豊中市財務規則第 104 条第 2 項の規定により、「なるべく 2 人以上の者を選んでこれらの者から見積書を徴しなければならない」と規定されている。

次のいずれかに該当する場合は、見積り業者数を 1 者以下とすることができるが、その場合は、価格の妥当性を証する資料(積算資料、類似契約資料等)を作成すること。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される時。
- (2) 他の業者が見積書の提出を拒否した時。
- (3) 災害時等特別の事情がある時。

② 契約書の文言修正について(監査の結果)

上記で述べたとおり、学校図書館等新規図書データ作成業務委託の予定価格は、単価にデータ作成件数を乗じて積算されているが、契約は単価契約ではなく、総価契約によっている。

しかし、業務委託契約書においては、委託料を総額表示している一方で、あたかも単価契約によって委託料を計算するかのような文言となっており、整合していない。

したがって、契約書の文言を整合するように修正する必要がある。

業務委託契約書

委託料 金 ××円

(委託料の支払い)

第 4 条 受託者は、検査の終了後、上記に定める委託料に件数を乗じた合計金額に消費税及び地方消費税(1 円未満切り捨て)を合算して委託者に請求し、委託者は、適法な支払い請求書を受領した日から 30 日以内にこれを支払うものとする。

③ とよなか読書活動支援システムの費用対効果の検証について(監査の意見)

本事業は、学校図書館等読書活動支援システムコンピュータ機器等賃貸借契約料だけでも年間 33,345 千円、5 年間の契約で 166,729 千円と多額の支出を伴うものであり、市の重要な政策事業の一つである。しかし、これだけ多額の支出を伴いながら、ど

れほど学校図書館を活用した読書活動・学習活動の活性化につながったのかといった費用対効果の検証が十分でないと考える。

確かに所管課は、学校図書館を活用した読書活動・学習活動の活性化を支援するという本事業の目的の達成度(効果)を測定する指標として、「学校図書館活用データベースアクセス件数」や「学校図書館を活用した授業実績(単元数)」を設定し、その実績値を把握している。しかし、その実績値に基づく分析と分析結果から導き出される改善策等についての検証が十分でない。

例えば、学校別経年比較や学校間比較分析を行い、取り組みの積極的な学校とそうでない学校の要因分析を進め、学校に対して具体的な数値目標について情報提供するなどの取り組みを行うことで、効果向上を図るなど、継続的に費用対効果を検証する必要がある。

IV 教職員課

1. 大阪府豊能地区教職員人事協議会事務

(1) 事業の概要

① 事業内容

「第2 監査対象の概要 3. 豊中市の教育費 (5)人件費」で述べたとおり、大阪府において「府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」が制定され、豊能地区3市2町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町)が設置する学校に係る府費負担教職員の任免、給与の決定等の事務(人事権)は、当該市又は町に属するものとされている。

この人事権の移譲を受け、3市2町は、当該移譲を受けた事務のうち府費負担教職員の採用のための選考に関する事務や府費負担教職員の給与の算定に関する事務等を共同で管理執行するため、地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づく法定協議会として、「大阪府豊能地区教職員人事協議会」(以下、「協議会」という。)を設置している。なお、協議会の事務所は豊中市役所内に置かれている(協議会規約第5条)。

協議会の担任する事務に要する費用は、各関係市町が負担することとされており、その負担すべき額は、各関係市町の協議により決定される(協議会規約第17条)。具体的には、負担金総額を各関係市町の教職員定数により按分して、負担すべき額を算定している。平成28年度における豊中市の負担金額は7,416千円であり、負担割合は56.9%であった。

監査対象とした当該事務(大阪府豊能地区教職員人事協議会事務)は、協議会に対する負担金を支出する事務である。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	9,282	7,384	7,416
決算額	9,282	7,384	7,416

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	7,416	大阪府豊能地区教職員人事協議会負担金
合計	7,416	

④ 協議会決算額の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
歳入			
負担金	16,228	13,041	13,041
繰越金	3,043	4,819	3,772
諸収入	2	2	0
歳入合計	19,272	17,862	16,813
歳出			
総務費	1,921	1,790	1,969
事業費	12,532	12,300	12,172
予備費	0	0	0
歳出合計	14,453	14,090	14,141
歳入合計－歳出合計	4,819	3,772	2,672

(2) 監査の結果及び意見

協議会に対する負担金支出について、特に指摘すべき事項はない。

V 学校教育課

1. 学籍管理等業務支援オンラインシステムの運用

(1) 事業の概要

① 事業内容

小中学校の児童生徒の学齢簿を管理するもので、豊中市学事システム・コンピュータ機器等の賃借料が支出の大部分を占めている。

同賃借料は、株式会社 JECC と締結している豊中市学事システム・コンピュータ機器等賃貸借契約に係るものである。同契約は、賃借料月額 145,584 円(税込)、契約期間平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの長期継続契約である。

本契約により医療券管理システムと奨学金管理システムが利用可能である。

医療券は、就学援助を受けている児童生徒が中耳炎等、特定の疾病の治療を受ける際に医療機関に提出すれば原則として無料で受診可能となるもので、その管理を医療券管理システムで行っている。

奨学金は、経済的理由のため修学が困難な者に対し奨学費を貸し付けるもので、その管理を奨学金管理システムで行っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	10	9,961	1,818
決算額	9	5,567	1,770

(注)平成 26 年度の事業名は、「教育システムの運用」

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
使用料及び賃借料	1,747	豊中市学事システム・コンピュータ機器等賃貸借契約
その他	23	消耗品費
合計	1,770	

(2) 監査の結果及び意見

① 契約関係書類の整理・保管の徹底について(監査の結果)

学校教育課では、豊中市学事システム・コンピュータ機器等賃貸借契約(以下、「賃貸借契約」という。)により2台のパソコンを賃借している。

これらパソコンでは奨学金管理システムと医療券管理システムが利用可能で、両システムのメンテナンスコストも賃貸借契約に含まれているとのことである。しかしながら、賃貸借契約書には、利用可能なシステムの概要やメンテナンスコストの取扱いなどが記載されておらず、賃貸借契約の対象となる機器の一覧が示された仕様書が添付されているのみで、契約書本体からは賃貸借契約の詳細が把握できない。あるいは、別途、導入機器等に関する仕様書が作成されていれば、賃貸借契約の詳細を把握することは可能であるが、契約書が綴られているファイルからは、仕様書に該当すると思われるものは確認できなかった。

本賃貸借契約の賃借期間開始日前に締結されていた平成27年9月30日までの同種の契約については、賃借する機種を選定経緯を示した書類(リース調達仕様書等)が作成されていた。しかし、平成27年10月1日から開始された本賃貸借契約においては、リース調達仕様書もしくはそれに類するものが作成されているのかどうか不明な状況となっている。また、今回の賃貸借契約は随意契約とのことだが、そのことにかかる資料もファイルされておらず、どのような経緯で契約締結に至ったのかも不明となっている。

学校教育課によると、契約当時の書類が見当たらないとのこと、現状では賃貸借契約の内容とその妥当性、契約が適切に行われたのかが不明確となっている。

契約に関する書類の整理・管理を適切に行う必要がある。

2. 奨学金事務

(1) 事業の概要

① 事業内容

修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために、高等学校(特別支援学校の高等部を含む)、中等教育学校(後期課程に限る)、高等専門学校、専修学校(教育委員会規則で定める高等課程に限る)又は各種学校(教育委員会規則で定めるものに限る)の修学が困難な者に対し、奨学費(豊中市奨学金)を貸し付ける事業である。

奨学費は「豊中市奨学条例」に定めがあるが、その概要は次のとおりである。

表 27 奨学費の概要

項目	内容
貸付の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○国公立 8 万円、私立 20 万円(いずれも年間)以内で、希望する額を無利子で貸付け。 ○希望額を年 2 回に等分し、奨学生名義の口座へ振り込み(申込時期により全額を 1 度で振り込むことがある)。 ○貸付期間は奨学生が高等学校等を卒業するために必要な最短期間。
資格	<p>次の条件をすべて満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者のどちらかが豊中市内に住んでいる。 ○保護者の課税総所得金額の合算が 100 万円以下である。 ※算出方法は豊中市奨学条例施行規則第 6 条の規定による。 ○連帯保証人(保護者のうち主たる生計維持者または教育委員会が適当であると認める者)を立てられること。 ○奨学生希望者が、老齢基礎年金の受給対象年齢の場合は、高等学校の卒業資格がない(同程度の学力を認められていない)こと。 ※生徒が交通遺児であるときや、最近に保護者が災害による被害を受けたときなどは救済措置がある。
返済の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付期間終了後、7 年以内の希望する期間内に完済。 ○1 回当たり 1,000 円以上 10 円単位で、原則、均等月賦払い(一部または全部の繰上げ返済可能)。 ○指定の納付書または指定金融機関で開設された口座からの引き落とし。 ○奨学生が高校、大学などに在学中や、返済者が災害などやむを得ない理由で返済が困難なときは、一定期間の返済を猶予。

項目	内容
	○奨学生(返済が始まっている場合を含む)が死亡したときは返済を免除。 ※教育委員会が特に必要があると判断したときは、返済内容を変更することができる。

なお、奨学費に充てるため、奨学基金(以下、「基金」という。)を設置することが「奨学基金条例」に定められている。

同条例第2条により、基金の額は256,556,000円とされている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	3,814	215	53
決算額	18,057	16,936	13,512

③ 平成28年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
積立金	13,454	奨学基金積立金
その他	57	
合計	13,512	

④ 平成28年度の奨学費貸付状況(対象、高校生)

(単位:円)

区分	1人年額	人員	貸付額(年額)
公立	80,000	72	5,760,000
私立	100,000	6	600,000
	160,000	1	160,000
	200,000	113	22,600,000
計	—	192	29,120,000

(2) 監査の結果及び意見

① 借用証書もしくは返済計画書の未提出者への対応について(監査の意見)

奨学金の貸付期間は、奨学生が在学する学校の正規の修業期間が原則となる。貸付期間終了後、その翌月から返済が始まり、7年以内の希望する期間内に完済する必要がある。返済方法は、均等月賦払いを原則として、指定の納付書による金融機関での納入、または指定の金融機関で開設された口座からの引落としによる納入となる。

奨学生は、貸付期間が満了したときは、直ちに豊中市奨学金借用証書(以下、「借用証書」という。)及び豊中市奨学金返済計画書(以下、「返済計画書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

しかし、借用証書の提出が必要にもかかわらずそれが直ちに提出されていない事案が11件あった。その後の提出状況を確認したところ、うち6件は平成29年10月4日現在も借用証書が未提出であった。この6件については、文書による返済督促状、豊中市奨学金返済請求書を送付しているが、返済が全くなされていない。

また、返済計画書の提出が必要にもかかわらずそれが直ちに提出されていない事案が6件あり、同じくその後の状況を確認したところ、6件とも平成29年10月4日現在、返済計画書が未提出であった。この6件についても一括返済の督促状を送付しているが、やはり返済が全くなされていない。

表28は、借用証書未提出事案6件と返済計画書未提出事案6件の平成29年10月4日現在の未納額を示したものである。表28の債権について、滞納が長期化しないよう、積極的に滞納整理事務を行っていく必要がある。

表28 借用証書もしくは返済計画書が未提出となっている事案

No.	借用証書未提出事案	No.	返済計画書未提出事案
	未納額(円)		未納額(円)
1	240,000	1	600,000
2	600,000	2	240,000
3	240,000	3	240,000
4	400,000	4	240,000
5	160,000	5	200,000
6	400,000	6	160,000
合計	2,040,000	合計	1,680,000

② 返済猶予申立書等の未提出者への対応について(監査の意見)

奨学金の貸付期間終了後は、その翌月から返済が始まるが、豊中市奨学条例第13条の規定により、奨学生が学校、大学またはこれらに準ずると教育委員会が認める学校に在学しているときなどは、教育委員会は奨学金の返済を猶予することができる。

奨学金の返済の猶予を受けようとする者は、奨学生であった者及び連帯保証人の連署をもって、豊中市奨学条例第13条に定める条件に該当することを証する書類を添えて、返済猶予申立書及び返済計画変更書(以下、「返済猶予申立書等」という。)を教育委員会に提出しなければならない(豊中市奨学条例施行規則第14条第1項)。また、教育委員会は、返済猶予申立書等の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金の返済の猶予の可否を決定し、その旨を当該申立者に通知する(豊中市奨学条例施行規則第14条第2項)。

返済猶予は奨学生からの申請を踏まえ決定・通知しているが、返済の猶予期間を平成28年4月1日からとしている事案を確認したところ、通知書(豊中市奨学金返済猶予決定通知書)の日付が平成28年10月以降のものが散見された。

学校教育課によると、猶予期間の開始月と通知日で半年以上のタイムラグが生じる主な原因は、奨学生の返済猶予申立書等の提出遅れと決定通知の遅れとのことである。そこで、猶予決定期間の開始月と返済猶予決定通知書日付の乖離が特に大きい事案1件についてその原因を確認したところ、猶予書類の案内を送付するも、両親が離婚したため郵便不達となり、新たな連絡先を確認するのに時間を要したため奨学生への連絡が遅れ、書類が整うのに時間を要したとのことである。

確かに、奨学生が返済猶予申立書等を提出しない限り、猶予の可否を決定することができず、通知することもできない。しかし、返済猶予申立書等を提出しない限り、その奨学生の奨学金の滞納額が膨らんでいくことになる。滞納額が膨らむと、それだけ回収が困難になる傾向にあることから、滞納額が少額のうち、積極的に滞納整理事務を行う必要がある。

したがって、返済猶予申立書等を早急に提出させるか、期限経過分の返済を強く求めるかの対応を行う必要がある。奨学生に対し、奨学金の返済義務についての自覚を促す意味においても、当該対応を行う必要がある。

③ 奨学金返済請求後の経過記録について(監査の意見)

指定された期限までに返済がない場合に教育委員会は、豊中市奨学金返済請求書を送付している。

平成 28 年 10 月に豊中市奨学費返済請求書を送付している事案について、その後の状況を確認したところ、奨学費は返済されず、当該奨学生は現在、大学在学中で返済を猶予しているとのことである。

返済の請求を行ったが、のちに返済の猶予に変更していることについて、そのいきさつを示す記録が確認できなかった。このような事案については、奨学金管理システムのメモ機能を利用し、その経緯を記録し、状況を把握できるようにしておく必要がある。

④ 更新手続きの未了者への対応について(監査の意見)

平成 29 年度時点において平成 27 年度以降に貸付けを受けた奨学生で、翌年度以降、引き続き奨学費の貸付けを希望する場合は、在学証明書等の提出により更新が可能となる。奨学生は、更新を希望する場合には「豊中市奨学生現況届」(以下、「現況届」という。)を学校教育課に提出する必要がある。

平成 29 年度豊中市奨学費貸付にかかる更新手続き等を確認したところ、現況届が提出されていない事案が 5 件存在した。この 5 件のその後の状況を確認したところ、平成 29 年 10 月 4 日現在、うち 3 件が未だ未手続となっていた。

未手続のため新たな貸付は行っていないが、奨学費の借入れを希望しない場合には、退学していないことを確かめるためにも、在学証明書と奨学費貸付停止届を提出させる必要がある。

⑤ 電話催告の実施について(監査の結果)

豊中市は、「豊中市債権の管理に関する条例」に基づき市の債権管理を計画的に行うために、毎年度、「債権回収・整理計画」を作成しており、奨学費も対象となっている。

平成 28 年度債権回収・整理計画は、平成 28 年度の上半期が終わった段階で目標達成状況を検討し、下半期での取り組み方針を示している。奨学費については、下記のとおりであるが、電話催告は行っていないとのことであった。

下半期の取組

引き続き、未納者に対して督促状を発布します。

過年度の書類未提出者及び滞納者に対して督促状の発布や電話での催告を行っていきます。

奨学費は、平成 27 年度末で 204,370 千円の貸付残高があり、平成 28 年度債権回収・整理計画での回収額の目標は 50,192 千円であったが、実際の回収額は 16,470 千円で進捗率は 32.8%に留まっている。

資料を見る限り、書面による督促は適宜行われているが、電話催告などは十分に行われていない状況にあった。

債権管理が主たる業務とされていない部署で、滞納整理事務をどのようにして効果的に進めていくかは一つの課題であり、このことは奨学費にも当てはまると思われる。電話催告を日常の業務で経常的に実施することが難しいのであれば、たとえば月 1 日でも特定日を設け、当該日に集中的に電話催告を行うことも一つの方法である。

滞納整理事務では滞納者と接触を図ることがポイントの一つであり、電話催告はその第一歩となるものである。電話催告の方法を検討し、それを実行する必要がある。

債権名	27 年度 貸付残額	28 年度滞納繰越		
		目標	実績 (H29.3 末)	
		回収額 (円)	回収額 (円)	進捗率
奨学費	204,370,530	50,192,748	16,470,160	32.8

3. 入学支度金貸付あっせん

(1) 事業の概要

① 事業内容

私立高等学校に入学予定で、入学金や施設設備費等の資金(以下、「入学支度金」という。)が必要な市民に対し、入学支度金として1人20万円以内の貸付のあっせんを行い、また、その利子を補給する事業である。

本事業については、「豊中市私立高等学校入学支度金貸付あっせん等に関する規則」(以下、「あっせん規則」という。)にその定めがあるが、その概要は次のとおりである。

表 29 入学支度金貸付あっせん等の概要

項目	内容
貸付あっせんの額	生徒1人につき20万円以内。
返済期間・利率	3年以内。年利1.60%(平成28年度)
利子補給	貸付金を返済期間内に完済した場合は、利子相当額を市が補給。 ※ 入学支度金貸付の対象生徒が私立高等学校を卒業することなどの条件がある。
対象	保護者が 1. 豊中市の市民であること。 2. 他の制度による貸付や給付を受けないこと。 3. 私立高等学校に入学を予定している生徒を扶養していること。
基準	○私立高校へ入学予定の生徒を税法上扶養している保護者の住民税の課税標準総所得金額が356万円以下(総収入で約775万円程度) ※家族状況により算出方法が異なる。 ※私立高校へ入学予定の生徒が交通遺児の場合や、保護者が災害にあった場合、現在失業中の場合も対象となる。
貸付あっせんの申込	入学支度金の貸付あっせんを受けようとする者は、私立高等学校入学支度金貸付あっせん申込書に次の書類を添えて教育委員会に提出する。 ○収入を証する書類 ○その他教育委員会が必要と認める書類

項目	内容
貸付あっせん者の決定と入学支度金の交付	教育委員会は、貸付あっせんの申込みがあったときは、資格を審査し、資格を有すると認めるときは、その旨を申込者に通知する。 通知を受けた者は、金融機関との貸付について契約を締結することにより、入学支度金としての貸付金の交付を受けることができる。 (金融機関は北おおさか信用金庫)

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	10,111	10,175	9,926
決算額	10,878	9,372	8,872

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
貸付金	7,230	私立高校入学支度金貸付金預託金
補償補填及び賠償金	1,434	私立高等学校入学支度金損失補償金
その他	208	助成金、消耗品費
合計	8,872	

④ 金融機関に対する損失補償

あっせん規則第 12 条の規定に基づき、市は、金融機関が入学支度金の貸付により損失を受けたときは、当該貸付より受けた一定の損失を補償することができる。この定めを受けて教育委員会は、北おおさか信用金庫(以下、「信用金庫」という。)&「私立高等学校入学支度金貸付あっせんに関する補償契約」(以下、「損失補償契約」という。)を締結している。

(2) 監査の結果及び意見

① 損失補償の取扱いについて(監査の結果)

市が信用金庫と締結した損失補償契約第 1 条によると、「貸付期限が到来してもなおその貸付金が回収できなかつたとき」は損失補償該当要件を満たすとされている。

信用金庫は、貸付期限が到来してもなお回収ができていない貸付金 9 件について、平成 28 年 5 月 24 日および 25 日付で教育委員会に損失補償申請を行っている。教育委員会は、これら 9 件について損失を負担することを決定し、平成 28 年 7 月 6 日付で損失補償金交付決定通知書を信用金庫に送付している。これを受けて信用金庫は、平成 28 年 7 月 8 日付で教育委員会に損失補償請求を行い、教育委員会は平成 28 年 7 月 19 日に 9 件の貸付金の損失を補償することを決定している。

信用金庫は、貸付期限が経過してもなお回収されない貸付金について、滞納整理事務を行ったうえで教育委員会に損失補償を申請するとされている。

信用金庫が行う滞納整理事務の内容は、損失補償の申請に併せて教育委員会に提出している管理経過記入帳で確認可能である。

管理経過記入帳は、滞納整理事務の経過を記したものであるが、その内容を確認したところ、損失補償申請を行った理由が不明確な事案が見受けられた。

例えば、損失補償申請を行う直前の平成 28 年 4 月に、滞納者より、今後は少しずつ返済したいとの電話があり、返済方法を確定するため改めて翌日電話連絡するもつながらず、その後連絡を待っている状態との事案があった。滞納者が支払いの意思表示を示した以上、信用金庫側から再度、連絡を試みる余地もあつたと思われるが、その後のフォローは行われず、信用金庫は翌月に損失補償の申請を行っている。

信用金庫からの損失補償申請に対して教育委員会は、無条件に損失補償を行うことを認めるのではなく、管理経過記入帳より、個別に電話、自宅訪問、文書などで債権回収に努めていることを確認しているとのことである。しかしながら、上記事案について、管理経過記入帳を確認した限りでは、債権回収に努めたと言い切れるのか疑問が残るところである。

管理経過記入帳は、滞納者の現況や今後の回収可能性の見通しなどは記載されていない。損失補償申請を受け付けるにあたっては、滞納者の現況や今後の見通しなど信用金庫の判断や考え方を管理記入帳に記載しておくことを引き続き要請し、上記のような事案が発生しないよう留意するとともに、信用金庫が損失補償申請を行った理由と、教育委員会が損失補償を行うことを決定した根拠を明確にしておく必要がある。

4. 特別支援教育就学奨励(小学校・中学校)

(1) 事業の概要

① 事業内容

豊中市立小学校及び中学校の特別支援学級及び通級学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るために、特別支援教育就学奨励費(以下、「就学奨励費」という。)の支給により学用品費などの援助を行う事業である。

就学奨励費の支給について必要な事項は、「豊中市立学校特別支援教育就学奨励費支給要綱」に定めがあり、その概要は次のとおりである。

表 30 就学奨励費の概要

項目	内容
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者であつて、その保護者の属する世帯の前年の総収入額が生活保護法第 8 条第 1 項の規定による厚生労働大臣が定める基準に基づき算定したその世帯の需要の額の 2.5 倍未満である者 ○ 通級学級に就学する児童又は生徒の保護者 ※ 特別支援学級 学校教育法第 81 条第 2 項の規定により豊中市立小学校及び中学校に設置された学級をいう。 ※ 通級学級 学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定により豊中市立小学校及び中学校に設置された学級をいう。
支給費目及び支給額	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食費 保護者が学校給食費として納付すべき額に 2 分の 1 を乗じて得た額に相当する額 (2) 通学費 児童又は生徒が最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費の全額に相当する額 (3) 職場実習交通費 生徒が現場実習に参加する場合(中学校の教育課程に従い、学校長の管理下において参加する場合に限る。)の交通費の全額に相当する額

項目	内容
	<p>(4) 交流学习交通費 学校教育の一環として、児童又は生徒が特別支援学校又は他の特別支援学級の児童又は生徒等と集団活動を実施する場合の交通費の全額に相当する額</p> <p>(5) 修学旅行費 修学旅行(小学校及び中学校それぞれにおいて1回に限る。)に参加した児童又は生徒の保護者が均一に負担すべきこととなる交通費、宿泊費、見学料、その他の経費の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額</p> <p>(6) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) 学校外に教育の場を求めて行われる学校行事に参加するための交通費及び見学料の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額</p> <p>(7) 校外活動費(宿泊を伴うもの) 学校外に教育の場を求めて行われる学校行事(修学旅行を除く。)に参加するための交通費及び見学料の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額</p> <p>(9) 学用品等購入費 児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額及び第2学年以上の児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額</p> <p>(9) 新入学児童・生徒学用品費等 小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品の購入費の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額及び通学用品の購入費の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額</p> <p>※ 生活保護法の規定による生活扶助又は教育扶助が行われている者及び豊中市就学援助費支給要綱の規定による就学援助費の支給の認定を受けた児童又は生徒の保護者は、(3)職場実習交通費及び(4)交流学习交通費の支給に限る。</p> <p>※ 通級学級に就学する児童又は生徒の保護者は、(2)通学費の支給に限る。</p>

② 事業費の推移

【小学校】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	6,408	8,079	7,450
決算額	6,537	7,163	7,442

【中学校】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	1,638	2,132	2,241
決算額	1,307	1,448	1,994

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

【小学校】

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	9	
負担金補助及び交付金	7,432	就学奨励費
合計	7,442	

【中学校】

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,994	就学奨励費
合計	1,994	

(2) 監査の結果及び意見

① 審査保留事案に係る顛末の記録について(監査の意見)

就学奨励費の支給を受けようとする者は、教育委員会が必要と認める書類を添えて、所定の申込書を教育委員会に提出しなければならない(豊中市立学校特別支援教育就学奨励費支給要綱第 5 条第1項)。教育委員会は、申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、当該申込者にその旨を通知する(豊中市立学校特別支援教育就学奨励費支給要綱第 5 条第 3 項)。

就学奨励費の申込を受けた事案のなかには、申込者の状況を確認し、就学援助や生活保護など他制度の利用を促す場合や、支給対象者としての要件を満たしていないため不認定の判断をくだすケースがある。また、申請者の状況が明確になるまで審査保留とされるケースもある。

平成 28 年度に審査保留となった事案は 14 件であったことは確認できたが、この 14 件について、その後の結果を示す書類が監査にあたって提出された資料の中に含まれておらず、最終的な取扱いを把握できない状況であった。改めて教育委員会に確認したところ、14 件とも就学奨励費の認定を受けているとのことであった。

このことについて、審査保留とした事案の顛末を示す書類を申込時に受領した書類と併せて保管する必要がある。もしくは、審査保留とした事案の顛末を別ファイルで保管する必要があるのならば、就学援助費に係る資料の提出を依頼された場合に同時に提出できるよう、普段から書類を整理しておく必要がある。

② 収入額・需要額調書の整理について(監査の意見)

就学奨励費の申込を受けた事案に対しては、教育委員会が作成する「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」(以下、「収入額・需要額調書」という。)に審査結果が示されている。

収入額・需要額調書が綴られたファイルを確認したところ、収入額・需要額調書が綴られていない事案が相当数見受けられた。出力、整理漏れとのことだが、収入額・需要額調書の出力と整理保管方法は全事案同じ取扱いとしておく必要がある。

5. 要・準要保護就学援助(小学校・中学校)

(1) 事業の概要

① 事業内容

要・準要保護就学援助(以下、「就学援助」という。)は、教育の機会均等を図るために、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に援助する事業である。学校教育法第 19 条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、豊中市が行わなければならない事業である。

就学援助制度の概要は次のとおりである。

1) 就学援助の対象者

就学援助の対象者は要保護者と準要保護者である。

要保護者は、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者である。準要保護者は、市町村教育委員会が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者で、その認定の基準は各市町村が規定する。

2) 豊中市の対応

豊中市は、就学援助費の支給に関し必要な事項を「豊中市就学援助費支給要綱」で定めている。また、認定の基準については毎年度、「就学援助費の認定基準等」(以下、「認定基準等」という。)を定めている。

平成 28 年度の場合、豊中市立小学校及び中学校に就学する児童又は生徒の保護者で、平成 27 年分(平成 27 年 1 月～12 月)の所得の合計が認定基準額以下の場合、就学援助の対象となる。

平成 28 年度の認定基準額は表 31 のとおりである。

表 31 平成 28 年度 認定基準額

家族人数	標準基準額	【参考】25年度 標準基準額	家庭の状況	特別加算額
2人	2,338,400円	2,434,400円	ひとり親世帯	30万円
3人	2,638,400円	2,734,400円	保護者が平成30年3 月末までに55歳以上 の家庭	30万円
4人	2,938,400円	3,034,400円		
5人	3,238,400円	3,334,400円	障害者世帯 (障害者1人につき、 右記加算額を加算)	45万円
6人以上は1人につき 30万円加算		左記と同じ		

豊中市の平成25年度から平成29年度までの就学援助費支給額の推移は次のとおりである。

【小学生】

項目		H25	H26	H27	H28	H29
学用品費	1年	10,670円※	10,970円※	12,970円※	12,970円※	12,990円※
	2年～6年	12,500円※	12,850円※	15,200円※	15,200円※	15,220円※
体育実技用具費		—	—	—	—	—
新入学児童生徒学用品費等		17,900円	18,400円	18,400円	18,400円	40,600円
通学用品費		※に含む	※に含む	※に含む	※に含む	※に含む
通学費		—	—	—	—	—
修学旅行費	上限	20,000円	20,000円	24,000円	24,000円	24,000円
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)		※に含む	※に含む	※に含む	※に含む	※に含む
校外活動費 (宿泊を伴う もの)	上限	3,470円	3,570円	3,570円	3,570円	3,620円

【中学生】

項目		H25	H26	H27	H28	H29
学用品費	1年	20,170円※	20,770円※	24,560円※	24,560円※	24,590円※
	2年～6年	22,000円※	22,660円※	26,790円※	26,790円※	26,820円※
体育実技用具費		—	—	—	—	—
新入学児童生徒学用品費等		20,600円	21,170円	21,170円	21,170円	47,400円
通学用品費		※に含む	※に含む	※に含む	※に含む	※に含む
通学費		—	—	—	—	—
修学旅行費	上限	36,000円	36,000円	40,000円	40,000円	40,000円
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)		※に含む	※に含む	※に含む	※に含む	※に含む
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	上限	5,840円	6,010円	6,010円	6,010円	6,010円

上表の平成28年度の支給額について、修学旅行費は、小学生24,000円、中学生40,000円を上限に実費額を支給しており、宿泊を伴う校外活動費(林間・臨海学舎費は、小学生3,570円、中学生6,010円を上限に実費額を支給している。また、上表以外に、学校保健安全法第24条に基づき、医療費として治療に要する費用を支給している。

申込時期、行事の参加・不参加、異動、生活保護等の関係により支給額は異なることがある。また、生活保護法による教育扶助を受けている世帯は就学援助を受けることはできないが、同法による保護の手続き中の場合は、就学援助制度への申し込みは可能である。

② 事業費の推移

【小学校】

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	225,141	252,493	220,895
決算額	203,692	230,887	217,718

【中学校】

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	101,214	103,677	107,555
決算額	91,676	96,049	88,583

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

【小学校】

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
賃金	628	
需用費	178	
負担金補助及び交付金	216,911	就学援助費
合計	217,718	

【中学校】

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	88,583	就学援助費
合計	88,583	

④ 学校徴収金滞納債権との相殺

就学援助の受給者が学校徴収金(修学旅行費や校外活動費)を滞納する事案も生じているとのことである。教育委員会では就学援助費の支給にあたり、申請者について学校に滞納の有無を確認し、滞納がある場合は全額、学校長口座に振り込み、学校が保護者滞納債権と相殺している。

なお、学校徴収金の滞納に対する督促は学校が行っており、教育委員会は直接関与していない。

⑤ 児童扶養手当等の取扱い

就学援助は、豊中市立小学校及び中学校に就学する児童又は生徒の保護者で、所得の合計が豊中市の定める認定基準額以下の場合に支給対象となる。この場合の所得は世帯収入となるが、現在、豊中市では、以下の収入は把握しておらず、世帯収入に含めない取扱いとしている。

- 児童扶養手当
- 障害者関係手当
- 父親等からの養育費
- 別居の祖父母縁者からの援助

文部科学省が公表している「平成 27 年度就学援助実施状況等調査」では、上記項目のうち児童扶養手当について、各市町村が認定基準に含めているかどうかを示している。同調査によると、大阪府内では、大阪市や堺市などは児童扶養手当を認定基準に含めているが、含めていない市町も多数見受けられ、対応が分かれている状況である。

(2) 監査の結果及び意見

① 認定・不認定事務の正確性の確保について(監査の結果)

認定事案、不認定事案それぞれ 50 件を確認したところ、次のような事案が存在した。認定・不認定の判断の是非にまで影響を及ぼすことは確認できなかったが、いずれも事務処理の正確性を期す必要がある事項である。

認定・不認定に関する事務の正確性の確保に十分留意する必要がある。

1) 確認票の計算誤り

就学援助制度の利用を希望する場合は申込手続を行う必要がある。希望者は、「平成 28 年度(2016 年度)就学援助費受給申込書」(以下、「申込書」という。)に必要事項を記載して教育委員会に提出する。

申込書を受領した事案に対して、教育委員会は、就学援助の支給を認定とするか、不認定とするかどうかを判定するために、申込者の所得状況等を示した「平成 28 年度就学援助審査結果確認票」(以下、「確認票」という。)を作成している。

この確認票の計算結果に誤りのある事案が見受けられた。

- 配偶者は専従者給与 1,080,000 円を受領している。配偶者の給与所得は、本来であれば給与所得控除(650,000 円)後の 430,000 円となるが、その控除がなされておらず、給与所得を 1,080,000 円としていた。
- 同一世帯内に保護者以外の所得者があった場合、その所得が 30 万円未満の場合は世帯所得として合算し、30 万円以上の場合には所得は合算せず、その所得者を家族数から除外することとしている。しかしながら、30 万円以上の所得がある同居者について、所得を合算し、家族数に含めている事案があった。本来であれば所得を合算せず、家族数を 1 名減らす必要があった。
- 家族人数が 4 人の場合、積算認定基準額は 2,938,400 円となるが、3,238,400 円とされている事案があった。当該申請者の前年履歴を修正する作業が漏れていたためとのことである。

2) 確認票の未確認

教育委員会では、申請案件ごとに申請書と確認票をつづっているが、確認した事案のうち確認票がファイルされていないものが1件あった。誤って別の簿冊に綴じられている可能性があるとのことだが、適切にファイルしておく必要がある。

② 祖父母関係の取扱いの見直しについて(監査の結果)

認定基準等は、豊中市立小学校及び中学校に就学する児童又は生徒が祖父母と同居している場合の取扱いを、表 32 のとおり定めている。

表 32 同居祖父母がいる場合の取扱い

	扶養	家族数 算定	所得	備考
就労者	有	除	除	
	無	除	除	祖母が控除対象配偶者の時は祖母も除く
無職	有	含	含	所得 30 万円以上は算定除外とする。
	無	除	除	

(出典:認定基準等)

表 32 によると、祖父母は、扶養されていない場合は、就労者か無職にかかわらず、就学援助の対象となるかどうかの判定においては、家族数から除かれるとともに、その所得は世帯所得に合算されないことになる。

この場合、保護者と祖父母が同一世帯であっても、祖父母の所得が世帯所得に合算されないことになるため、祖父母の所得の状況によっては就学援助が必要ないと判断される世帯でも、認定対象とせざるを得ないこととなる。

今回確認した事案の中に、世帯主である祖父に 10,000 千円超の不動産所得があるにもかかわらず、世帯所得から除いた結果、保護者のみの所得が標準基準額を下回っていたため、認定となっている事案があった。

認定基準等に従うと、祖父の所得は同一世帯であるにもかかわらず世帯所得に合算されないことになるが、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者へ援助を行うとする就学援助制度の趣旨からすると疑問の残るところである。

このような事案も認定対象としている現状については、認定基準等が定める表 32 の祖父母関係の取扱い自体が適切ではないと考える。したがって、就学援助制度の目的に沿うよう、認定基準等の考え方を見直す必要がある。

③ 基準超過の場合の取扱いについて(監査の結果)

平成 28 年度の場合、豊中市立小学校及び中学校に就学する児童又は生徒の保護者で、平成 27 年分(平成 27 年 1 月～12 月)の所得の合計が認定基準額以下の場合、就学援助の対象となる。しかしながら、所得の合計が平成 28 年度の認定基準額を上回っている場合でも、平成 25 年度の認定基準額以下であれば就学援助の対象となる場合については、個別に対応するとしている。

確認した事案のなかに、個別に対応した事案があったが、認定とした理由もしくは根拠を示す書類は特に作成していなかった。

貧困対策の観点からみれば、認定・不認定の判断に際して認定基準額を厳密に適用するのではなく、個別の事情等を勘案して対応することは必要なことと考える。しかしながら、それはあくまでも例外的な対応であり、例外を認める場合にはその根拠、理由を文書で残しておく必要がある。

④ 就学援助費受給申込書への記入について(監査の意見)

申込書について、受付日付、学校番号、振込希望口座の銀行コードや支店コードは教育委員会が記入しているが、その記入が鉛筆でなされている。

また、申込者がひとり親家庭医療証を有している場合には申込書の該当欄に○をつけているが、この記入も鉛筆で行われている。

記入が消えたり書き換えられたいしないよう、就学援助費受給申込書の記入はボールペン等で行う必要がある。

⑤ 事業所得の金額の記載方法について(監査の意見)

確認票について、収入形態が自営となっている事案で、事業所得(営業等所得)の項目が記載されていないものが見受けられた。

自営業でも、事業所得が発生していない場合は確認票に事業所得(営業等所得)の項目を記載していないとのことであるが、事業所得がないことを明示するために、項目を設けて金額をゼロと記入しておく必要がある。

⑥ 再審査のあり方の明確化について(監査の結果)

認定基準等では、平成 28 年度の特例措置として、平成 28 年度の認定基準額は超えているが平成 25 年度の認定基準額では就学援助の対象であったと認められる者については、個々の生活状況を考慮した対応を行うとしている。

このような事案で、個々の生活状況を考慮した対応として再審査を行っているものがあつた。一方で、平成 28 年度の認定基準額は超えていたが平成 25 年度の認定基準額の範囲内であつた別の事案では再審査を行つていなかった。これは、再審査の申立てがなかつたためであるとのことである。

同様の事例であるにもかかわらず、取扱いを異なるものとするのは、公平性の観点から改善する必要がある。例えば、就学援助費支給要綱において、再審査の申立てに関する規定を定めるなどして、再審査の申立てができる旨を明確にすることが考えられる。

また、上記事案における再審査では、現時点での所得を確認するという趣旨で直近 1 か月の給与明細等の提出を求めていたが、認定基準等からすると例外的取扱いである。例外的取扱いを行う場合には、その根拠、理由を文書等により記録として残しておく必要がある。

6. 各種負担金・補助金(保健振興費)

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、豊中市学校保健会、豊中市中学校体育連盟、豊中市三師会に補助金を執行し、その活動の活性化を図るものである。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	4,463	4,459	4,459
決算額	4,425	4,412	4,378

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	4,378	豊中市学校保健会、豊中市中学校体育連盟、豊中市三師会補助金
合計	4,378	

(2) 監査の結果及び意見

① 実績報告書の様式について(監査の意見)

学校保健の研究ならびに普及発展をはかりその施策に寄与するため、豊中市学校保健会(以下、「学校保健会」という。)に対して、豊中市学校保健会補助金(以下、「学校保健会補助金」という。)を交付している。

学校保健会補助金に関する必要事項を定めている「豊中市学校保健会補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)では、補助対象事業を、豊中市学校保健会が実施する事業のうち、学校保健の研究ならびに普及発展をはかり、その施策に寄与するため、豊中市学校保健会会員に対して行う研修等と定めている。

また、交付要綱では、学校保健会は、補助対象事業が完了した場合に、実績報告書とともに事業報告書、決算報告書等(以下、「実績報告書類」という。)を市に提出する必要があると定めている。

学校保健会が提出している実績報告書類を確認したところ、支出内容が明示されておらず、補助金を財源とした支出が豊中市学校保健会会員に対して行う研修等に関連するものなのかが把握できない内容となっている。

実績報告書類は支出内容が明確になっているものであることが望ましい。

なお、別途支出内容を確認したところ、問題点は見受けられなかった。

7. 小学校児童健康管理・中学校生徒健康管理

(1) 事業の概要

① 事業内容

学校保健安全法に基づき、豊中市立小中学校の児童・生徒に対して、心臓検診、定期結核検診、尿検査を実施するものである。

② 事業費の推移

【小学校児童健康管理】 (単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	11,364	12,382	12,000
決算額	11,329	12,202	11,453

【中学校生徒健康管理】 (単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	7,209	7,850	7,850
決算額	6,757	6,943	7,004

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

【小学校教職員健康管理】 (単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	2,031	
役務費	565	
委託料	8,856	心臓検診業務・尿検査業務
合計	11,453	

【中学校教職員健康管理】 (単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	152	
役務費	717	
委託料	6,133	心臓検診業務・尿検査業務
合計	7,004	

(2) 監査の結果及び意見

① 心臓検診、定期結核検診、尿検査の受診結果の報告について(監査の意見)

平成 28 年度の心臓検診及び尿検査の受診状況を確認したところ、下記のとおり、要受診であるにもかかわらず、受診結果の報告が学校になされなかった児童生徒が存在している。

教育委員会は、受診結果報告の調査を行っており、学校に対して、未受診者に対する受診勧奨を促しているが、今後も、未受診の児童生徒がないように、受診結果の報告が学校になされるよう、学校に対し対応を求める必要がある。

豊中市立小中学校児童生徒尿検査	
第一次検査と第二次検査がいずれも陽性で医療機関受診が必要であるにもかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までに受診結果の報告がなかった児童生徒、もしくは主治医がいるため学校での尿検査を受検しなかった児童生徒で、平成 29 年 3 月 31 日までに受診結果の報告がなされなかった児童生徒	児童 17 名 生徒 56 名

豊中市立小中学校心臓検診	
1 年生のうち、学校の心電図検査が「要受診」であったが、平成 29 年 3 月 31 日までに受診がなく、もしくは何の報告もない児童生徒	児童 4 名 生徒 7 名
2 年生以上で、前年度からの要管理者で、本年度分の管理指導表が必要にもかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までに受診がなされなかった、あるいは何の報告もない児童生徒	児童 8 名 生徒 8 名
2 年生以上で、学校医が内科検診で「心雑音」等指摘、かつ学校の心電図検査受診も指示、その結果学校医が受診勧告をしたが、平成 29 年 3 月 31 日までに受診がなされなかった児童生徒	児童 2 名

8. 小学校学校配当・中学校学校配当(医薬材料事務)

(1) 事業の概要

① 事業内容

豊中市立小中学校において、医薬材料、プール薬品事務に基づく保健指導により、児童・生徒の健康管理と小中学校の環境管理を行うものである。

支出は、小中学校に配当するプール薬品の購入費が大きな割合を占めている。

② 事業費の推移

【小学校】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	7,036	7,026	7,026
決算額	6,854	6,785	6,632

【中学校】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	3,464	3,494	3,494
決算額	3,627	3,787	3,835

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

【小学校】

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	6,632	プール薬品
合計	6,632	

【中学校】

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	3,835	プール薬品
合計	3,835	

(2) 監査の結果及び意見

① プール薬品の在庫管理について(監査の意見)

プール薬品の購入について契約書によると、納入期限は平成 28 年 5 月 14 日から平成 28 年 5 月 27 日となっているが、「平成 28 年度 プール薬品仕様書(ネオクロール T-20S 他)」によると、プール清掃予定日もしくはプール開始予定日が 5 月 14 日以前となっている小中学校が見受けられた。このような小中学校は前年度以前に納入され保管していた薬品を使用しているとのことである。

毎年度の発注については、各学校から要望量をまとめ、教育委員会で一括して行っているが、各小中学校が前年度から保管している薬品をどの程度使用しているかについては、各小中学校の対応に任せている。

このように、教育委員会は学校からの要望量を発注しているにすぎず、プール薬品の在庫管理は学校に任せている状況にあるため、在庫を過剰に抱えている学校や、発注量が過剰となる傾向を有する学校が存在する可能性も否定できないと考える。

プール薬品(塩素系消毒剤)は、温度や吸湿などによって殺菌効果が低下するため、必要以上の在庫を抱えないように留意する必要がある。したがって、発注にあたっては、前年度の使用量を参考にするなどして、適正量を見極めて発注する必要がある。また、プール薬品の中でも、特に固形塩素剤は強力な酸化性物質であり、取扱いを誤ると発火、爆発などの重大な事故につながる危険性もあることから、安全を図るためにも、必要以上の在庫を抱えないよう、在庫管理を適切に行う必要がある。

教育委員会においては、学校に対し、プール薬品の在庫管理を適切に行い、在庫状況をしっかり把握して発注するよう注意喚起を行う必要がある。

② 学校単位の納品書の管理について(監査の意見)

プール薬品の契約書によると、事業者の納入場所は豊中市立各小中学校となっているが、監査にあたって提出を受けた資料の中には学校ごとの納品書がファイルされていないかった。

各小中学校にプール薬品が納入されたことについては、納品書に各学校の職員が納品確認印を押し、教育委員会に提出されるとのことだが、各学校から提出される納品書も併せて保管しておくか、別ファイルで保管する必要がある場合は、提出を依頼された場合に適切に対応できるよう整理しておく必要がある。

9. 豊中市立小中学校教育研究会

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、豊中市立小学校及び中学校の教職員が所属する各教科・課題別の研究会(豊中市立小中学校教育研究会)に対して、講師謝礼、研究冊子等の印刷、研究会全体の活動報告のまとめ冊子の発行等に関わる支援を行うものである。

支出内容は、豊中市立小中学校教育研究会補助金(以下、「研究会補助金」という。)の交付であり、平成 28 年度は、39 の研究会と事務局に研究会補助金が交付されている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	1,244	1,240	1,240
決算額	1,243	1,193	1,070

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,070	研究会補助金
合計	1,070	

(2) 監査の結果及び意見

① 予算超過の場合の取扱いの明確化について(監査の意見)

豊中市立小中学校教育研究会には 39 の研究会が設けられている。また、それらを統括するものとして事務局が設けられている。

豊中市立小中学校教育研究会補助金は、39 の研究会と事務局のそれぞれに研究会補助金が交付されているが、このうち事務局に対する補助金については、市からの研究会補助金の割当額は 59,100 円であったが、支出額は 71,086 円(消耗品費 35,122 円及び印刷製本費 35,964 円)で 11,986 円の支出超過となっている。

39の研究会と事務局の支出額の合計は1,070,942円で、補助金額1,240,000円を下回っているが、事務局での支出超過が認められるのかどうか、認められるとした場合の条件は何かなど、細部の取扱いは明確にされていない。

研究会補助金については、「豊中市立小中学校教育研究会補助金交付要項」（以下、「交付要項」という。）が定められているが、交付要項もそのことまでは規定していない。交付要項で細部の取扱いを定めておくのか、あるいは交付要項を補足するルールを別途定めるのか、いずれにしても支出超過の取扱いをどこまで認めるのかを明確にしておく必要がある。

② 謝礼金領収書の記載内容の見直しについて（監査の意見）

各研究会の補助金の使途の一つに講師への謝礼の支払いがある。

研究会の連絡組織として市教研連絡会が設置されているが、その市教研連絡会の資料である「平成28年度（2016年度）市教研補助金予算執行要項」は、研究会が講師に謝礼を支払う場合の取扱いを次のように定めている。

- 講師には10.21%の源泉所得税を差し引いた金額を支払う
- 講師から受領する領収書には税金を含んだ金額を記入し、必要事項を記入のうえ、署名・押印してもらう。
- 10.21%の税金は、講師謝礼金納入書に必要事項を記入のうえ、学校教育課学力向上係まで届けること

源泉所得税の取扱いは、各研究会代表が10.21%分の源泉所得税を学力向上係に提出し、学力向上係が教育総務課へ提出して教育総務課より税務署へ納付している。しかしながら、各研究会が講師から受領した領収書をみると、源泉所得税を含んだ金額のみを記載しているものが多数見受けられた。この内容では、源泉所得税を差し引かず講師に謝礼を支払った形となる。

講師に謝礼を支払う場合、領収書には、源泉所得税額を含んだ額、源泉所得税額、源泉所得税額を含んだ額から源泉所得税額を差し引いた額の3項目を記載し、実際に講師に支払った額を明示しておく必要がある。

講師に謝礼を支払う場合の領収書の記載内容を見直す必要がある。

③ 交付要項の更新について（監査の意見）

交付要項では、補助金等交付申請書（別紙様式1号）、補助金等交付決定通知書（別紙様式2号）及び補助事業等実績報告書（別紙様式3号）が示されている。

しかし、各様式とも豊中市教育長の氏名が前教育長のままとされている。

また、補助金等交付申請書(別紙様式1号)及び補助事業等実績報告書(別紙様式3号)の提出先が、豊中市教育委員会(義務教育課)と旧組織名のままとされている。

交付要項を適切に更新する必要がある。

10. 小学校英語(外国語)体験活動

(1) 事業の概要

① 事業内容

小学校における国際理解教育の一環として、地域在住の外国人ボランティアの協力による、異なる文化を持つ人々との交流等の体験的な活動をとおして、国際理解や共生の資質、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成をめざす事業である。具体的には小学校3年生から6年生を対象として次の事業を行っている。

- 地域在住の外国人ボランティアの協力により、各学年の発達段階に応じて、国際理解や共生の資質、コミュニケーションを図ろうとする態度の育成をめざした体験活動を行う。
- 実施する言語については、各学校が希望する外国語とし、できるだけ希望に沿うものとする。
- 実施時数の上限は、3・4年は学級数×4時間、5・6年は学級数×3時間とする。また、実施を希望しないことも可とする。
- 実施時期は、地域在住の外国人ボランティアによる協力体制及び各学校からの希望に基づいて調整を行い決定する。

豊中市は、上記事業を公益財団法人とよなか国際交流協会(以下、「国際交流協会」という。)に委託しており、豊中市立小学校外国語体験活動業務委託契約(以下、「委託契約」という。)を締結し、国際交流協会が各小学校に外国人ボランティアをコーディネートしている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	4,882	4,952	4,932
決算額	4,860	4,816	4,734

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	4,734	豊中市立小学校外国語体験活動業務委託
合計	4,734	

(2) 監査の結果及び意見

① 契約書、仕様書の記載不備について(監査の結果)

国際交流協会との委託契約は、契約金額 4,932,000 円の総価契約となっている。

委託料については、契約書第 12 条の規定に基づき、契約金額を総授業時間数で除して算定した単価に、実際の授業時間数を乗じて算定した額を、実施確定月の請求があった都度支払うこととしている。

しかし、契約書及び仕様書に、「総授業時間数」が規定されていない。また、実際の時間数は、契約書第 12 条第 2 項によると「第 3 条第 2 号に規定するサポーターを配置した授業時間数」となっているが、当該サポーターに関する規定は契約書及び仕様書には見当たらない。

このように、委託料の支払い根拠となる重要な項目について、契約書及び仕様書に規定されておらず、記載不備となっている。

したがって、契約書及び仕様書の記載事項について、不備のないよう見直す必要がある。

委託契約書

(契約金額の支払)

第 12 条 (略)

2 前項の基本委託料は、契約金額を別紙仕様書に規定する総授業時間数で除して得た額に、第 3 条第 2 号に規定するサポーターを配置した授業時間数を乗じて得た額とする。また、小数点以下の数字が出た場合は、これを切り捨てるものとする。

11. 各種負担金・補助金(研修指導費)

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、小中学校教育研究会等に対して負担金を執行するものである。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	3,159	3,335	3,300
決算額	3,211	3,308	3,282

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	3,282	各種研究会負担金
合計	3,282	

(2) 監査の結果及び意見

① 事業報告書・決算書の入手について(監査の意見)

各種負担金・補助金(研修指導費)事業において平成 28 年度に負担金を支出している 33 団体について、平成 28 年度の事業内容を記載した事業報告書・決算報告書の入手日、平成 29 年度の負担金の支払いの状況を確認したところ、平成 29 年 10 月 4 日時点の状況は次表のとおりであった。

No.3 の大阪府公立学校事務研究会をはじめとして、事業報告書・決算報告書を入手していない団体が 14 団体ある。そのうちの 12 団体は、すでに平成 29 年度の負担金を支出している。

事業報告書・決算報告書の作成責任は負担金の支出先にあり、報告責任も支出先が負うべきものであるが、負担金を支出する立場として、教育委員会側からも事業報告書・決算報告書の提出を積極的に求めていく必要がある。

No.	団体名	事業報告 書・決算書 入手日	平成 29 年 度負担金 支払額	平成 29 年 度負担金 支払日
1	大阪府公立小学校算数教育研究会	6/1	41,000	8/25
2	大阪府公立小中学校美術教育研究会	6/1	59,000	8/25
3	大阪府公立学校事務研究会		59,000	8/25
4	大阪府公立中学校長会	6/2	399,600	8/31
5	大阪府公立小学校家庭科教育研究会		41,000	8/25
6	大阪府小学校道德教育研究会	6/30	41,000	9/4
7	大阪府小学校長会		615,000	8/25
8	大阪府小中学校特別活動研究会	7/5	59,000	8/29
9	大阪府中学校音楽教育研究会	6/21	27,000	8/25
10	大阪府公立中学校数学教育研究会		9,000	8/28
11	豊能地区公立小中学校生活指導研究 協議会		82,600	8/9
12	大阪府小学校国語科教育研究会	7/10	41,000	9/5
13	大阪府都市指導主管課長会	7/5	5,000	7/14
14	大阪府小学校生活科・総合的な学習 教育研究協議会		41,000	6/28
15	大阪府小学校社会科教育研究会		11,705	8/25
16	大阪府支援教育研究会豊能力支部	7/5	88,500	8/31
17	大阪府支援教育研究会	7/5	100,300	7/14
18	近畿夜間中学校連絡協議会		4,500	8/29
19	大阪府放送・視聴覚教育研究会	6/1	59,000	8/25
20	全国夜間中学校研究会	7/6	20,000	8/25
21	大阪府中学校国語科教育研究会		9,000	9/5
22	大阪府小学校音楽教育研究会	6/30	615,000	9/8
23	大阪府小学校理科教育研究協議会	9/27	8,200	10/2
24	大阪府学校図書館協議会		59,000	9/27
25	豊能地区進路対策協議会	8/30	45,000	9/21
26	大阪府公立小中学校教頭会	6/16	496,000	9/7
27	大阪府公立中学校社会科教育研究会	9/7	9,000	9/22
28	大阪府中学校道德教育研究会			未
29	大阪府中学校理科教育研究協議会			未

No.	団体名	事業報告 書・決算書 入手日	平成 29 年 度負担金 支払額	平成 29 年 度負担金 支払日
30	大阪府中学校技術・家庭科研究会	4/24	72,000	5/9
31	大阪府中学校英語教育研究会	6/28	27,000	7/14
32	大阪府公立小学校教育研究会		384,000	9/4
33	大阪府公立中学校教育研究会		199,800	9/4

12. サウンドスクール事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、児童生徒が音楽のすばらしさに触れる機会を充実させるとともに、情操教育の一環として、豊かな人間性を育むことを目的に、音楽文化の醸成による「音楽が溢れる学校づくり」をすすめるものである。

その内容は、豊中市内にある学校法人大阪音楽大学(以下、「大阪音楽大学」という。)の学生や卒業生を小中学校に派遣し、授業支援、部活動支援等を行う授業等支援活動と、箏(琴)をセンター校に配置し、和楽器の取り扱いの充実に向け箏(琴)を活用した表現活動を支援する伝統音楽の普及に大別される。

平成28年度の決算額は5,075千円で、大阪音楽大学への謝礼金(4,200千円)が大きな割合を占めている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	6,016	6,067	6,068
決算額	4,511	5,041	5,075

③ 平成28年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	4,200	大阪音楽大学への謝礼金
需用費	445	
役務費	275	
使用料及び賃借料	153	
合計	5,075	

(2) 監査の結果及び意見

① 授業等支援活動の実施状況について(監査の意見)

サウンドスクール事業は授業等支援活動と伝統音楽の普及活動に大別される。

授業等支援活動は、豊中市内にある大阪音楽大学の学生や卒業生を小中学校に派遣し、授業支援、部活動支援等を行うもので、教育委員会が各小中学校から実施の希望を募り、大阪音楽大学と内容や日程を調整して実施している。

実施状況をみると、謝礼金の当初予算額 5,202 千円に対して執行額は 4,200 千円で執行残が生じており、事業の実施を拡大する余地があると思われる。

小学校の状況をみると、同事業を実施した実績のある小学校は全 41 校中 23 校で、18 校は未実施であった。未実施の原因としては、日程調整上の都合によるものも挙げられるとのことである。

日程については、小学校について実施時期をみると、7 月 1 日が最初の実施となっており、4 月から 6 月は一度も実施されていない。各校からの要望のとりまとめや日程調整に手間を要するなどの要因とのことであるが、6 月後半からの実施も可能となるよう日程調整期間を短縮するなどの取り組みも必要ではないかと考える。

実施校には事業実施報告書の提出を求めているが、各小学校から提出された事業実施報告書を確認したところ、事業内容については概ね高い評価を得ており、次年度も引き続き実施したいとの声が多数を占めているとの印象を受けた。事業がさらに活性化するよう、関係者間の調整を進めていく必要がある。

② 事業実施報告書の整理について(監査の意見)

授業等支援活動については実施校に事業実施報告書の提出を求めているが、各小学校から提出された事業実施報告書を確認したところ、平成 29 年 9 月 19 日時点において、5 校の事業実施報告書がファイルされていなかった。

結果的に、5 校とも事業実施報告書が提出されていたことが確認できたが、書類の整理状況が良好ではない状況にあった。

したがって、事業実施報告書をはじめ、整備すべき書類は適切に整備し、保管についても、適切に整理したうえで行う必要がある。

13. 社会科副読本の作成

(1) 事業の概要

① 事業内容

小学校3・4年生の社会科授業等で活用する副読本「ゆたかなゆめあるまち豊中」の活用を通じて、豊中市で生活する人々の暮らしなどを知り、社会に対する興味・関心・意欲を持たせることを目的とした事業である。

支出の内訳は、「ゆたかなゆめあるまち豊中」の印刷製本費(需用費)である。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	2,480	2,480	2,533
決算額	2,522	2,514	2,573

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	2,573	豊中市社会科郷土読本 「ゆたかなゆめあるまち豊中」の印刷製本
合計	2,573	

(2) 監査の結果及び意見

① 「ゆたかなゆめあるまち豊中」の印刷数について(監査の意見)

豊中市社会科郷土読本「ゆたかなゆめあるまち豊中」(以下、「社会科副読本」という。)の平成 25 年度版以降の印刷冊数及び配布実績は、表 33 のとおりである。

表 33 社会科副読本の印刷冊数及び配布実績

(単位:冊)

年度版(平成)	25年度版	26年度版	27年度版	28年度版	29年度版
印刷年度(平成)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
印刷冊数	4,000	4,000	4,000	4,000	4,100
児童数	3,609	3,622	3,679	3,620	3,789
学級担任数					
3年生転入数	107	47	59	69	26 ^(注)
4年生転入数	129	158	95	135 ^(注)	-
学校・市立図書館	59	59	59	59	59
残部数	96	114	108	117	226

(注)平成29年12月末現在

(出典:市提供データより監査人作成)

平成29年度版社会科副読本は、平成28年度に4,100冊を印刷している。このうち、学校41校に各1冊と市立図書館9館に各2冊の計59冊を配布し、児童及び学級担任に計3,789冊を配布している。そのほか、3年生転入生に26冊配布しており、平成29年12月末現在の残部数は226冊となっている。

社会科副読本は4年生までの使用となっているため、現在の3年生が4年生となっても転入があれば226冊のなかから配布することになる。しかしながら、平成25年度版以降の転入生への配布実績を踏まえると、今後、226冊を払い出せるほどの転入生は見込みづらく、4年生終了時には例年通り100冊程度の残部が余ってしまう可能性がある。

社会科副読本は毎年度内容を見直しており、余ったものを次年度の3年生に使用させることは難しい。転入生への対応に備えて印刷冊数にある程度余裕を持たせることは必要であるが、これまでの配布実績を勘案すると、最終的な残部数をより少なくする余地がある。したがって、今後は、残部数がより少なくなるような印刷冊数となるよう、より慎重に配布実績を踏まえる必要がある。

② 学校単位の納品書の入手について(監査の意見)

契約書(印刷製本)によると、納入場所は豊中市立各小学校となっているが、教育委員会は、4,100部を納品したとする1枚の納品書を保管しているのみで、小学校単位の納品書を保管していなかった。配送業者が小学校ごとの納入書を保管しており、教育委員会では別途過不足調査を行う際、各校の納入数の状況を確認しているとのことである。

社会科副読本は、各小学校に納品され、納入業者への支払いは教育委員会が一括して行っている。よって、本来であれば、各小学校が納品を受けた際に、配送業者から渡される納品書に記載されている納品数と実際の納品数を照合し、不一致がなければ各学校が納品確認印を押し、その納品書を教育委員会に送付することが望ましい。そして教育委員会は、各小学校から送られた納品書に記載されている納品数を合計し、それが 4,100 部であることを確認してから支払い手続に進むという手順を踏むことが望ましい。

別の事業であるが、「かずのおけいこ道具」については、各学校において、納品書の確認が行われており、納品物によって、取扱いがまちまちとなっている現状である。

今後は、各学校に納品されるものについては、各学校への納品から教育委員会における支払いまでの事務の流れを見直すことが望ましい。

VI 児童生徒課

1. 学校問題解決支援事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

学校問題解決支援事業は、保護者等から寄せられる学校もしくは教育委員会における解決困難な課題に対して、「学校問題解決支援事業実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)に基づき、専門家の助言・支援により早期解決を図る事業である。実施要綱においては、本事業を実施するため、表 34 のとおり、学校問題解決支援事業相談チーム(以下、「相談チーム」という。)を始めとするチーム及び会議を設置している。

表 34 実施要綱に基づき設置されるチーム及び会議

チーム及び会議	機能
相談チーム	課題解決のための相談、関係機関との連携及び学校支援
学校問題解決支援事業支援チーム (以下、「支援チーム」という。)	課題解決のための個別支援及び専門家の学校支援派遣
学校問題解決支援事業連絡会議 (以下、「連絡会議」という。)	課題の教育委員会事務局内部における情報共有等を図る
学校問題解決支援事業検討会議 (以下、「検討会議」という。)	本事業の課題の解決への効果検証及び効果を高める方策等の調査研究

相談チームは、弁護士、臨床心理士、精神保健福祉士、警察官 OB、特定社会保険労務士及び大学教授といった専門家と教育委員会事務局職員により組織されている。必要に応じて実務相談(初期対応アドバイス、警察支援要請等)に応じるとともに、月 3 回程度の法律相談(法解釈、公判対策等)を実施している。加えて、年 3 回程度の相談チーム会議を開催し、具体的なケースの検討や未然・再発防止対策等を検討している。

支援チームは、弁護士、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士といった専門家と教育委員会事務局職員により組織されている。具体的な事案を検討するケース会議を月 1 回程度実施するとともに、必要な場合には、学校に専門家を派遣している。加えて、月 1 回のサポート会議を開催し、具体的なケースの検討や支援の具体策の検討等を行っている。

また、相談チームと支援チームとは、月1回の連絡会議を開催するとともに、年2回の検討会議を開催している。

平成28年度における相談件数等の実績は、次のとおりである。

表 35 平成28年度における相談件数等

実務相談件数	法律相談 延べ対応件数	サポート会議での 検討件数	学校への 専門家派遣
218件	50件	34件	15回

② 事業費の推移

学校問題解決支援事業に係る事業費は、事務局費と教育センター費の2つの目により執行されている。具体的には、相談チーム、連絡会議及び検討会議等にかかる歳出は事務局費にて執行し、支援チームにかかる歳出は教育センター費にて執行している。なお、「② 事業費の推移」及び「③ 平成28年度決算額の主な内訳」については、事務局費分を記載している。

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	7,567	7,657	7,357
決算額	6,223	6,209	5,903

③ 平成28年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
賃金	3,215	臨時的任用職員賃金
報償費	280	検討会議の外部専門家に対する謝礼
旅費	9	管内旅費
委託料	2,397	弁護士事務所への委託料
合計	5,903	

(2) 監査の結果及び意見

① 契約締結時における見積書の適切な徴収について(監査の結果)

相談チームの法律相談に対応するため、弁護士事務所との間において「解決困難な問題事象等委託協定書」を締結している。当該弁護士事務所と市は、20年以上前から訴訟事件の処理に関する委託契約を別途締結しており、当該契約を通して、教育委員会の持つ問題事象(法的根拠に基づいた措置等)についても委託を行ってきている。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特命随意契約として契約を締結している。契約額は定額の法律相談料と単価契約である保護者・学校対応料等から構成されており、平成28年度の実績額は2,397千円であった。

教育委員会によれば、特に見積書は徴せず、弁護士事務所の報酬規程を根拠として契約額を設定したとのことであるが、月3回の法律相談を主とする法律相談料のように弁護士事務所の報酬規程に必ずしも当てはまらない内容もある。豊中市財務規則別表1においても、見積書は支出負担行為に必要な書類に挙げられていること、豊中市財務規則第104条第2項において、「施行令第167条の2の規定により随意契約を行おうとするときは、なるべく2人以上の者を選んでこれらの者から見積書を徴しなければならない。」と定めていることから、特命随意契約においても、契約相手側から見積書を徴収し、その金額及び内訳に不合理な内容が含まれていないことを確認することが前提となっているものと考えられる。なお、平成29年度の契約にあたっては見積書を徴収したとのことであるが、支出負担行為として契約を締結する際の決議書には添付されていない。

今後、毎年度の契約にあたっては見積書を徴収し、不合理な内容が含まれていないことを確認するとともに、支出負担行為にかかる決議書に添付し、承認を受ける必要がある。

第3条 委託料の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 法律相談料 1,555,200 円(消費税含む。)
(内訳 1人当たり月額 129,600 円×12 月)
- (2) 保護者・学校対応料 1 回(4 時間程度)32,400 円(消費税含む。)ただし、36 回を上限とする。
- (3) 交渉代理人 1 回(4 時間程度)32,400 円(消費税含む。)ただし、5 回を上限とする。
- (4) 鑑定書、意見書、上申書等の作成料 1 文書について 72,000 円(消費税含む。)ただし、5 回を上限とする。
- (5) 前 4 号に掲げるもの以外のもの、委託者、受託者協議して定めた額

(協定書より抜粋)

2. スクールサポーター配置事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

スクールサポーター配置事業は、市内の全小中学校を対象にスクールサポーターを派遣し、生活指導補助活動や児童生徒支援活動を行うものである。

このうち小学校においては、配慮を要する児童に対して、校長の指示の下、教職員と連携して個別的な支援活動を援助するものとされており、原則、1日4時間、週2日の活動が実施される。大学生等が主体であり、1時間当たり1,000円の謝礼金(報償費)が支払われている。一方、中学校においては、校長の指示の下、① 児童・生徒の生活指導に関する補助、② 学校内外の児童・生徒の動向把握、③ 学校(教員)と関係機関との連携補助を行うものとされており、1日4時間、週3日、年36週あるいは1日3時間、週4日、年36週を原則とし、総配置時間数は年間432時間を上限とされている。教員をめざす者や青少年指導の経験者、青少年の健全育成に携わったことのある者等が主体であり、小学校と同様、1時間当たり1,000円の謝礼金(報償費)が支払われている。

平成28年度の事業実績は以下のとおりである。

区分	実績	報償費
小学校	市内全41校のうち39校に延べ70人を派遣	11,078千円
中学校	市内全18校に延べ24人を派遣	7,365千円

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	9,216	18,933	18,939
決算額	8,855	22,057	18,624

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	18,443	スクールサポーターに対する謝礼
需用費	1	
役務費	179	スクールサポーターに対する賠償責任保険料等
合計	18,624	

(2) 監査の結果及び意見

① 研修受講の徹底について(監査の結果)

小学校に派遣されるスクールサポーターに対しては、「スクールサポーター」派遣に関わる実施要項において、定期的に教育委員会主催の研修を受けることが求められている。これに基づき、平成 28 年度においては、7 月、12 月及び 3 月の 3 回にわたり研修が実施されており、スクールサポーターとしての活動にあたっての留意点、学校が期待している点及び具体的な事例に基づくスクールサポーター間の意見交換等が実施されている。しかし、各回の出席率は対象者の 20%前後にとどまっており、平成 28 年度中に派遣実績があるにも関わらず、年度を通して一度も研修に出席していない者は 39 人に及んでいる。

表 36 平成 28 年度における研修の受講状況

区分	第 1 回(7 月)	第 2 回(12 月)	第 3 回(3 月)
対象者数(※)	43 人	58 人	53 人
出席者数	13 人	11 人	13 人
出席率	30.2%	19.0%	24.5%

(※)対象者数は、研修実施月もしくはそれ以降に派遣実績がある者の数とし、研修実施月までに派遣が終了した者は控除した。

(活動内容)

第 2 条 配慮を要する児童・生徒に対して、校長の指示のもと、教職員と連携して、個別的な支援活動を援助する。

2 活動は、1 日 4 時間、週 2 日を原則とする。

3 定期的に教育委員会主催の研修を受けるとともに、毎月、活動についての報告を、校長を通じて行う。

(「スクールサポーター」派遣に関わる実施要項」より抜粋)

また、中学校に派遣されるスクールサポーターに対しては、「中学校スクールサポーター要項」において、必要により、教育委員会主催の教職員研修に参加するものとされているものの、平成 28 年度における研修の開催実績はない。

3 事業の実施

(5) 研修

必要により、豊中市教育委員会主催の教職員研修に参加する。

(「中学校スクールサポーター要項」より抜粋)

加えて、平成 29 年度においては、小学校及び中学校のスクールサポーターにかかる要綱を統一し、「豊中市スクールサポーター配置事業実施要綱」に一本化している。この中において、教育委員会は、活動に必要な知識や技術を習得するための研修を年 2 回実施し、スクールサポーターは、当該研修に参加するよう努めなければならないとされているが、監査時点(平成 29 年 9 月)においては未実施であった。

スクールサポーターはボランティアではあるものの、学校現場において児童及び生徒と直接接する重要な役割を担うものである。一定の質の確保は、活動の前提となるものであり、たとえボランティアとはいえ、研修の受講は個人の自主性に委ねられるものではない。各スクールサポーターに対しては、年度当初の委嘱時点において制度説明を行っているとともに、多くが前年度からの継続者であるということであるが、常勤ではない以上、小中学校の現場において認識されている課題やスクールサポーターに対して期待される事項等については、研修において、常に最新の状況を把握してもらうことが必要である。また、緊急時対応等についても、繰り返し情報を提供し、認識を新たにしてもらう必要がある。速やかに研修の受講率が低い要因等を再検討し、研修受講を徹底させる必要がある。

(研修等)

第 6 条 教育委員会は、スクールサポーターを対象として、活動に必要な知識や技術を習得するための研修を年 2 回実施するものとする。

2 スクールサポーターは、前項の研修に参加するよう努めなければならない。

(「豊中市スクールサポーター配置事業実施要綱」より抜粋)

② 「有償ボランティア」に対する保険制度の検討について(監査の意見)

スクールサポーターは市との間で雇用関係には無く、「スクールサポーター」派遣に関わる実施要項(小学校)及び「中学校スクールサポーター要項」に基づいて派遣されるものであり、稼働日等に関しては本人の自主性を踏まえたものとする一方、1 時間当たり 1,000 円の報酬を得ることから、所謂、「有償ボランティア」として位置付けられている。有償ボランティアは、従来の無償ボランティアを対象とした傷害保険・賠償責任保険には加入できないことから、その活動は無保険状態で行われていた。このため、児童生徒課が株式会社保険総合研究所に対して、スクールサポーターに適用できる独自の保険契約の設計を依頼し、平成 28 年 12 月より当該保険に加入している。

これによりスクールサポーターの無保険状態は解消したものの、このような有償ボランティア制度はスクールサポーターに限らず、教育委員会や市長部局の他部署においても存在しているものと考えられる。また、保険制度の性質上、加入者が増加すればする程、保険料が低下する可能性がある。確かに、各有償ボランティアは業務実態が異なるため、一律な保険適用は難しい部分もあるが、類似の有償ボランティア制度を集約し、教育委員会で加入可能な保険制度の余地を検討することは意義あるものとする。まずは教育委員会における有償ボランティア制度と、それに対する現状の保険制度を把握し、集約することの可否を検討することが望まれる。

表 37 スクールサポーターが加入する保険

区分	引受保険会社	保険期間	保険料
団体総合保障制度費用保険	Chubb 損害保険株式会社	平成 28 年 12 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	122 千円
賠償責任保険	損害保険ジャパン 日本興亜株式会社	平成 28 年 12 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	57 千円

3. 地域ボランティア支援事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

地域ボランティア支援事業は、地域において、豊中市青少年健全育成会(以下、「青少年健全育成会」という。)及び豊中市青少年指導ルーム指導員会(以下、「指導ルーム指導員会」という。)等のボランティアが行う青少年の健全育成のための取組を支援するものである。

青少年健全育成会とは、昭和 60 年、従前の小中学校補導推進会を改編し、各中学校区に組織された団体である。青少年健全育成会推進員により構成され、「地域の子どもは地域で守り育てよう」を合い言葉に、子育て講演や様々なイベント、カーニバルの開催や地域巡視等により、青少年の健全育成と非行防止の活動を行っている。市は、「豊中市青少年健全育成会活動交付金交付要綱」(以下、「育成会交付要綱」という。)に基づき、毎年度 160,000 円を限度に交付金を交付している。また、指導ルーム指導員会は、昭和 42 年、街頭指導や子どもに関する相談、危険個所の点検等を行うものとして設置された団体であり、各小学校区に設定されている。指導ルーム指導員は、大阪府青少年健全育成条例に掲げる自主規制対象業者の営業場の巡回等を行う青少年環境整備啓発推進員を兼ねており、両活動の実績に応じて謝金が支払われている。

なお、両団体ともに任意団体であり、法人格は有していない。

表 38 青少年健全育成会推進員及び青少年指導ルーム指導員数

区分	人数
青少年健全育成会推進員	2,202 人
青少年指導ルーム指導員	82 人

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	5,707	5,719	5,709
決算額	5,475	5,443	5,451

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	2,391	青少年指導ルーム指導員に対する謝礼等
需用費	45	
役務費	7	
使用料及び賃借料	127	
負担金補助及び交付金	2,879	豊中市青少年健全育成会に対する交付金
合計	5,451	

(2) 監査の結果及び意見

① 青少年健全育成会活動交付金における備品の購入について(監査の結果)

青少年健全育成会に対しては、育成会交付要綱に基づき、毎年度、160,000 円を限度に交付金を交付している。交付金から支出できる項目等については、「豊中市青少年健全育成会活動交付金執行要領」(以下、「育成会執行要領」という。)に定めるとともに、説明会において、さらに詳細な解説を加えている。

育成会執行要領によれば、交付金の支出項目として、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料を挙げた上で、これら以外の支出項目が出現した場合は、交付金実績簿等には、豊中市財務規則等に基づき、節、細節を区分するものとされている。この場合、需用費には消耗品費が含まれるが、豊中市財務規則等に基づけば、20,000 円以上の物品等の購入は備品購入費に区分され、消耗品費の範疇には含まれない。このため、青少年健全育成会への説明会時の資料においても、「備品(耐久財)は、本来不可」とされている。これは、本件交付金が毎年度の青少年健全育成会の活動に要する経費を助成することを目的とするものであるとともに、法人格を有さず物品等の所有権が個人とならざるを得ない青少年健全育成会において、比較的価値を有する物品等の購入を避ける意味があるものと考えられる。

しかし、今般の監査において、平成 28 年度に交付された交付金に関して、各青少年健全育成会より提出された交付金実績報告書を開覧したところ、地域のグランドゴルフ大会に使用するグランドゴルフセットを消耗品費にて支出しているものがあった。この領収証は 2 枚あり、各々 15,000 円と 16,795 円分であるものの、同一の日付において、同一の業者から発行されたものであり、両方の領収証の但し書きにも「グランドゴ

ルフセット代金」とあることから、グランドゴルフセット 31,795 円の領収証を 2 枚に分割したものと推測される。本来、不可とされている備品(耐久財)に相当するものであり、領収証を分割することは不適切な処理と言わざるを得ない。

したがって、市は今後、育成会交付要綱及び育成会執行要領等の定めを遵守した支出を行うよう各青少年健全育成会に徹底する必要がある。

また、各青少年健全育成会に対して、支出の適否に疑義が生じた場合には、支出前にその適否を市に確認するよう強く求める必要がある。その結果、青少年健全育成会活動交付金の対象として備品(耐久財)購入のための支出が必要と判断されるのであれば、認められる購入目的、限度額、備品の所有権及び青少年健全育成会における管理方法等を、育成会交付要綱等に定める必要がある。

4. 子どもの居場所づくり

(1) 事業の概要

① 事業内容

子どもの居場所づくりは、地域で子どもたちが遊び、憩い、学び、つながる場が必要とされているとし、日曜日や長期休業中の地域における子どもたちの居場所づくりを行い、「子ども文化」をキーワードに未来に生きる子どもたちを健やかで心豊かに育ていく場を創出・提供していくことを目的とした事業である。庄内少年文化館にて実施されており、提案公募型委託制度による委託事業とされている。平成元年から開始された事業であり、当初は市職員により実施されていたが、平成 21 年度より、現在の受託事業者である特定非営利活動法人北摂こども文化協会に企画・運營業務が委託されている。

また、提案公募型委託制度による委託事業は平成 16 年度に創設された事業であり、行政課題を克服するために、市が課題を提示して市民や公益活動団体等から広く企画提案を募るものである。団体等から提出された応募書類と公開プレゼンテーションに基づいて審査を行い、市は、採用された団体と事業の詳細について協議して仕様書を作成した上で、委託契約を締結するものとされている。監査対象年度である平成 28 年度の契約は、平成 27 年に行われた公募による選考を経たものであり、事業の実施状況が良好な場合には、平成 30 年度まで、特定非営利活動法人北摂こども文化協会に事業が受託される。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	3,020	3,020	3,000
決算額	3,000	3,000	3,000

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	3,000	子どもの居場所づくり 企画・運營業務委託料
合計	3,000	

④ 事業実績

平成 28 年度における主な事業実績は以下のとおりである。

I. 文化クラブ:年間を通じ継続して活動する各種文化活動 (将棋、囲碁、フラワーアレンジメント、クッキング、ギター、ダンス等)
II. わくわく講座:月 1 回開催される各種文化活動 (親子クッキング、お菓子づくり)
III. カルチャー講座:小中学校の長期休業期間または特定期間内の各種文化活動 (ハロー！英語、和太鼓入門等)
IV. 文化行事:児童生徒を対象とした各種大会、作品展及び文化活動の成果発表の場 (小中学生将棋大会、百人一首大会、小中学生囲碁大会、子どもアート展、 庄内文化フェスティバル等)
V. 図書活動:庄内少年文化館図書ラウンジにおける貸出業務及び児童生徒に図書を 親しませる活動
VI. その他:卓球台の利用開放等

表 39 延べ参加者数

活動名	内容	延べ参加者数
I. 文化クラブ	9 クラブ 13 クラス	3,105 人
II. わくわく講座	2 講座	233 人
III. カルチャー講座	7 教室 8 クラス	113 人
IV. 文化行事	庄内文化フェスティバル等	1,818 人
V. 図書活動	平成 28 年 4 月 10 日～平成 29 年 3 月 27 日の各日曜日	—
VI. その他	卓球台の利用開放(年間 37 日)	889 人
合計		6,158 人

(2) 監査の結果及び意見

① 事業報告書の適切な徴収について(監査の結果)

「豊中市立庄内少年文化館「子どもの居場所づくり」企画・運営業務委託契約書」第12条においては、受託者(受注者)は、毎月、市に月別報告書を提出するとともに、毎年度終了後、事業報告書を提出することが定められている。

(報告書の提出等)

第12条 受注者は、月別報告書は委託業務を実施した月の翌月の15日までに、事業報告書はすべての業務を終了した日から30日以内に発注者に提出しなければならない。

(委託契約書より抜粋)

月別報告書は、委託業務が適切に実施されていることを、活動内容や参加者数等の面から、月次で確認するために求めるものと考えられるが、平成28年度を通して提出されておらず、平成29年度分についても、庄内少年文化館往査時点(平成29年9月)において提出されていなかった。また、市担当者は当該条項を認識しておらず、具体的な報告事項も定められていない。今後、速やかに月次にて報告を受けるべき事項を整理し、受託者から報告を求める必要がある。

また、年度の事業報告書については、文化クラブ、わくわく講座、カルチャー教室、文化行事及び卓球台開放等の活動回数及び延べ参加者数を取り纏めた一覧表(「平成28年度庄内少年文化館子どもの居場所づくり事業 活動状況」)の提出をあらかじめ受けているものの、事業報告書(「平成28年度 子どもの居場所づくり事業報告」)自体は出納整理期間後に提出を受けている。加えて、電子メールにより、電子ファイルの形態にて提出を受けたものの、市担当者が出力していなかったため、館長等上位者の決裁の対象となっていないとともに、行政文書としての管理もなされていなかった。

確かに、子どもの居場所づくり事業は庄内少年文化館内にて実施される事業であり、その実施状況の概況は日常的に把握できる部分が多いものと推測されるが、市職員が委託業務の全てを把握できるものではない。延べ参加者数だけでなく事業の詳細を記載した事業報告書は、委託業務が適切に実施されたことを確認するために重要な書類であり、契約書において、すべての業務を終了した日から30日以内に提出するよう定めているのも、この趣旨と考えられる。

今後は、契約書が定める期間内に受領し、委託業務の履行確認に用いるとともに、受領時期の明確化や適切な文書保管を行うためにも、電子ファイルでの提出の適否

を検討する必要がある。また、仮に電子ファイルでの提出を認める場合には、受領した電子ファイルについては、日付の明記されたメール本文とともに速やかに出力し、適切な上位者の承認を受けたものを保管する等の対応を図る必要がある。

② 仕様書に定められた事項の具体化について(監査の結果)

本件委託契約の仕様書においては、受託者が事業の実施にあたり配慮すべき事項として、少年文化館や受託者、その他各関係機関・団体とのネットワークを協力して構築し、情報交換を行い事業効果等の検証を行うものとされているが、口頭も含めて、事業効果等をとりまとめた結果の報告はなされていない。要因としては、市として、どういった意図で、どのような事業効果等の検証を求めるのか明確にされていないため、受託者に対して、適切な指示がなされていなかったものと考えられる。

また、事業の受託者に対して、市が行う事業効果等の検証のための基礎データや他団体と比較した情報等の提供を受けることは想定され得るものの、受託者自らが実施している事業の効果等についての検証作業を委ねること自体、適切ではない。改めて、平成 28 年度の契約を策定した時点において想定した事業効果等の検証内容を確認するとともに、改めて受託者に求める内容を具体的に整理し、指示する必要がある。

- (2) 事業の実施にあたっては、次の点に配慮すること。
- ⑧ 協会は、文化館や協会、その他各関係機関・団体とのネットワークを協力して構築し、情報交換を行い事業効果等の検証を行う。

(仕様書より抜粋)

③ 事業担当者選任届の適切な徴収について(監査の結果)

本件委託契約の仕様書においては、受託者が事業の実施にあたり配慮すべき事項として、事業の実施にあたり、事業担当者を選任して届け出るものとされているが、実際には、文書での届け出は提出されていない。受託者は平成 21 年度から継続して本件業務を受託しており、市担当者にとっては、受託者の事業担当者は自明のものとの思いがあったことが推測される。

しかし、事業担当者は、委託業務実施の窓口となり、市、利用者及び指導員等からの各種問い合わせや調整を図る重要な役割を担うものである一方、受託者の都合等により変更されることがあり得るものである。必要な場合に責任ある対応を求めるためにも、事業担当者を文書にて明確にしておくことは重要である。

委託業務においては、より有意義な事業運営を期待するために、受託者の自主的な企画・運営に委ねることも重要であるが、一方で、市の事業である以上、市は、求める要件や水準に合致した事業運営がなされていることを把握し、必要な場合には、受託者に対して、実施方法の変更等を求める必要がある。前指摘事項(「① 事業報告書の適切な徴収について」、「② 仕様書に定められた事項の具体化について」と併せて、今後、指摘事項を措置する際には、形式的に書類を徴すれば良いとするのではなく、委託者として必要と考えるものの提出を求めることが望まれる。

(2) 事業の実施にあたっては、次の点に配慮すること。

- ① 協会は、事業の実施にあたり、事業担当者を選任して届け出るものとする。担当者は、ボランティア精神に富み様々な活動を行う団体や地域の人材と連携が図れるものとする。

(仕様書より抜粋)

5. 千里少年文化館耐震化事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

千里少年文化館は鉄筋コンクリート 2 階建ての建物であり市の避難施設に指定されている。しかし、竣工は昭和 47 年であり、現在の所謂「新耐震基準」が施行された昭和 56 年以前の建物である。市有施設については、平成 22 年度に全ての避難施設の耐震診断を完了しており、千里少年文化館の Is 値は 0.39 と、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があることから、耐震補強工事の対象となっている。

このため、平成 26 年度に耐震補強工事の設計を実施し、平成 27 年度に工事を実施するものとされていたが、入札が不調のため実施できず、引き続き入札を実施した平成 28 年度においても不調であり、結果として、平成 29 年度に工事が遅延した。

表 40 千里少年文化館の施設概要

面積	敷地面積:11,586 m ² 、延べ床面積:738.09 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
施設内容	1 階:相談室 1、多目的ホール、放送室、事務室 2 階:相談室 2、学習室 2、和室 2、工芸室、 コンピュータールーム、クッキングルーム

構造体新指標(Is 値)について

構造体新指標(Is 値)とは、建築物の耐震性能を表す指標です。

地震力に対する建築物の強度、地震力に対する建築物の靱性(変形能力、粘り強さ)が大きいほど、この指標は大きくなり建築物の耐震性能が高いと判断されます。

Is 値の目安は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく告示(平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第百八十四号)に以下のとおり示されています。

Is 値<0.3 :地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

0.3≤Is 値<0.6 :地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

0.6≤Is 値 :地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

また、文部科学省では、公立学校施設の耐震改修の耐震性能の要件として、地震時の児童生徒の安全性、被災直後の避難場所としての機能性を考慮し、補強後の Is 値が概ね 0.7 を超えることとしています。

豊中市の学校施設については、文部科学省の要件に則り、Is 値が 0.7 を超えることを基準として建築物の耐震性能を判断しています。

(「豊中市の市有施設の耐震性能について」より抜粋)

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	4,440	7,971	9,566
決算額	3,348	—	—

※平成 26 年度の執行額は設計費。平成 27 年度及び平成 28 年度においては、入札不調のため執行額なし。

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

執行額なし。

④ 入札の推移

平成 27 年度から平成 29 年度まで実施された入札の推移は、以下のとおりである。本事業の事業費は、耐震補強工事分であるが、入札にあたっては、トイレ改修工事及びシャッター改修工事分の事業費と併せて行われている。なお、平成 27 年度においては、年度内に 2 度入札を実施している。

(単位:千円)

区分	平成 27 年度 (1 回目)	平成 27 年度 (2 回目)	平成 28 年度	平成 29 年度
予定価格 (税込)	12,489	12,579	13,693	51,606
落札価格 (税込)	(不調)	(不調)	(不調)	46,445
落札率	—	—	—	90%
対象工事	耐震補強工事 トイレ改修工事 シャッター改修 工事	耐震補強工事 トイレ改修工事 シャッター改修 工事	耐震補強工事 トイレ改修工事 シャッター改修 工事	耐震補強工事 トイレ改修工事 シャッター改修 工事 外装改修工事

(2) 監査の結果及び意見

① 耐震補強工事設計の妥当性について(監査の意見)

千里少年文化館の耐震補強工事は、平成 27 年度及び平成 28 年度と 2 ヶ年度にわたり 3 回の入札を実施したものの不調に終わったことから、耐震化対応が遅延する結果となった。平成 28 年度までの発注においては、耐震補強工事、トイレ改修工事及びシャッター改修工事を一体で発注することとしていたが、入札が不調に終わったことを受け、平成 29 年度の入札においては、耐震補強工事、トイレ改修工事及びシャッター改修工事に加えて外装改修工事を一体で発注することとし、平成 29 年 8 月に実施された入札において 46,445 千円にて落札されている(予定価格 51,606 千円(税込)、落札比率 90%)。工事期間は、契約締結日から平成 30 年 2 月 28 日までである。

市によれば、駐車場から千里少年文化館に至る通路が狭隘であり、建設機械の搬入が容易ではなく相対的に規模の小さな工事の場合、建設機械の搬入コストの割合

が高くなってしまふことが、入札の不調が続いた主要因と推測しているとのことである。これに対応するため、平成 29 年度の入札においては外装改修工事を加えたものとしている。確かに、2 ヶ年度遅延した耐震補強工事が実施に至ったことは望ましいことであるものの、外装改修工事を加えることとなったため、発注額は、予定価格ベースで 3.8 倍程度(H29 予定価格 51,606 千円÷H28 予定価格 13,693 千円)に増加している。増加要因としては、外装改修工事を加えたことによるものだけではなく、耐震補強工事、トイレ改修工事及びシャッター改修工事にかかる人工や単価の見直しに伴うものも含まれるが、予定価格における直接工事費 30,021 千円のうち、外装改修工事の直接工事費は 20,693 千円を占めており、全体の 7 割弱を占める。

千里少年文化館は建設後 45 年が経過しており、施設の大規模改修や建替えの要否を検討する時期である。公共施設等総合管理計画においても、計画期間(24 年間)における施設総量フレームは、平成 26 年度比で 80%に設定し、計画期間の初期段階から積極的な施設再編を進めることとされている。少年文化館についても、現行の千里と庄内の 2 館体制の必要性も含めて検討する必要があると考えられるが、未定の段階で多額の投資を行うことは望ましくない。老朽化が進んでいる施設であるとはいえ、外装改修工事を加えて実施するのではなく、従前の耐震補強工事、トイレ改修工事及びシャッター改修工事の設計に、通路が狭隘であり建設機械の搬入コストが割高となるといった特殊事情を反映させることが望ましかったものとする。

今後、施設の再編や大規模改修計画等を早急に検討し、老朽化した施設の改修工事においては、これらを見据えた改修工事を実施することが望ましい。

6. 各種相談記録等の取扱いについて(各事業共通)

(1) 事業の概要

① 文書管理の状況

児童生徒課は、学校や家庭における様々な問題解決の支援や相談、支援学級に在籍する児童や生徒への生活介助や学習補助等を担う部署であることから、具体的な事案を議論する会議体の会議記録や各種の相談記録等(以下、「各種相談記録等」という。)が蓄積されている。各種相談記録等は関連する児童や生徒に関する個人情報に記載されているとともに、内容的にも、厳重な情報管理が求められる性質のものが多い。これらは、各担当係の事務室において、内容に応じ、鍵付きの書棚等に慎重に保管されており、現物管理自体は概ね適切に行われている心証が得られたものの、市の行政文書に位置付けられていないものが多く、保存期間の定めもないのが実情である。

② 行政文書の定義

行政文書は、「豊中市情報公開条例」第2条において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とされている。このため、実施機関の職員が個人的に利用するために作成した私的な備忘メモの類は行政文書には位置付けられない。また、行政文書に位置付けられた場合には、当該行政文書に番号を付し、文書管理台帳もしくは簿冊管理台帳に記録されるとともに、「豊中市行政文書管理規則」に定める保存期間が決定される。なお、行政文書に該当するか否かは、文書管理者である各課の長が判断するものとされている。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 実施機関が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの
- イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの(アに掲げるものを除く。)

(豊中市情報公開条例より抜粋)

(保存期間)

第 38 条 行政文書の保存期間の種別は、次の 6 類とする。

永年

10 年

5 年

3 年

1 年

1 年未満

2 前項の規定にかかわらず、法令等に保存期間の定めのある行政文書については、当該法令等に定める期間によるものとする。

(豊中市行政文書管理規則より抜粋)

(2) 監査の結果及び意見

① 各種相談記録等の位置付けの見直しについて(監査の結果)

今回の監査にあたり、児童生徒課において作成している各種相談記録等のうち、行政文書に位置付けられていないものの調査を依頼したところ、次表のような報告があった。これら相談記録等の保管については、内容に応じ、鍵付きの書棚等に保管する等、慎重な対応が図られているものとの心証を得たものの、同一の相談記録等であるにも関わらず、様式が係内で統一されていないものや、必ずしも簿冊管理されていない文書等も存在する。また、行政文書に位置付けられていないことから、保存年限の定めが無く、保存期間は各係の判断に委ねられている状況である。

これらの相談記録等は事案や相談の結果の記録というだけでなく、担当者間における情報共有の手段としても使われており、その多くが豊中市情報公開条例に定める行政文書の定義に該当するものと考えられる。また、児童生徒課の事業の性質上、事業を実施した結果や成果等が相談記録等に集約される側面があり、これらを私的な文書ではなく公式な行政文書として位置付けることにより、行政活動の成果を明確にすることにもつながるものといえる。

今後、改めて児童生徒課において作成している文書を洗い出した上で、内容を精

査し、その内容に応じて、行政文書に位置付けるか否かを整理する必要がある。同時に、相談記録等の作成方法について、様式や電子データの保管方法等を含めて、児童生徒課内で一定のルールを定めることが望ましいものとする。

ア. 生徒指導係

細事業名	資料名
学校問題解決支援事業	法律相談依頼書
	相談一覧表(各月ごと)
スクールサポーター配置事業	(中学校) スクールサポーター活動実績報告書 スクールサポーター活動内容報告書
	(小学校) スクールサポーター派遣完了報告書
生徒指導支援事業	学校相談受付記録 一般相談受付記録 児童生徒の被害相談受付記録
地域ボランティア支援事業	(青少年指導ルーム関連) イエローシート 豊中市青少年指導ルーム指導員推薦書
子ども見まもり事業	「子どもの安全見まもり隊」活動計画書 「子どもの安全見まもり隊」活動状況報告書

イ. 教育相談係

細事業名	資料名
学校問題解決支援事業	学校問題解決支援事業(教育相談)
教育相談業務	教育相談業務(学校園等支援)
教育相談業務	教育相談総合窓口受付簿

ウ. 支援教育係

細事業名	資料名
学校園支援事業	巡回相談実施報告の記録
支援学級管理運営事業	就学相談対応記録
	学校の対応に対する市民からの相談記録
支援職員配置事業	医療的ケア依頼書
	医療的ケア検討会医師意見書
	医療的ケア指示書
	医療的ケアカルテ

エ. 庄内少年文化館

細事業名	資料名
創造活動(不登校対応)	相談記録票
	電話相談票
寄り添い型学習支援	相談記録票
	電話相談票

オ. 千里少年文化館

細事業名	資料名
創造活動(不登校対応)	相談記録票
	電話相談票

7. 新たな任用制度への対応策の検討について(各事業共通)

(1) 事業の概要

① 看護師、小中学校障害児介助員及び臨床心理士等の雇用形態

児童生徒課においては、事業の性質上、事務職員以外に、看護師、小中学校障害児介助員(保育士、教員資格等の有資格者。以下、「介助員」という。)及び臨床心理士等を多く任用しているが、この中には任期付短時間勤務職員と一般職非常勤職員とが存在している。特に、支援学級に在籍する児童や生徒に対する生活介助及び学習補助を行う介助員については、任期付短時間勤務職員と一般職非常勤職員とが混在している状況である。また、一般職非常勤職員が十分に確保できず欠員となった場合や職員の育児休業の取得等により職員数が不足する場合には、臨時的任用職員を任用することにより対処している。

例えば、平成 28 年度における児童生徒課支援教育係及び教育相談係の職員体制は次のとおりである。なお、任期付短時間勤務職員及び一般職員非常勤職員の「枠」は常勤職員の定数に相当するものであり、実際の配置数とは異なる。

表 41 平成 28 年度における支援教育係及び教育相談係の職員体制

ア. 常勤職員

区分	支援教育係(注)	教育相談係
常勤職員	事務職員 1 名 事務職員(指導主事) 2 名 看護師 3 名	事務職員(臨床心理士) 2 名 事務職員(指導主事) 1 名

(注) 主幹及び副主幹を含む。

イ. 任期付短時間勤務職員及び一般職非常勤職員

区分	支援教育係		教育相談係
	看護師 又は作業療法士	介助員	臨床心理士、言語聴覚士又 は専門相談員
任期付短時間 勤務職員	0 枠	25 枠	0 枠
一般職非常勤 職員	(注 1) 23 枠	34 枠	(注 2) 24 枠
合計	23 枠	59 枠	24 枠

(注 1) 看護師 22、作業療法士 1

(注 2) 臨床心理士 19、言語聴覚士 2、専門相談員 3

ウ. 臨時的任用職員

区分	支援教育係		教育相談係
	看護師 又は作業療法士	介助員	臨床心理士、言語聴覚士 又は専門相談員
臨時的任用 職員	(注 1) 2 名	(注 2) 5 名	(注 3) 8 名

(注 1) 一般職非常勤職員の欠員代替 2 名

(注 2) 一般職非常勤職員の欠員代替 4 名、加配 1 名

(注 3) 一般職非常勤職員の欠員代替 2 名、常勤職員又は一般職非常勤
職員の育児休業又は育児短時間勤務代替 6 名

② 介助員における任期付短時間勤務職員と一般職非常勤職員の概要

前掲のとおり、任期付短時間勤務職員は任期付職員法第 5 条に基づき任用され、任用期間は 3 年である。一方、一般職非常勤職員は地方公務員法第 17 条に基づき任用され、任用期間は通常 1 年以内である。任期付短時間勤務職員は中核業務を担う者とされ、介助員の受験資格には保育士又は教員免許のいずれかを有すること、もしくは介助業務の従事経験が 2 年以上あることのいずれかが求められている。一般職非常勤職員は補助的業務を担う者とされ、受験資格には介助業務への従事経験は求められていない。また、勤務時間数にも差があり、両者ともに 3 季休業期間を除き週 5 日勤務であるものの、任期付短時間勤務職員は 1 日 7 時間 30 分勤務、一般職非常勤職員は 1 日 7 時間勤務 3 日、5 時間勤務 2 日が想定されている。

なお、任期付短時間勤務職員は任用期間が 3 年であるものの、任用期間が経過し

た後、引き続き任用を希望する場合、改めて採用試験を受験する必要があるが、一般職非常勤職員は、1年間を良好な成績で勤務した場合には再任されることが多い。

表 42 介助員における任期付短時間勤務職員と一般職非常勤職員の相違

区分	任期付短時間勤務職員	一般職非常勤職員
資格要件	次のいずれかを満たす人 ①保育士資格又は教員免許(幼稚園教諭免許を含む)を有する人 ②障害児(者)の介助業務に従事した経験が2年以上ある人	教員免許(幼稚園教諭免許含む)か保育士資格がある人
勤務時間数 (注2)	週 31 時間 15 分(年間平均) 週 5 日(3季休業期間以外)	週 24 時間(年間平均) 週 5 日(3季休業期間以外)
	1 日 7 時間 30 分勤務 (8:15~16:30)	1 日 5 時間又は 7 時間勤務
待遇 (年収)	月額 168,090 円 (期末勤勉手当有) 年収 2,706,249 円	時間額 1,327 円 年収 1,656,096 円 ※週 24 時間×52 週を想定した場合

(注)任期付短時間勤務職員については、平成 27 年 11 月の募集案内、一般職非常勤職員については、平成 28 年 11 月の募集案内に基づく。

(2) 監査の結果及び意見

① 新たな任用制度への対応策の検討について(監査の意見)

支援教育係に配置される介助員のうち、25 枠が任期付短時間勤務職員であり、34 枠が一般職非常勤職員とされている。また、作業療法士又は医療的ケアに従事する看護師(以下、「看護師等」という。)や教育相談係に配置される臨床心理士、言語聴覚士又は専門相談員(以下、「臨床心理士等」という。)のうち、常勤職員を除く者が全て一般職非常勤職員となっている。これらは過去の経緯から、このような人数比となっているものであり、特に、職務上の明確な理由があるものではない。

市によれば、任期付短時間勤務職員は中核業務に従事し、一般職非常勤職員は補助的業務に従事するとのことである。介助員の場合、原則、各小中学校に 1 名の配置であり、介助の程度の軽重に応じた勤務時間の長短を反映した配置がなされているものと推測されるが、これが職種を分ける程の差異があるものかは疑問である。また、

一般職非常勤職員が従事する看護師等や臨床心理士等の職務についても、当該業務の内容が何をもって補助的としているのかは明確ではない。実態としては、教育現場での様々な人的配置の要請と、市の財政上の制約等の結果として、現状の配置となっているものといえる。このこと自体は、種々の制約下における現実的な対応として理解できないものではないが、一方で、任期付短時間勤務職員と一般職非常勤職員との差異も、真に業務の実態を踏まえたものではないことから、雇用形態ごとの勤務時間数の差異は、シフトや配置面での制約となり得るものである。

今般の地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、これまで任用等にかかる制度が不明確であった一般職非常勤職員が整理され、新たに会計年度任用職員が設けられている。当該改正法は平成 32 年 4 月 1 日施行であるが、それ以後、一般職として非常勤職員を任用する場合には、会計年度任用職員として任用することが適当とされており、現在の市における一般職非常勤職員とは別の制度となることも想定される。「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用について(通知)」(平成 29 年 6 月 28 日総務省自治行政局)によれば、会計年度任用職員は、標準的な業務の量に応じ、フルタイムの職とパートタイムの職があるものとされている。これを契機に、常勤職員を含めた職員全体の職務分担や職責等を見直すことにより、現行制度を、より業務の実態を踏まえたものとする余地があるものとする。また、今後、これまで以上に人材確保が重要な問題となることが推測される中、現在の職務の統合・見直しを併せて実施し、オール豊中市での人材確保の促進に資する視点での整理を行うことも重要なものとする。

いずれにしても、新たな任用制度の導入までに、任期付短時間勤務職員と一般職非常勤職員の役割分担を含めて、現行制度における課題を整理し、会計年度任用職員の制度導入時に反映できるよう検討を進めることが望まれる。

Ⅶ 学校給食課

1. 給食食材の調達

(1) 事業の概要

① 事業内容

市立小学校給食の実施のため、安全安心な給食食材の調達と給食費の徴収を行う事業である。

豊中市では平成 24 年 4 月より、それまで給食の会計を運営していた財団法人豊中市学校給食会に代わって、市の会計で直接給食の歳入・歳出を管理・運営するようになった。これを給食費の公会計化と呼ぶ。それまでは各小学校で児童保護者等から集めた給食費を財源に、財団法人豊中市学校給食会が食材を購入していたが、給食費の公会計化後は市が給食費を徴収し、予算の範囲内で食材を購入している。

なお、文部科学省の通知「学校現場における業務の適正化に向けて(平成 28 年 6 月 13 日)」において、改革に向けた基本的な考え方と重点的に講ずべき改善方策の一つとして、学校給食費などの学校徴収金会計業務の負担から教員を解放することがあげられているが、文部科学省の通知「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について」によると、平成 24 年度の学校給食費について公会計化している小学校は 28.2%となっている。近県では兵庫県西宮市、奈良県奈良市がすでに公会計化している他、大阪府茨木市が平成 28 年度から公会計化した。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	864,478	1,126,338	1,195,166
決算額	840,227	1,073,545	1,097,329

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	87,552	新学校給食システム導入業務委託
需用費	999,483	給食材料(主食、副食、牛乳等)
その他	10,293	一般職非常勤報酬
合計	1,097,329	

④ 給食費債権の管理について

公会計への移行時点で未納となっていた給食費については、市立小学校長及び教育委員会事務局職員で組織される「学校給食費過年度未収入金調整金審査会」(以下、「審査会」という。)を設置し、対応を検討した。具体的には、未納の給食費が存在する学校長が審査会に対して申請を行い、審査会の承認を経て、財団法人豊中市学校給食会の会計処理として不納欠損処理を行った。その金額は次のとおりである。

平成 25 年 1 月処理:平成 22 年度分 1,451,280 円

平成 26 年 3 月処理:平成 23 年度分 1,250,857 円

財団法人豊中市学校給食会は平成 24 年 3 月 31 日に解散して平成 24 年 4 月に清算法人に移行し、平成 26 年 4 月 27 日に清算終了となった。

公会計化後は、市内小学校と学校給食課を学校給食費徴収システムでネットワーク化し、各校で入力される対象児童の食数に関する情報を基に月締めで各児童の給食費を確定している。基本的に口座振替で給食費を保護者の口座から引落しを行い、口座登録のない保護者には現金納付書を発行し、送付している。滞納者に対しては、納期限後の督促や定期的な催告を行うとともに、平成 28 年度からは卒業した児童の高額滞納者に対する訪問催告を行っている。また、平成 28 年度は債権管理課とも連携し、訪問催告時の現地調査の結果、家屋等の外観から支払能力があると推定される 5 件について、同課に徴収事務の引継を行い、納付が進まなかった 1 件について、平成 29 年度に少額訴訟を提起した。

公会計化による成果として所管課では、会計処理の適正化、債権管理課との連携、学校事務の負担軽減といった効果が挙げられるとしている。監査人による学校往査においても、給食費について学校側が関与しなくなったため学校での事務負担が軽減されていること、給食費を滞納している保護者にとっても、学校から督促されるよりも、

市(教育委員会)から督促される方が影響力が強いのではないかといったコメントが得られている。

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託の承諾手続きについて(監査の結果)

「平成 28 年度銀行口座データパンチ作業一式業務委託」として、市立小学校在学児童の給食費引落とし用の預金口座情報を記載書類から抽出し、データ化する業務を委託により行っている。委託額が 500 千円以下であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び豊中市財務規則第 104 条第 1 項により、随意契約としている。

本業務委託契約は平成 28 年 4 月 20 日に締結され、4 月 21 日に委託先から再委託承諾申出書が提出されて、4 月 25 日付で課長決裁により承諾された。再委託承諾申出書を閲覧したところ、頭書に「平成 28 年 4 月 21 日付けで委託契約を締結した下記業務について、業務の一部を下記のとおり再委託したいので、標準委託契約書第 9 条に規定する承諾を得たいので申し出ます。」と記載されていた。

しかし、本業務委託契約においては再委託につき、下記のとおり第 7 条で定めており、標準委託契約書は適用されていない。また、再委託承諾申出書の頭書に記載された契約締結日が誤っている。

平成 28 年度銀行口座データパンチ作業一式業務委託契約書

(一括再委託等の禁止)

第 7 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

市は、再委託の承諾にあたり再委託承諾申出書を十分に確認し、誤記があれば委託先に対して訂正を求める必要がある。

② 再委託の必要性の検討について(監査の結果)

「① 再委託の承諾手続きについて」で閲覧した再委託承諾申出書には、再委託する部分の内容として「データ手入力部分の単純作業」と記載されているが、再委託を必要とする理由は記載されていない。

本業務委託契約はデータパンチ作業であることから、再委託するデータ手入力は、本業務の主たる部分といえる。また、再委託に付す委託金額は原契約額の 89.2%に上っており、金額的にも本業務の主たる部分といえる。

当該業務委託契約書第 7 条において、「設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任してはならない。」と規定されていることを考慮すると、内容的にも金額的にも主たる部分といえる本再委託については、承諾するにあたり、より慎重な判断が必要であったと考える。少なくとも、再委託を必要とする理由は、市が再委託を承諾するにあたって検討すべき重要な事項であるから、市はこれを正確に把握したうえで、再委託の承諾の可否について検討する必要がある。

③ 給食費債権管理マニュアルの策定について(監査の意見)

平成 26 年度から 28 年度における給食費の収入未済額(各年度決算時の状況)は表 43 のように、現年度分、滞納繰越分とも増加傾向にある。これと対応して収納率も現年度分、滞納繰越分とも低下する傾向がみられる。

この点について所管課では、公会計化に伴って長期滞納案件への対応がとりやすくなった一方で、給食費納入をめぐって学校と保護者との距離感が遠くなったためではないかとの見方を示している。そこで、保護者に対し給食費納入の便宜を図るため、ゆうちょ銀行の ATM で夜間でも振込可能な払込取扱票を利用できるようにした。

また、納入に遅延が生じた場合、口座の残高不足により引落としができなかったのであれば、次回にまとめて引き落とすという対応もとっている。督促、催告、納付交渉までを学校給食課の担当者が行い、さらに長期化・高額化する等、徴収困難な案件は、徴収事務を債権管理課へ引継し、納付交渉を進め、必要な場合は法的手段をとることとしている。

表 43 平成 26 年度以降の給食費の収入未済額の推移

(単位:千円、%)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
現年度分	調定額	819,358	983,280	979,757
	収入額	806,007	965,133	960,506
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	13,351	18,146	19,250
	収納率(%)	98.4	98.2	98.0
滞納繰越分	調定額	21,914	30,286	44,466
	収入額	4,979	3,966	6,006
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	16,935	26,319	38,460
	収納率(%)	22.7	13.1	13.5
合計	調定額	841,273	1,013,567	1,024,223
	収入額	810,986	969,100	966,512
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	30,286	44,466	57,711
	収納率(%)	96.4	95.6	94.4

(出典:所管課作成資料)

給食費債権の管理マニュアルについては、監査日時点で、債権管理課の一般的なマニュアルを基に給食費債権独自のマニュアルを策定中であり、平成 29 年度中の完成をめざしているとのことである。

給食費の未納については、まず未納を発生させないこと、次に可能な限り早期に催告等の対応をとり、早期の回収を図ることが必要である。そのためにも、給食費債権の管理マニュアルを早期に策定・運用することが望ましい。

2. 学校給食調理業務

(1) 事業の概要

① 事業内容

児童の健康の増進、体力の向上及び正しい食習慣の形成のため、バランスのとれた栄養豊かな学校給食を提供することを目的とする事業である。

走井学校給食センター及び原田学校給食センターにおいて、副食の調理並びに食器・食缶の洗浄・消毒保管を行い、豊中市立小学校 41 校のうち、単独調理校 4 校を除く 37 校への搬送を業務委託により行っている。なお主食(米飯・パン)については、調理済みのものを業者から仕入れている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	248,382	300,647	310,342
決算額	232,759	281,718	290,365

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	124,698	一般職非常勤報酬
委託料	116,603	学校給食搬送業務委託
その他	49,063	賃金、消耗品費等
合計	290,365	

(2) 監査の結果及び意見

① 見積価格の妥当性の検証について(監査の結果)

学校給食搬送業務委託契約は、その性質又は目的が競争入札に適しないものとして、大阪府トラック協同組合との特命随意契約によっている(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)。

学校給食搬送業務は、次のとおり学校給食センターで調理された副食を各校に配

送する業務である。

	原田学校給食センター	走井学校給食センター
調理可能食数	9,000 食／日	13,500 食／日
対象校	16 校	21 校
輸送方法	給食専用 3 トン保冷車 8 台 運転者 1 名のみ乗務	給食専用 3 トン保冷車 11 台 運転者 1 名のみ乗務

予定価格は、大阪府トラック協同組合からの見積書により設定しており、見積書に記載された金額と同額としている。また、予定価格と契約金額も同額である。しかし、見積書は大阪府トラック協同組合 1 者からしか徴取しておらず、当該単価の妥当性について検証されていない。

随意契約ガイドラインにおいても、見積書を 1 者とする場合には、その価格の妥当性を証する資料を作成することとされている。

したがって、予定価格の設定にあたっては、契約の相手方が特定される場合であっても、見積価格の妥当性を検証する必要がある。

随意契約ガイドライン

5. 見積徴取について

随意契約をする場合には、豊中市財務規則第 104 条第 2 項の規定により、「なるべく 2 人以上の者を選んでこれらの者から見積書を徴しなければならない」と規定されている。

次のいずれかに該当する場合は、見積り業者数を 1 者以下とすることができるが、その場合は、価格の妥当性を証する資料(積算資料、類似契約資料等)を作成すること。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される時。
- (2) 他の業者が見積書の提出を拒否した時。
- (3) 災害時等特別の事情がある時。

3. 給食配膳室整備(小学校施設整備費)

(1) 事業の概要

① 事業内容

原田学校給食センターの対象となっている小学校 16 校の配膳室が狭く、老朽化しているため、整備を行うものである。

学校給食センターの対象校には、学校給食センターから搬送される給食を衛生的に受け取り、児童に提供するために配膳室が設置されているが、原田学校給食センターの開設が昭和 45 年(1970 年)4 月と古いことに対応して、各校の配膳室も老朽化している。また、原田学校給食センターについては、「(仮称)新・第 2 学校給食センター」への更新が予定されており、各校の配膳室も更新後の配送を受け入れるための改修を行う必要もある。なお、リフト設置校については、設置から 25 年以上経過しているものから順次、リフトの更新工事を行う予定である。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	-	-	365,280
決算額	-	-	318,834

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	259,420	配膳室空調設備設置工事、改修工事等
その他	59,414	設計監理委託料等
合計	318,834	

(2) 監査の結果及び意見

① 仕様内容の十分な事前調整について(監査の意見)

平成 28 年度の工事請負費のうち、契約変更の行われた 2 件について契約書類を閲覧したところ、次のように工期の終わり近くになって変更が行われていた。

工事名	豊中市立豊島小学校外9校 給食配膳室空調設備設置 工事:A	豊中市立新田小学校給食配 膳室改修工事:B
原契約額	22,268,520 円	41,671,800 円
原契約期間	平成 29 年 2 月 1 日から 3 月 15 日	平成 28 年 6 月 15 日から 12 月 16 日
契約変更額	3,365,280 円	1,999,080 円
変更後契約額	25,633,800 円	43,670,880 円
契約変更額 ／原契約額(%)	15.1%	4.8%
契約変更日	平成 29 年 3 月 15 日	平成 28 年 12 月 2 日
変更後契約期間	平成 29 年 2 月 1 日から 3 月 15 日	平成 28 年 6 月 15 日から 12 月 16 日
変更理由	給食配膳室に設置する空調 設備の工事において、小学 校の運営上において支障が 出ることから、学校との調整 により、壁掛型の空調設備 への変更や、屋上等に設置 されている既設動力盤から 幹線ケーブル及び配管のル ート変更を行うため増額する	学校要望により、給食配膳カ ートを通行させるルートの追 加があり、渡り廊下の風雨を 遮る防風スクリーンを設置す る
完成通知日	平成 29 年 3 月 15 日	平成 28 年 12 月 8 日

(出典:契約関係書類)

工事 A については契約変更日が工期の末日、完成通知日と同一であり、工事 B については契約変更日が完成通知日の 6 日前である。契約変更から工事の完成までにそのような短期間で完成できるものかどうか、所管課に質問した。得られた回答は、工事を進める過程で現場での変更は数多く発生するのが実状であり、原則としては変更が生じた都度、設計変更の契約手続きを行うが、軽微な設計変更については変更内容が確定してから精算的な変更契約として工期の末にまとめて変更契約手続きを行っているとのことであった。

工事 A、B とも指名競争入札により発注されている。入札を行う時点で工事の仕様

が確定し予定価格も算定されているのであるから、工事の開始後に現場での変更が発生することは可能な限り回避することが望ましい。この点、変更理由を見る限り、事前に学校との調整を十分に行っていれば契約変更を回避できた可能性があると考え

る。

市は、工事に係る予算執行の透明性を高めるためにも、契約変更に伴う事務負担を軽減するためにも、事前に学校との調整を十分に行ったうえで仕様を決定し、契約変更が生じないようにすることが必要と考える。

4. 中学校給食事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めるため、自宅からの弁当と、多彩で栄養バランスに配慮されたデリバリー給食との選択制の中学校給食を導入することを目的とする事業である。

平成 28 年度は、市内の全市立中学校 18 校で配膳室の整備を完了させ、中学校給食を提供できるようになった。デリバリー給食の調理・配送・配膳は業務委託により実施している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	346,414	206,913	230,852
決算額	55,032	87,768	126,068

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	115,159	調理業務委託
その他	10,908	一般職非常勤報酬、器具購入費
合計	126,068	

(2) 監査の結果及び意見

① 喫食率向上に向けた取り組みについて(監査の意見)

中学校給食は、市内 18 校を A、B、C の 3 ブロックに分けて業務委託している。3 ブロックとも公募型プロポーザルにより事業者を募集し、A ブロックと B ブロックを同一の業者に、C ブロックを別の業者に選定した。契約期間は次のとおりである。

Aブロック	平成25年11月1日から30年3月31日まで
Bブロック	平成27年1月5日から30年3月31日まで
Cブロック	平成27年11月16日から30年3月31日まで

募集にあたっては、喫食率の目標を50%に設定したが、予定価格の算定上は喫食率20%に設定し、応募事業者に対しても喫食率20%での提供を想定するよう要請した。喫食率は実際の喫食者数/喫食可能者数を%で表したもので、中学校給食システムにより日ごと・学校ごとに喫食人数を該当学年の人数で除して算出している。市は毎月の委託料の支払時に使用する、月ごとの平均喫食率については、1ヶ月で平均した数字を使用している。

本委託業務は、喫食率が高ければ高いほど固定費の回収が容易となり、1食当たりのコストが下がって利益が生じる性質のものである。利益が生じる喫食率は、学校規模にもよるがおおむね20%程度(1校当たり約100食)となる。

ところが、現状では年間の平均喫食率が10%以下で低迷し、予定価格の算定に用いた喫食率20%を下回る状態が、中学校給食開始以来続いている。そこでA、Bブロックの受託者から協議の申し入れがあり、協議の結果、月平均喫食率が15%未満の場合に固定経費の補填を行う旨の契約変更が行われている。なお、Cブロックについては、契約当初から固定経費の補填を織り込んでいる。

所管課によると、中学校給食の登録申込み自体は保護者の50%程度あるとのことである。そこで、喫食率向上のための取り組みとして、中学校給食の制度・運用について周知するため、市内全市立中学校の入学説明会に学校給食課職員が直接赴き説明を行ったり、関係部局と連携し、就学援助や生活保護世帯に対して制度周知を行ったりしている。また、実施要綱を定め、各校学年単位で全員喫食の日を設けることができるよう、中学校給食推進事業を立ち上げるなどしている。さらに、配膳室まで取りに行くことにより、弁当持参の生徒よりも食べ始めが遅くなるのが給食を敬遠する理由となることも推測されるので、教室の近くまで配膳することを試みているとの説明を受けた。

登録申込みが50%にのぼる潜在的ニーズがあるにも関わらず、喫食率が伸び悩んでいることについて、登録申込みは保護者が行うが実際に食するのは生徒であって、味・量などが生徒の嗜好に合っていない可能性も考えられる。もちろん、学校給食である以上栄養バランスに配慮した献立であることは大前提であるが、実際の喫食者である生徒の意見を直接聞いて改善に役立てることも必要と考える。現在、メニューの工夫(人気のない魚メニューを揚げ物にし、あんかけにするなど)や全員喫食実施後のアンケートを行うなどの取り組みがなされているが、引き続き、喫食率向上につながる取り組みを進めていく必要がある。

Ⅷ 教育センター

1. 教育情報化推進事業(小学校管理費)

(1) 事業の概要

① 事業内容

小学校における次世代型教室環境を整える事業である。これまで整備した大型モニターを活用するために、平成 28 年度は、デジタル教科書やタブレット端末、実物投影機等を併せて活用することで、わかる授業を推進するとともに、新たに採択された教科書のデジタル教科書を各学校に整備し、活用の推進を図っていくことを目的としている。また、ネットワークシステムを活用して、校務の効率化を図っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	154,951	177,923	177,101
決算額	156,065	173,020	172,987

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	298	消耗品(紙・インク)等
役務費	569	インターネット使用料等
委託料	169	機械等保守委託料
使用料及び賃貸料	171,252	パソコン等の情報機器のリース料等
備品購入費	697	パソコン周辺機器等
合計	172,987	

(2) 監査の結果及び意見

① 見積書の複数徴取について(監査の結果)

東泉丘小学校及び南丘小学校において大型テレビの移設作業が平成 29 年 3 月に行われている。当該移設作業は、契約金額が 356,400 円であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号および豊中市財務規則第 104 条第 1 項により、随意契約によっている。

豊中市財務規則第 104 条第 2 項において、「なるべく 2 人以上の者を選んでこれらの者から見積書を徴しなければならない。」と規定されている。しかし、見積書は 1 者からしか徴していない。

なお、随意契約ガイドラインにおいて、見積書を 1 者とすることができる条件が下記のとおり示されている。

5. 見積徴取について

随意契約をする場合には、豊中市財務規則第 104 条第 2 項の規程により、「なるべく 2 人以上の者を選んでこれらの者から見積書を徴しなければならない」と規定されている。

次のいずれかに該当する場合は、見積り徴取者数を 1 者以下とすることができるが、その場合は、価格の妥当性を証する資料(積算資料、類似契約資料等)を作成すること。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される時。
- (2) 他の業者が見積書の提出を拒否したとき。
- (3) 災害等特別の事情があるとき。

当該移設作業の随意契約理由書によれば、「豊中市立東泉丘小学校大型テレビ・南丘小学校大型テレビ移設作業について、既存 TV の移設を行う必要があり、本工事を施工した業者による受注となると業務の一貫性による安価な契約が可能となり、作業の効率性、予算の経済性より同業者による契約が可能となる。また、本業務の性質上、他の業者による施工は難しく、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に該当するため、上記業者と随意契約を行うものである。」と記載されている。しかし、大型テレビの移設作業であるため、他の業者でも十分対応可能と考えられ、契約の相手方が特定されるものではない。つまり、随意契約ガイドラインで示されている見積書徴取を 1 者とすることができる条件に該当しない。

したがって、豊中市財務規則第 104 条第 2 項の規定に従い、複数の見積もりを徴取する必要がある。

② 仕様書の記載の不備について(監査の結果)

平成 28 年度において豊中市東泉丘小学校大型テレビ・南丘小学校大型テレビ移設作業が随意契約で行われているが、以下の仕様書では、どの小学校のどの教室の大型テレビをどこの小学校のどの教室からどこに、どのように移設・設置するかが明確に記載されていない。

仕様書

豊中市東泉丘小学校大型テレビ・南丘小学校大型テレビ 移設作業

既設棚置き取外作業 東泉丘小学校 2 台分 1 式

既設天吊り取外作業 東泉丘小学校 3 台分 1 式

TV 及び部材移動 東泉丘小学校 4 台分 1 式

棚置き設置作業 南丘小学校 4 台分 1 式

棚置き用ケーブル 南丘小学校 2 台分 1 式

天吊り設置作業 東泉丘小学校 1 台分 1 式

随意契約といえども、工事内容が客観的にわかる記載が求められる。また、契約金額が妥当であったことを後日検証できるような、詳細な仕様書を作成する必要がある。

2. 言語力向上推進事業「ことばフレンズ豊中」

(1) 事業の概要

① 事業内容

言語は知的活動の基盤であり、豊かな学びを育む上でも言語力の向上を図っていくことが重要である。そこで、児童・生徒の言語力の向上を図ることを目的として本事業を実施している。

具体的には、小学校段階においては「読む・書く」力を確実に育て、中学校においても国語科はもとよりすべての教科において、論理的思考力の向上を図っていくことを目標としている。

言語力の育成にあたっては、児童・生徒の発達段階に応じた指導がなされるよう、指導の系統性を図っていくことが求められる。そこで、推進校を指定し、言語力向上に係る校内研究の支援(1校当たり年間上限12万円)を行っている。校内研究では、先進の研究事例等を取り入れるなど、教員の授業力向上、国語に関する指導改善の取り組みの向上を図っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	1,800	1,800	1,800
決算額	0	1,703	1,702

③ 平成28年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	498	校内研修等講師謝礼金
旅費	242	外部公開研究会参加に係る旅費
需用費	856	指導用資料等
負担金補助及び交付金	105	外部公開研究会参加費等
合計	1,702	

(2) 監査の結果及び意見

① 研究成果の還元について(監査の意見)

「ことばフレンズ豊中」においては、年度末に推進校から「ことばフレンズ豊中」言語力向上支援事業校内研究支援報告書及び決算書(以下、「研究報告書」という。)が提出される。

「ことばフレンズ豊中」では、教員が外部公開研究会に参加するケースがあるが、その場合の研究報告書への記載方法については、特段の定めはない。このため、例えば、平成 28 年度中に 3 回の外部研究会に 4 人の教員を参加させている小学校があったが、研究報告書においては、その旨の記載が決算書の旅費等の経費内訳に記載されているのみであり、外部公開研究会に参加したことによる成果についてはなんら言及がなされていない。

このように、現状の仕組みでは、外部公開研究会に参加して得た成果を他の職員に還元する方策が明確になっていないので、成果還元についてのフォローが不十分になる可能性がある。

「ことばフレンズ豊中」は、教員の資質向上には有効な手段と考えられる。したがって、外部公開研究会に参加した成果を含む研究成果について、研究報告書に記載させることなどにより、研究成果を広く還元する仕組みを構築する必要がある。

3. 教育センター施設管理

(1) 事業の概要

① 事業内容

阪急宝塚線・大阪モノレールの蛍池駅に隣接した複合施設「ルシオーレ」ビルの 6 階及び 7 階に教育センターが入居している。本事業は、教育センターの施設(ルシオーレ 6・7 階)に関する管理運営事務を行うものである。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	46,550	49,832	65,022
決算額	46,120	46,216	60,466

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	7,244	光熱水費等
役務費	793	電話・FAX 通信料等
委託料	6,536	公共施設総合管理委託料等
使用料及び賃貸料	56	壁面使用料等
負担金補助及び交付金	45,834	ルシオーレ管理費及びルシオーレ A 棟大規模修繕工事費用負担金
合計	60,466	

(2) 監査の結果及び意見

① 契約書の添付書類の欠落について(監査の結果)

教育センターは蛍池複合施設ルシオーレビルの 6 階及び 7 階にあり、当該施設の壁面を使用するため、ルシオーレ管理組合と壁面使用の契約を締結している。

平成 28 年 4 月 1 日に締結された「蛍池複合施設ルシオーレビル壁面使用契約書」では、下記のとおり、仕様等については別紙添付図面のとおりとされている。しかし、別紙添付図面が契約書に添付されていなかった。

契約締結にあたっては、契約書の内容を精査し、必要とされる添付書類があるかを確認する必要がある。

蛍池複合施設ルシオーレビル壁面使用契約書

(物件及び設置場所)

第 1 条 (略)

- (1) 設置場所、サイズ、仕様に関しては別紙添付図面のとおりとする。
面積 4.2 m²

② 教育センターの有効活用について(監査の意見)

「教育センター条例」によれば、教育センターは、「教育に関する専門的、技術的事項の研究及び調査並びに教育関係職員の研修を行い、併せて教育に関する情報の提供等を行うための教育機関」として、位置付けられている。

教育センターの施設の利用は教員の研修に重きが置かれるため、授業のある平日の日中はあまり稼働率が高くなく、土日祝日においては基本的には利用がなされていない。教育センターは蛍池複合施設ルシオーレビルの 6 階及び 7 階にあり、非常に交通の便がよい施設になっている。

したがって、教員の研修がない平日及び土日祝日において、社会教育関連のイベント利用など、教育センターの設置の趣旨を損なわない範囲で施設の有効活用をはかる余地がないかを検討することが強く望まれる。

Ⅸ 小中学校

1. 学校運営経費にかかる公費負担と受益者負担の区分

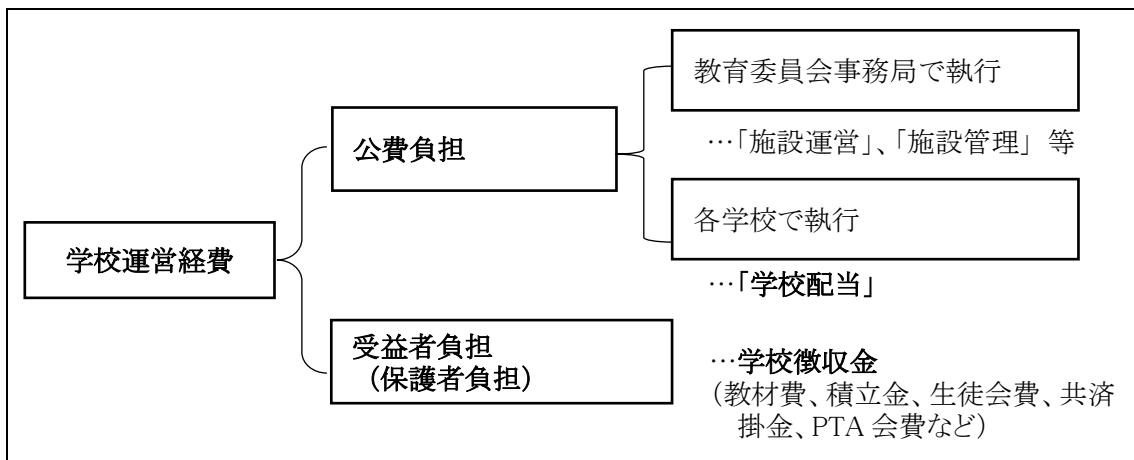
学校を運営するにあたって必要となる経費については、豊中市の予算に計上され公費により賄われているものと、保護者が負担しているものに区分される。

豊中市の予算に計上されているものとしては、「Ⅰ 教育総務課」で取り上げた小学校施設運営、中学校施設運営、小学校施設管理及び中学校施設管理のように、教育委員会事務局において予算執行されるものと、小学校学校配当及び中学校学校配当のように教育委員会事務局から各学校に予算を割り当て、各学校において予算執行されるものがある。公費関係については、教育委員会において、各学校における実際の事務処理のためのマニュアルとして、「学校事務提要(改訂版)(市費関係)」(以下、「事務提要」という。)が作成されている。

一方、保護者が負担しているものは、受益者負担の原則に基づき、教育活動の結果としての直接的利益が児童・生徒に還元されることとなる経費であり、教材費、積立金、生徒会費、共済掛金、PTA 会費などが該当する。これらの保護者が負担している経費は学校徴収金と称され、各学校の責任において管理が行われている私会計の位置付けではあるが、保護者がその管理等を校長に信託している経費であることから、公費に準じた適正な会計処理を行うことが求められる。学校徴収金については、教育委員会において、「学校徴収金マニュアル概要版」が作成されているが、具体的な事務処理にまで踏み込んだ説明が記載されているものではない。なお、学校徴収金に関する事務は、教育委員会作成の「学校事務の手引き(平成26年度12月改訂)」に、学校事務職員の標準的な職務として示されており、公務として位置付けられている。

以上をまとめると、次の図のとおりである。

図3 公費負担と受益者負担の区分



以下では、各学校において事務が行われる、学校配当の執行及び公費により取得された備品の管理並びに学校徴収金について、学校往査において見受けられた事項を含めて述べることとする。

2. 小学校学校配当、中学校学校配当

(1) 事業の概要

① 事業内容

小学校及び中学校に経費を配当することにより、児童・生徒の学習の進展に寄与することを目的とする事業である。

② 事業費の推移

【小学校】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	146,898	149,339	149,339
決算額	150,538	153,435	156,322

【中学校】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	87,631	87,236	87,236
決算額	85,986	86,183	86,089

③ 平成 28 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額		主な内容
	小学校	中学校	
需用費	100,112	54,227	学校における消耗器材費
使用料及び賃借料	4,051	1,934	コピー及びパソコン関連費用
負担金補助及び交付金	1,387	163	各種研究会負担金、参加費
備品購入費	44,592	26,209	図書、教具等の購入費
その他	6,177	3,555	
合計	156,322	86,089	

④ 学校配当の事務の流れ

ア) 予算の当初割当

年度当初(4月1日)の時点で、配当額が決定するまでの措置として、夜間中学のある第四中学校を除き、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、

負担金補助及び交付金について、一律の金額を配分する。

その後、4月下旬に、教育総務課において、各学校の毎年4月の始業式時点での学級数、教職員数等を基準とした割当基準により、配当予算額を算定し、各学校へ通知する。

小学校の割当基準の概要は、表44のとおりである。

表44 小学校の割当基準の概要

節	細節	区分	割当基準
需用費	消耗品費	文具費	学校当・学級当
		教材費	学校当・学級当 ・養護学級当
		消耗器材費	学校当・学級当等
		研修費	学級当
		学校図書館	学校当
		トイレトペーパー	学級規模ごとに 学校当
	食糧費	お茶代等	学校当・教職員当
	印刷製本費	学校行事用、通知票、 学校要覧等	学校当・学級当
	修繕料	校具修繕	学校当
		教具修繕	学校当
医薬材料費		学級規模ごとに 学校当	
役務費	通信運搬費	郵便料	学校当・学級当
	諸手数料	洗濯代	学校当
		ピアノ調律	学校当
		葉刈手数料	学校当
使用料及び手数料	機械器具借上料	コピー代	学校当
	使用料	PC 関連費	学校当
備品購入費	教具等購入費		学校当・学級当 ・養護学級当
	図書購入費		学校当・学級当
負担金補助及び交付金	交付金	配当保留	学校当・学級当

イ) 予算年間執行計画の策定及び確定配当

教育総務課から各学校へ配当予算額が通知されると、各学校では、校長が、予算割当額の範囲内で、教育課程の実施、その他の学校管理運営を適正かつ効果的に

行うため、校内において予算会議等を実施するなど、教職員間で協議調整し、学校予算執行計画を作成する。

その際、図書購入費については予算割当額を下回らない額とし、食糧費については、割当予算額を限度とするという制約があるが、その他の細節については、総額の範囲内において、自由に増減させることができる。

教育総務課では、学校からの学校予算執行計画の提出を受け、6月下旬頃に配当額を確定する。

ウ) 学校教育活動前渡資金(常用)制度

「学校教育活動前渡資金(常用)制度」とは、各学校長を資金前渡職員とすることにより、学校教育活動の円滑な運営を図ることを目的とした制度である。

具体的には、豊中市財務規則第43条第5号に下記のとおり、規定されている。

豊中市財務規則

第43条 施行令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費のほか、次の各号に掲げる経費については、職員及び他の地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を前渡することができる。

(5) 市立小学校及び中学校の教育活動において、直接支払のために常時必要な5箇月以内の経費

資金前渡は通常の出支の原則に反した特例の制度であることから、教育委員会において、「学校教育活動前渡資金(常用)制度実施要領」が策定され、その趣旨を十分に把握した上での執行が求められている。

「学校教育活動前渡資金(常用)制度」が採用されている予算科目としては、教育総務課が所管する小学校学校配当及び中学校学校配当のほか、学校教育課が所管する小学校体験学習推進事業及び中学校体験学習推進事業がある。

各学校では、前渡資金を受け入れるために、学校配当、体験学習推進事業の別に学校長名義の専用の口座を開設している。

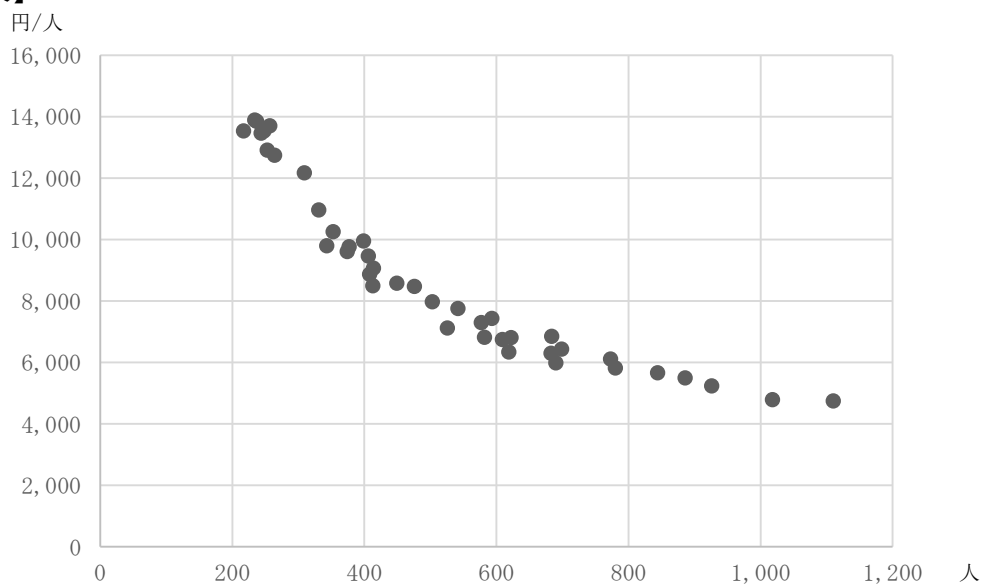
エ) 学校規模と学校配当の執行額の関係

次のグラフは、横軸に児童または生徒数、縦軸に児童または生徒一人当たりの学校配当の執行額をとったものである。

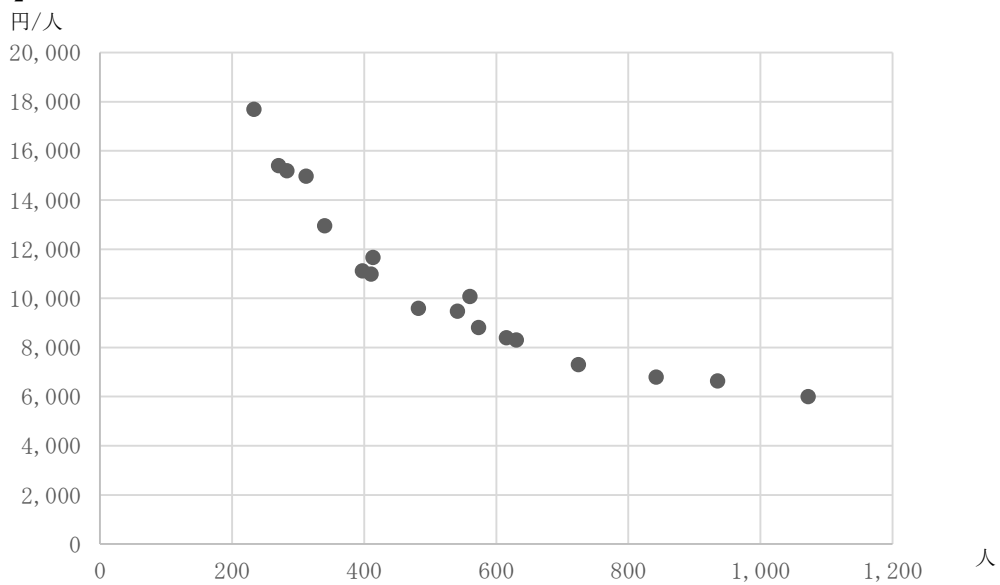
図4に示したように、学校割で予算割当額を算定している項目が多いため、学校規模が大きくなるのに比例して、児童または生徒一人当たりの学校配当の執行額は小さくなる傾向がある。

図4 児童、生徒一人当たりの学校配当執行額の分布

【小学校】



【中学校】



(2) 監査の結果及び意見

① 各学校における予算執行計画の策定方法について(監査の意見)

学校往査の対象とした各学校において、学校配当にかかる予算執行計画の策定方法について聴取したところ、予算会議を実施して決定しているとの回答は得られた。

しかし、予算の調整過程についての詳細な資料を保管している学校もあった一方、予算会議における検討過程を記載した資料を保管していない学校もあった。また、予算会議における調整は行っているものの、各費目の積算において予備費的な要素が含まれているとして、積算額の合計が予算割当額を超過したままとなっている学校もあった。

このように、各学校における予算執行計画の策定方法がまちまちとなっている状況が見受けられた。確かに、学校の規模により、予算執行計画の策定方法が一定程度異なることは想定されるが、教育総務課から各学校へ、予算会議における検討経過に関する資料の作成、保管について指導を行うなど、可能な限り、統一的な事務処理となるよう配慮することが望ましいと考える。

② 前渡資金により購入した切手の取扱いについて(監査の結果)

学校往査の対象とした学校において、前渡資金により購入した切手の取扱いが適切に行われているとは言い難いものが見受けられた。

その概要は、次のとおりである。

- ・ 前渡資金により購入した切手を教員が私用で使用しており、その使用額に相当する現金が切手とともに保管されていたもの
- ・ 年度末に近い時点で、切手の残高が 3 万円以上残っているにもかかわらず、具体的な使用予定のないまま、4 万円分の切手を購入していたもの

資金前渡は、「学校教育活動前渡資金(常用)制度実施要領」第 1 条にも規定されているとおり、現金支払をしなければ学校教育活動に支障をきたすような場合に、直接現金支払いをすることを可能とする特例的な制度である。

上記のような場合は、学校教育活動に支障をきたすような場合には該当しないため、前渡資金による支払いは行うべきではないと考える。

③ 前渡資金の支払残額の戻入について(監査の意見)

学校長への資金前渡は、学期ごとに行われており、時系列により事務の流れを示すと、表 45 のとおりである。

表 45 資金前渡にかかる事務の流れ

	第 1 学期	第 2 学期	第 3 学期
4 月初旬	前渡資金請求 (学校→教育委員会)		
4 月中旬	前渡資金振込 (教育委員会→学校)		
7 月 5 日	中間報告 (学校→教育委員会)		
8 月初旬		前渡資金請求 (学校→教育委員会)	
9 月 5 日	前渡資金精算 (学校→教育委員会)		
9 月初旬		前渡資金振込 (教育委員会→学校)	
10 月下旬	支払残額の戻入 (学校→教育委員会)		
11 月 5 日		中間報告 (学校→教育委員会)	
12 月初旬			前渡資金請求 (学校→教育委員会)
1 月 5 日		前渡資金精算 (学校→教育委員会)	
1 月初旬			前渡資金振込 (教育委員会→学校)
2 月下旬		支払残額の戻入 (学校→教育委員会)	
3 月 5 日			中間報告 (学校→教育委員会)
4 月 5 日			前渡資金の精算 (学校→教育委員会)
4 月下旬			支払残額の戻入 (学校→教育委員会)

一方、「学校教育活動前渡資金(常用)制度実施要領」第 7 条第 2 項では、「前渡資金精算」及び「支払残額の戻入」(表 45 の太字部分)について、次のように定められている。

第7条

2. 前渡資金は、学期毎に精算するものとし、前渡資金精算報告書(総括表)(様式 4-1・2)、支払証拠を添付した前渡資金使用・精算報告書及び残額(戻入金)を8、12、3月毎の末日の属する月の翌月5日までに、担当課へ提出(前渡資金口座へ入金)するものとする。報告書及び現金の取り扱いには十分注意を行うこと。

この点、平成27年度までは、前渡資金の支払残額は精算報告書とともに各学校から教育委員会事務局(教育総務課又は学校教育課)へ現金送達袋を使用して提出する取扱いとなっていたが、平成28年度以降、各学校と教育委員会事務局との間で現金送達を行うことによる紛失、盗難等のリスクを回避するとともに、事務処理を効率化するため、インターネットバンキングを利用した口座振替による集金に変更した。

現金を取り扱う機会を少なくすることは、望ましいことといえるが、教育委員会事務局における精算報告書の精査が完了してから、口座振替を行うこととしたため、精算報告から支払残額の戻入までの期間(各学校の口座に支払残額が残存する期間)が長期化することとなっている。支払残額の集金方法を変更して日が浅いこともあるが、運用上の課題があれば、今後、見直しを図っていく必要がある。

なお、平成28年度第1学期の支払残額の戻入を行うための口座振替の際、運用変更当初における周知不足もあり、口座残高が不足していて、引き落とし不能となったため、後日、現金を持参した学校が2校あった。このうち、1校の学校配当にかかる現金送達袋を確認したところ、日付や金額の記載がなく、教育総務課の受領印も押印されていなかった。

口座振替の導入に伴い、今後、現金による支払残額の戻入が発生することは考えにくいですが、現金の収受が発生する場合には、その事実を適切に記録しておく必要がある。

④ 前渡資金精算報告書(総括表)の記載誤りについて(監査の結果)

学校往査の対象とした学校において、体験学習推進事業にかかる前渡資金精算報告書(総括表)上、本来は戻入額がないにもかかわらず、戻入額があるものとして、学校教育課に提出され、学校教育課においても、そのまま受領されていたものがあつた。

実際には、戻入は行われおらず、前渡資金の精算自体には誤りはないものの、今後、適切な事務処理を行うことが必要である。

⑤ 備品管理の適正化について(監査の結果)

学校往査の対象とした学校において、備品台帳一覧表(所属別)(以下、「台帳」という。)と現物との照合を行ったところ、台帳に記載はあるが現物が確認できないもの、現物は存在するが台帳に記載がないものが複数発見された。

この要因としては、事務提要では、備品について最低年1回以上、夏季休業中を利用して、台帳と現物との照合をすることとされているが、実際には、備品の実地棚卸の頻度や方法が統一されていないことが考えられる。

例えば、年1回、台帳を各教科担当者に渡して確認をとってもらっているものの、実態として、修正事項がある旨の回答されることはないとのことで、実地棚卸の効果が上がっているのか、疑問を感じる学校もあった。また、学期末ごと(年3回)に各教科担当者に備品の所在を確認してもらっているにもかかわらず、その結果を適時に台帳に反映していないため、現物と台帳の乖離が生じてしまっている学校もあった。

学校には多くの備品が所在し、所在場所も教室等に分散しているため、効果的かつ効率的な備品管理の手続きを検討する必要がある。そのため、教育委員会事務局が主導して、各学校における備品管理の手続きを比較検討し、評価すべき取組みについては、他の学校にも導入するなど、全体的に備品管理の水準を向上させる方策を検討することが望まれる。

なお、学校往査時に発見された個別の事項については、監査人の指摘を受けて、平成29年9月中に登録または廃棄の処理を行い、是正済みとなっている。

⑥ パソコン室のリース満了品の取扱いについて(監査の結果)

学校のパソコン室に、リース期間満了後のパソコンや液晶ディスプレイ等が多数存在していたが、台帳に記載されていなかった。

これらのリース契約では、リース期間が満了すると所有権がリース会社から市に移転することとなっているため、リース期間満了後のパソコン等は、市が備品として管理する必要がある。しかし、現状においては、リース期間が満了したパソコンは、教育センターがネットワーク接続により、設置場所や設置台数等を一括して把握しているが、液晶ディスプレイ等は、各学校の管理に委ねられており、台数等を把握している状況にはない。

したがって、リース期間が満了したパソコン等については、備品に準じて機種、台数及び場所等を把握・記載し、台帳で現物管理を行う必要がある。

⑦ 備品の安全管理について(監査の結果)

家庭科実習室の調理台にガスコンロがもともと設置されていなかったため、二口ガスコンロが普通教室の児童用机の上に乗った形で、調理台と接して置かれている学校があった。

ガスコンロと机、机と床、机と調理台とはそれぞれ固定されていないため、児童がつまずく、ぶつかるなどした場合に鍋がコンロごと落下したり、机ごと倒れたりする恐れがあり、危険な状態といえる。また、コンロの乗った机はステンレス張りなどの防火対策が施されていないため、火災防止上も危険である。

「豊中市火災予防条例」において、火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については次のような定めがおかれている。これに照らした場合、第 20 条第 1 項、第 18 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号等を満たしていない状態にある。

(気体燃料を使用する器具)

第 20 条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第 18 条第 1 項第 1 号から第 10 号までの規定を準用する。

(液体燃料を使用する器具)

第 18 条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。

(略)

(2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

(3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。

(4) 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。

(5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。

(以下、略)

学校によると、家庭科実習室はいわゆる被服室と調理室を兼用している教室であるため、調理実習時には、机に据え置き式のガスコンロを設置しての運用となっていることである。

一方で、学校を対象とする法定の消防点検が実施されているが、当該消防点検においては、防火扉の確認など消防施設の点検が主な内容となっており、火気を扱う特別教室について個別にチェックがあるようなものではない。

したがって、市は、安全に調理実習を行えるよう必要な対策をとるなど、備品の安全管理に努める必要がある。

3. 学校徴収金

(1) 学校徴収金の概要

① 学校徴収金の主な内容

学校徴収金を構成する費目の名称は、学校によって異なっているが、概ね表 46 のとおりとなっている。

表 46 学校徴収金を構成する主な費目

名称	主な内容(例)
教材費	教科ドリル・プリント・資料集等の副教材、副読本類 実験・実習等にかかる教材費 遠足・社会見学等の交通費及び諸経費 映画・演劇・音楽会等の鑑賞に要する経費
積立金	修学旅行・臨海学舎・自然学舎・林間学舎等の交通費及び諸経費 卒業関係費(卒業アルバム等)の経費
学級費 (学年費)	学級(学年)で共用する文具・教材等にかかる経費
生徒会費	生徒会活動、クラブ活動に要する経費
PTA 会費	PTA 活動に要する経費

② 学校徴収金の徴収方法等

学校徴収金の徴収方法についても、各学校により異なっている。

積立金、生徒会費、PTA 会費のように、月々定額を徴収する費目については、原則として口座振替によっているが、教材費のように実費請求となる項目については、集金袋を使用して現金で徴収している学校と口座振替によっている学校に分かれている。

また、徴収した学校徴収金の管理方法についても、学校ごとに異なった取扱いとなっているが、現在、教育委員会では「保護者負担費検討委員会」を立ち上げて、統一的な取扱いを整備すべく検討を行っている。

(2) 監査の結果及び意見

① 学校徴収金の取扱いの統一化について(監査の意見)

前述のとおり、学校徴収金の取扱いについては、「学校徴収金マニュアル概要版」が作成されているが、個別具体的な事務処理手続きを網羅するようなマニュアルとはいえない。また、「学校徴収金マニュアル概要版」において、学校徴収金を扱わない職員による会計監査を実施すると記載されているが、未実施となっている学校も見受けられるなど、「学校徴収金マニュアル概要版」が十分に浸透しているとは言えない面もある。

学校往査時の学校事務職員へのヒアリングにおいても、「学校徴収金の事務は学校事務職員の標準的職務内容に位置付けられているにもかかわらず、明確なマニュアルがない。」といった意見や「現状では学校によって方法が異なるので、転勤の際、慣れるのに苦労する」といった意見が聞かれた。

学校の規模がそれぞれ異なることもあり、学校徴収金の取扱いを完全に統一することは難しいが、最低限遵守すべき手続きや作成すべき帳簿の様式などについて記載したマニュアルを作成することが望ましい。

その際、学校事務職員が1名しか配置されていない学校においても、他の教員等によるチェックを必須とするなど、1名のみで事務が完結できない仕組みを構築する必要がある。

なお、「保護者負担費検討委員会」では、PTA会費を当面の検討対象から除外しているが、PTA会計について、通帳の管理も含めて学校事務職員が行っている事例があった。当該事例等を踏まえると、「保護者負担費検討委員会」において現在の検討対象について一定の取扱いが整理できたのちには、次の段階として、PTA会費についても、その取扱いについて検討する必要がある。また、PTAや同窓会等が、学校から独立して設置されている活動団体であることを考慮すると、PTA等に対する教職員の従事状況を把握したうえで、学校がPTA等から正式に委任を受ける等の手続きを行う必要もある。

実務に即した有用なマニュアルを作成するために、「保護者負担費検討委員会」における活発な議論を期待する。

② 現金を保管する場合の管理水準の向上について(監査の意見)

資金管理においては、一般的に、口座振替等の銀行預金による管理を行う方が、現金による管理を行うよりも、盗難、紛失などの事故が発生するリスクが低いといえる。

しかし、教材費について現金徴収によっていたり、徴収は口座振替によっていたとしても、納入業者に支払うために引き出した現金を金庫に保管したりするケースがある。

また、現金で徴収した教材費について、全員分の集金が完了し、納入業者への支払を行うまでの間、教員の机の引き出しに保管されるケースもあった。

現金を保管する場合には極力保管期間を短くすべきであるが、現金出納簿を作成し、常に実際の残高と現金出納簿の残高を照合できるようにしておき、定期的に校長、教頭などが確認を行うなど、管理水準を向上させることが望まれる。

③ 学校徴収金の未納に伴う問題点について(監査の意見)

学校によっては、学校徴収金の支払いが滞る保護者が散見され、教職員が個人的に立替えせざるを得ない状況になっているケースがあった。また、学校徴収金の徴収が進んでから教材等の納入業者への支払いを行う結果、支払いが遅延していたケースもあった。

学校徴収金の未納に伴う問題点については、教育委員会が実態を調査し、対応を検討するとのことであるので、教育委員会による迅速な対応が望まれる。例えば、「保護者負担費検討委員会」で徴収についても統一的なマニュアルを作成し、滞納が生じた場合には教育委員会としても各学校を指導することが考えられる。

④ 負担区分の整理について(監査の意見)

これまで述べたとおり、学校を運営するにあたって必要となる経費については、公費で負担しているものと、私費(学校徴収金)で負担しているものに区分される。さらに、学校徴収金は、保護者からの直接の負担によっているものと、PTA会費をもとにしたPTA会計からの負担によっているものとに区分される。

学校の中には、PTA会計の負担により備品を設置している事例があったが、PTA会計から支援を受けて備品を設置する場合には、事務提要に従い、寄附手続を行う必要がある。

また、教材費についてPTA会計から負担を受けている事例や同窓会費を学校徴収金として保護者に負担を求めている事例もあった。学校徴収金は、学校の管理運営・教育活動に要する経費のうち、児童生徒の個人の所有物にかかる経費や教育活動の結果として生じる直接的利益が児童生徒に還元される経費について、受益者負担の原則に基づき、負担を求めるものである。この観点からは、負担関係を整理する必要がある。

このように、経費の負担について、各学校の判断に委ねられている現状にある。したがって、経費の負担区分について、教育委員会として、原則的かつ統一的な取扱い基準を定める必要がある。これは、公費で負担すべき経費と学校徴収金として保護者等が負担すべき経費を適正に区分して取り扱うことはもちろん、学校徴収金について

も、児童生徒に直接還元される経費とそれ以外の経費とに区分することが必要であり、負担区分に応じた取扱いを検討することが含まれる。

学校を運営するにあたって必要となる経費の負担区分について、「保護者負担費検討委員会」における活発な議論を期待する。

以上